

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）
（原案）

芦屋市民憲章

昭和39年（1964年）5月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨	P.	1
2 計画の位置付け	P.	3
3 対象期間	P.	4
4 適用範囲	P.	4
5 計画の進行管理	P.	5

第2章 ごみ処理の現況

1 ごみ処理事業の実施状況	P.	6
2 分別区分	P.	8
3 収集・運搬	P.	11
4 中間処理	P.	15
5 最終処分	P.	17
6 ごみ排出量	P.	20
7 ごみ処理量	P.	25
8 ごみ処理経費	P.	30
9 ごみ処理の評価	P.	31

第3章 前計画の評価

1 前計画の基本理念と基本方針	P.	34
2 前計画目標値達成状況	P.	35
3 前計画の方策取組状況	P.	39

第4章 課題の整理

1 排出抑制，減量化・再資源化	P.	49
2 分別区分及び収集・運搬	P.	51
3 中間処理	P.	52
4 最終処分	P.	52

第5章 目標値の設定

1 目標項目	P.	53
2 予測値	P.	55
3 目標値	P.	58

第6章 ごみ処理基本計画の策定

- 1 基本理念及び基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・P. 72
- 2 目標値を達成するための方策・・・・・・・・・・・・P. 73
- 3 分別区分及び収集・運搬計画・・・・・・・・・・・・P. 83
- 4 中間処理計画（ごみ処理施設整備計画）・・・・P. 85
- 5 最終処分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 90
- 6 その他必要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 91
- 7 関連計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 93

語句の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 96

資料編

- 資料① 市概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 109
- 資料② ごみ排出量及び処理量予測・・・・・・・・・・・・P. 118
- 資料③ 目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 135

- 参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 144
 - 分別のポイント：雑がみとは・・・・・・・・・・・・P. 145
 - 排出のポイント：ペットボトルの出し方・・・・・・・・P. 145
 - いろいろな環境ラベル・識別マーク・・・・・・・・P. 146
 - ごみの分別の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・P. 147
 - 家庭でできるごみ減量化のための工夫・取組事例・・P. 147
 - 事業者ができるごみ減量化のための工夫・取組事例・・P. 150
 - 店頭回収とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 152
 - 目標値とごみ処理経費の「見える化」・・・・・・・・P. 153

計画の構成（計画策定に至るプロセス）

第1章 計画の基本的事項	
1 策定の趣旨	P. 1
2 計画の位置付け	P. 3
3 対象期間	P. 4
4 適用範囲	P. 4
5 計画の進行管理（資料1 市概況）	P. 5

本計画の趣旨、対象期間等の基本的事項を取りまとめています。

第3章 前計画の評価	
1 前計画の基本理念と基本方針	P.34
3 前計画の方策取組状況（概要・分類）	P.39

前計画の内容を整理しています。

第2章 ごみ処理の現況	
1 ごみ処理事業の実施状況	P. 6
2 分別区分	P. 8
3 収集・運搬	P.11
4 中間処理	P.15
5 最終処分	P.17
6 ごみ排出量	P.20
7 ごみ処理量	P.25
8 ごみ処理経費	P.30

前計画策定後の本市のごみ処理事業の実績を整理しています。

第2章 ごみ処理の現況	
9 ごみ処理の評価	P.31
第3章 前計画の評価	
2 前計画目標値達成状況	P.35
3 前計画の方策取組状況（現況）	P.39

前計画策定による効果、目標の達成状況等を検証しています。

第3章 前計画の評価	
3 前計画の方策取組状況（対策）	P.39
第4章 課題の整理	
1 排出抑制，減量化・再資源化	P.49
2 分別区分及び収集・運搬	P.51
3 中間処理	P.52
4 最終処分	P.52

検証結果から新たに見えた課題を整理しています。

第5章 目標値の設定	
1 目標項目	P.53
2 予測値（資料2 ごみ排出量及び処理量予測）	P.55
3 目標値（資料3 目標値の設定）	P.58
第6章 ごみ処理基本計画の策定	
1 基本理念及び基本方針	P.72
2 目標値を達成するための方策	P.73
3 分別区分及び収集・運搬計画	P.83
4 中間処理計画（ごみ処理施設整備計画）	P.85
5 最終処分計画	P.90
6 その他必要事項	P.91
7 関連計画等	P.93

本市の現況や課題を踏まえ、今後本市が目指すべきごみ処理事業のあり方等を検討しています。

前計画

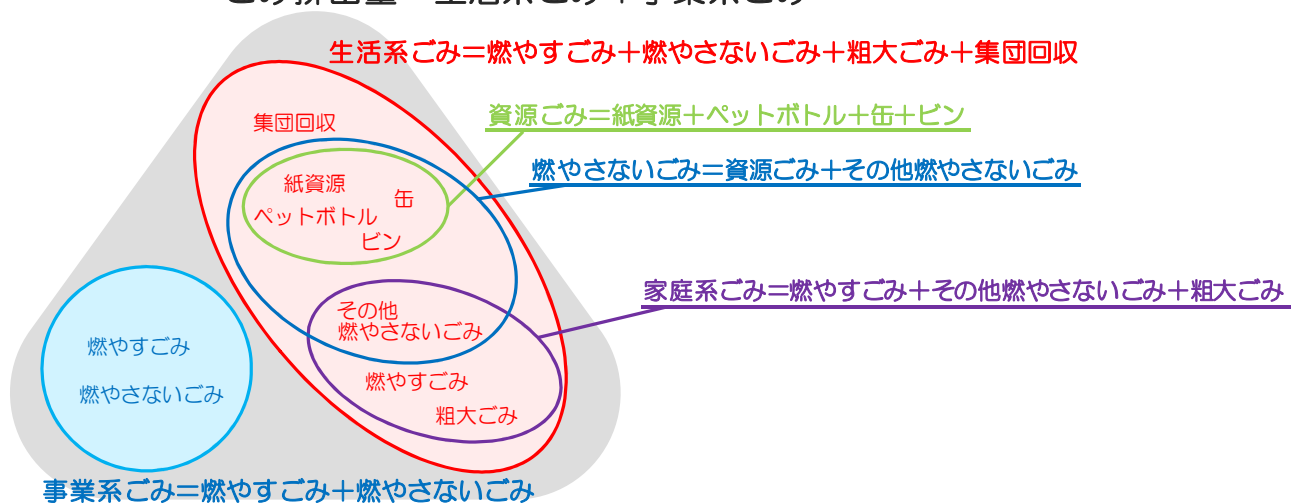
（平成24年3月策定）
中間目標年度
平成27年度
目標年度
平成32年度

本計画

（平成29年3月策定）
中間目標年度
平成32年度
目標年度
平成38年度

●ごみの種類

ごみ排出量＝生活系ごみ＋事業系ごみ



●処理区分別表

ごみ排出量	生活系ごみ	
	燃やすごみ	
	燃やさないごみ	資源ごみ
		紙資源
		ペットボトル
		缶 ビン
	その他燃やさないごみ	
	粗大ごみ	
	集団回収	
	事業系ごみ	
燃やすごみ		
燃やさないごみ		

※ この表は、「排出量」、「処理量」の表において使用します。

・ごみ排出量

生活系ごみと事業系ごみの合計で本市が処理に関与する一般廃棄物の全量。なお、資源ごみ（食品トレイ、紙パック等）をスーパー等で独自に回収している店頭回収は含まない。

・生活系ごみ

市民が生活する上で発生する一般廃棄物

・家庭系ごみ

生活系ごみから資源ごみ及び集団回収を除いた一般廃棄物

・事業系ごみ

事業者が事業活動をする上で発生する一般廃棄物

・集団回収

地域住民団体（自治会、婦人会、子供会等）が独自に回収する資源ごみ

・リサイクル率

回収した資源化量の割合を示す。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{回収した資源化量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収}} \times 100$$

・最終処分量

燃やすごみ等の焼却処理の過程で発生する焼却灰・バグ灰で、最終処分（埋立処分）する量

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動により、私たちは物質的豊かさを手に入れてきました。

しかし一方で、大量の廃棄物が発生することになり、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇や地球温暖化等、地球規模での環境問題が生じています。

国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正、各リサイクル法の制定等、法整備が進められてきました。

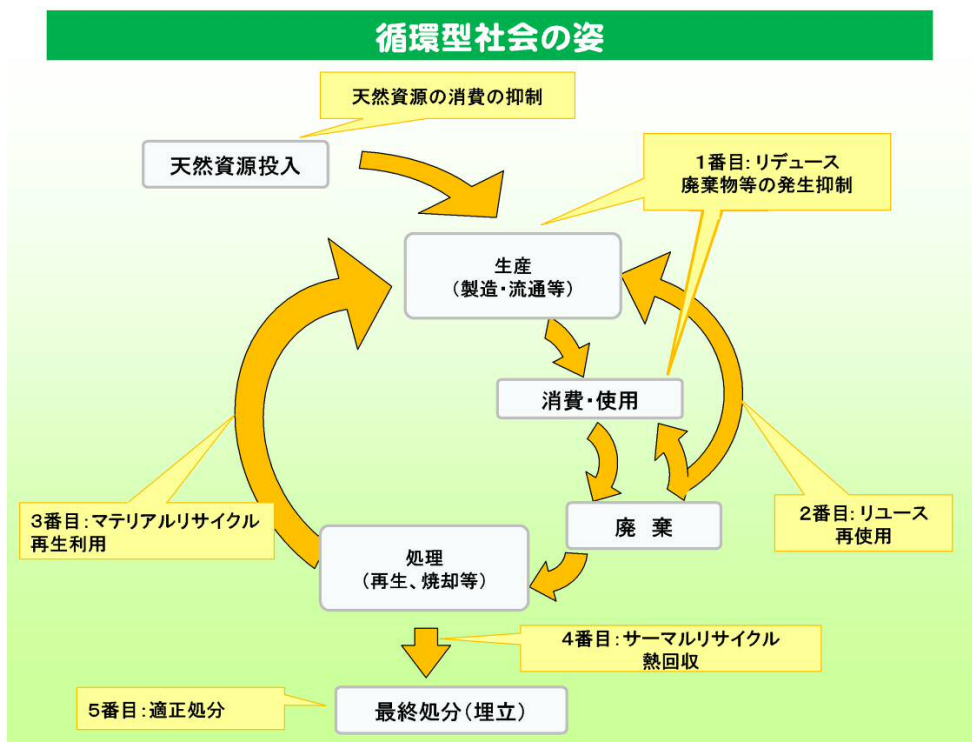
これらの法体系のもと、できる限りごみの①発生抑制をし、次にごみとなったものは不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しながら、②再使用、③再生利用、④熱回収の順に循環的な利用を徹底した上で、なお、適正な循環的利用が行われないものは⑤適正処分を行うとした循環型社会の構築が推進されてきました。

芦屋市（以下「本市」という。）では、「家庭ごみハンドブックの各戸配布」、「持ち込みごみ予約制の導入」、「スリム・リサイクル宣言の店の指定」のほかに、適正処理の推進や不法投棄対策等を実施し、ごみの減量化・再資源化を推進し、国と同様に循環型社会の構築を目指してきました。

今後の社会情勢の変化や様々な問題等に対応し、循環型社会の構築を目指すためには、更なる廃棄物の減量化・再資源化を推進していくとともに、適正処理・処分を実施し、環境への負荷低減を図る必要があります。

これらの状況から、平成24年3月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を見直し、新たな「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

図表 1-1 循環型社会の姿



出典：「循環型社会への新たな挑戦」(環境省)



(注) 発生抑制・・・ごみとなる製品そのものの生産や消費・使用を抑制します。

(注) 再使用・・・不要となった製品や部品等をそのまま『生産』、『消費・使用』として再使用します。

(注) 再生利用・・・廃棄された資源ごみを再資源化し製品等の原料として再生利用します。

(注) 熱回収・・・廃棄されたごみを焼却する過程で発生する熱エネルギーを有効利用します。

(注) 適正処分・・・焼却処理の過程で発生する焼却灰等を適正に埋立処分します。

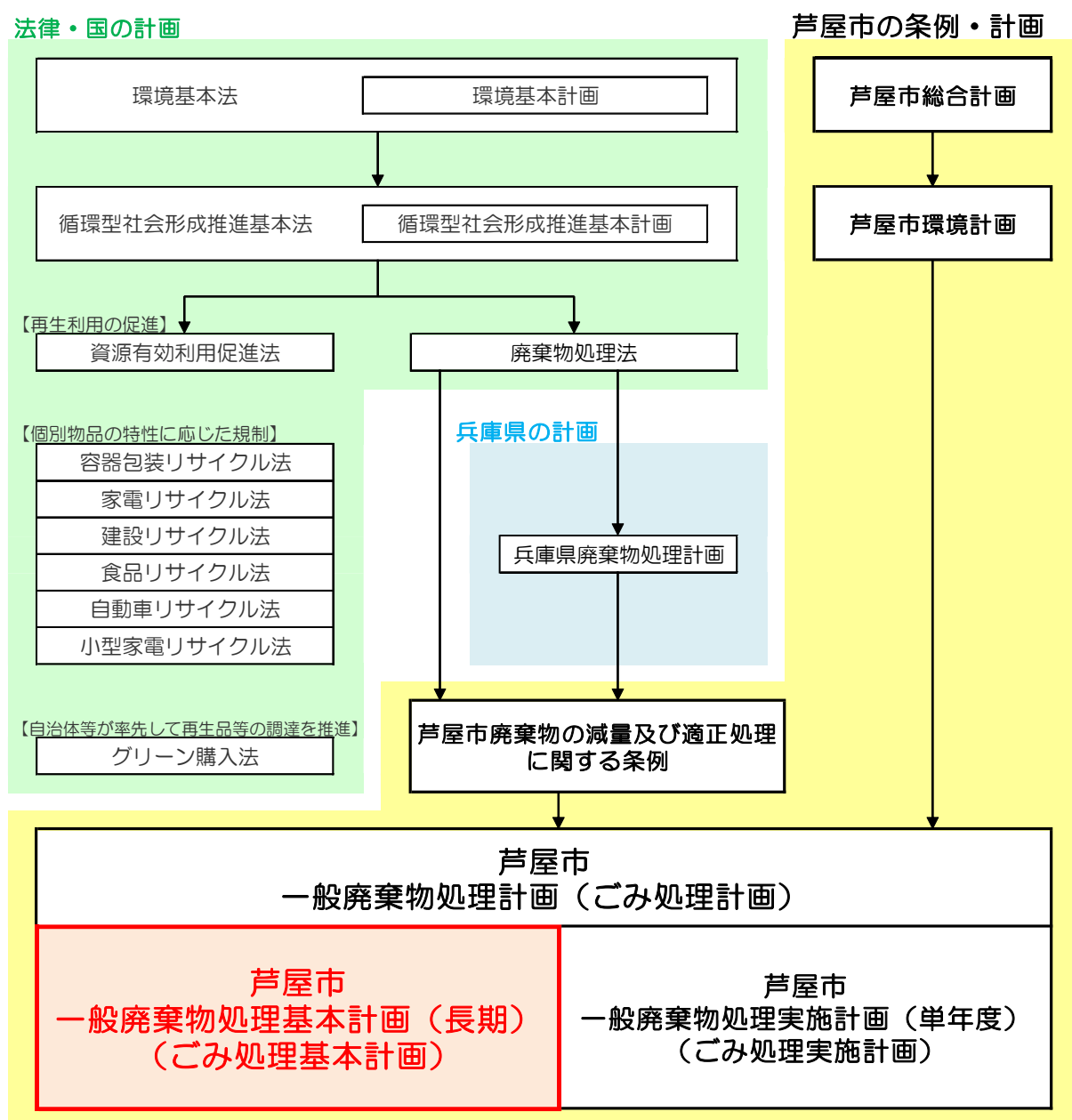
2 計画の位置付け

本計画は、「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づいて定めるものです。

本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものとして位置付けられています。

また、国・県の関連法令や計画などに加えて、本市における上位計画である「芦屋市環境計画」や関連する諸計画との整合を図ります。

図表 1-2 本計画と他計画等の関係図



3 対象期間

本計画は、計画初年度を平成 29 年度、目標年度を平成 38 年度とした 10 年間の長期計画とします。

本計画の中間目標年度は、国の目標年度に合わせ、平成 32 年度で設定します。

なお、本計画は、中間目標年度の平成 32 年度に限らず、本計画の主要な事項に変更が生じた場合、必要に応じた見直しを実施します。

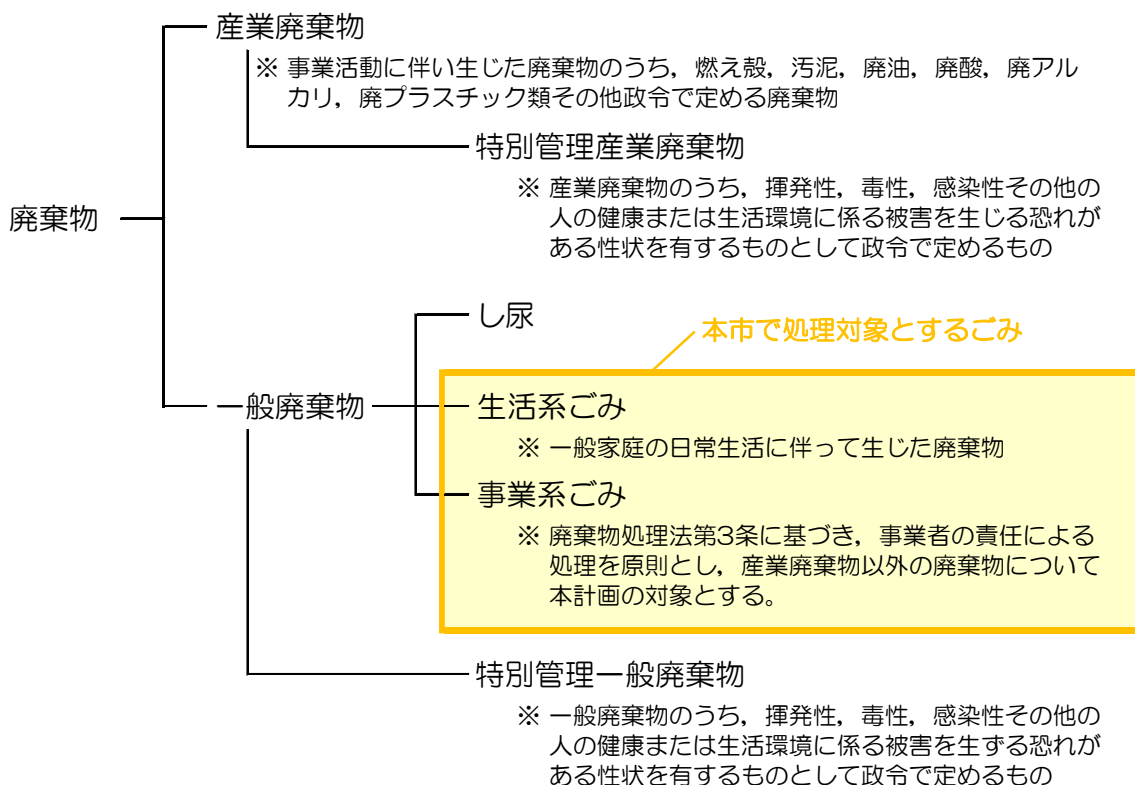
図表 1-3 対象期間



4 適用範囲

本計画で対象とする廃棄物の範囲は、本市で発生する全ての一般廃棄物(ごみ)とします。

図表 1-4 適用範囲



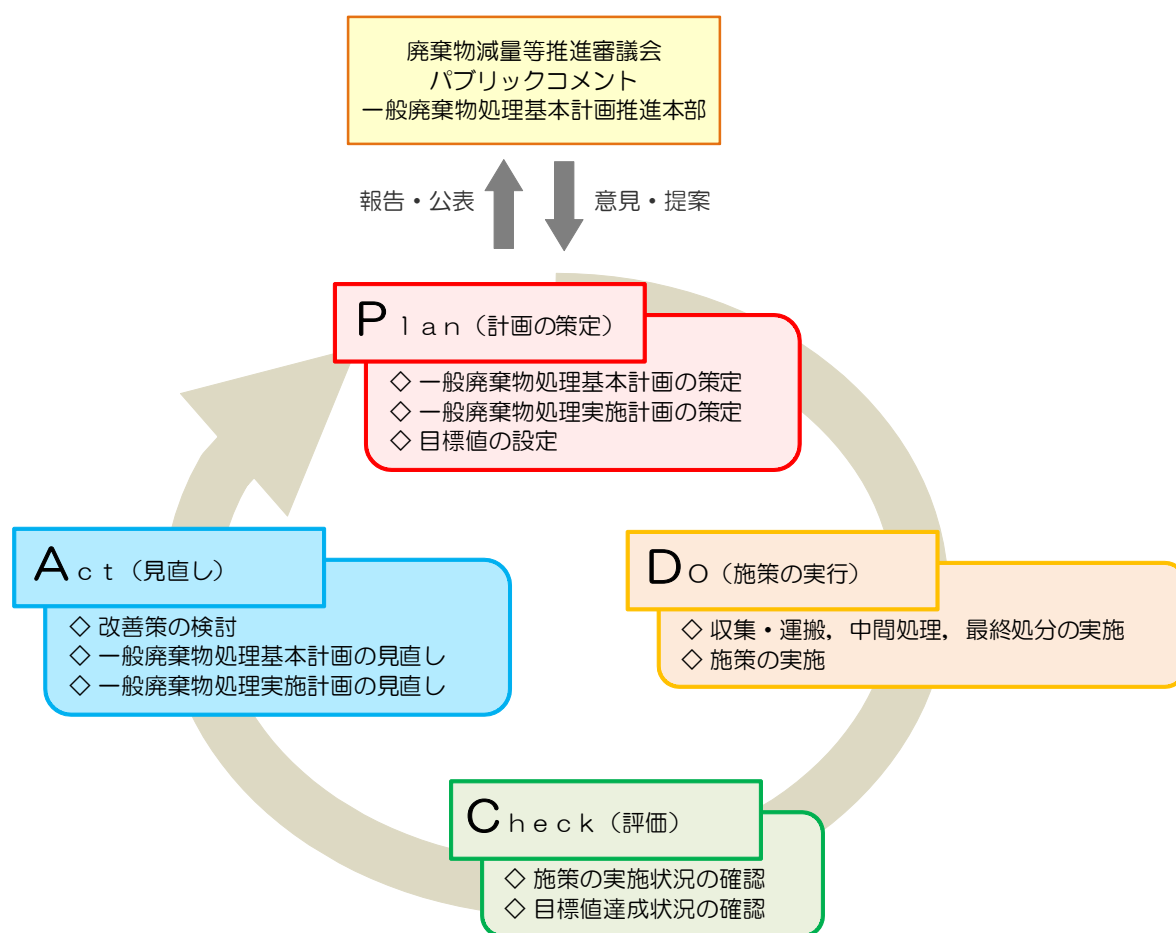
5 計画の進行管理

本計画における具体的な施策の推進に当たっては、市民・学識経験者・関係団体等の代表者等で構成される「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」及び市長を本部長とする「芦屋市一般廃棄物処理基本計画推進本部」で施策の実施状況等を報告し進行管理を行います。

進行管理については、施策の実施状況の行政評価（施策評価）を行い、施策目標ごとに進捗状況を確認し、実施計画及び次期基本計画に反映します。

進捗状況を確認するものとしては、施策の実施状況や実績値等を活用します。

図表 1-5 本計画のPDCA サイクル



- 本計画では、「市（行政）が課題への対策を実施すること、あるいはその計画」を「施策」と表現し、「市民・事業者・市（行政）が課題に対して取り組むための手段、方法、対策」を「方策」と表現します。

第2章 ごみ処理の現況

1 ごみ処理事業の実施状況

本市は、昭和15年に旧精道村の市制施行により誕生しました。

主なごみ処理事業としては、パイプラインによるごみ収集の開始（昭和54年度）、集団回収制度の開始（昭和56年度）、ごみ処理基本計画の策定（平成7年度）等があります。

また、直近では、持ち込みごみの予約制導入（平成26年度）、ペットボトル収集頻度変更（平成27年度）等を実施しており、各時代背景に即したごみ処理事業を実施しています。

本市のごみ処理事業の実施状況は以下のとおりです。

図表 2-1 ごみ処理事業の実施状況

年度	市の状況・人口	施設の状況	分別の状況	手数料・助成の状況
M22	精道村誕生 人口3,285人			
T9	住宅化が進む 人口11,151人			
T15			ごみ収集開始（5日に1回収集）	
S6		1代目焼却施設（南宮町）竣工 32年間稼働		
S15	人口39,137人			
S34	人口53,911人		不燃物収集開始	
S38	人口61,188人	2代目焼却施設（10t×4炉=40t/日・南宮町）建替え 14年間稼働		
S45	人口68,782人	焼却施設規模変更（40t/日→60t/日）		
S51	芦屋浜地域完成 人口75,332人			
S52	人口75,453人	3代目焼却施設（75t×2炉=150t/日・浜風町）建替え 19年間稼働		
S54	人口78,600人	パイプライン（芦屋浜地域）運転開始		
S56	人口82,614人		芦屋浜地域 カン・ビン分別収集開始	資源ごみ集団回収助成制度開始
H2	人口87,879人		古紙回収開始	
H3	人口87,567人		牛乳パック回収開始	生ごみ堆肥化容器購入助成制度モニター実施
H4	人口87,541人		・ニカド電池回収開始 ・5分別収集開始（不燃ごみ→カン・ビン・その他）	生ごみ堆肥化容器購入助成制度開始
H5	人口87,127人		フリーマーケット開始	
H7	・阪神・淡路大震災（芦屋市の30年分に当たる震災ごみが発生） ・ごみ処理基本計画策定 人口80,746人			

年度	市の状況・人口	施設の状況	分別の状況	手数料・助成の状況
H8	・第1回公害防止協定による運営協議会開催（焼却施設） 人口80,780人	4代目焼却施設（115t×2炉=230t/日・浜風町）建替え 現在稼動中	粗大ごみの再資源化開始	廃棄物処理手数料改定（100kg当たり250円→700円）
H9	人口81,140人		粗大ごみリユースフェスタ開始	
H10	人口82,430人	パイプライン（南芦屋浜地域の一部）運転開始		
H11	人口83,993人			資源ごみ集団回収報奨金改定（1kg当たり5円→6円）
H12	人口85,642人		6分別収集開始（ペットボトル（追加））	
H13	人口87,186人			・家電4品目の有料処理開始 ・粗大ごみ（88品目）の有料収集処理開始（申込制） ・公共事業の廃棄物処理手数料徴収開始
H15	人口91,075人		粗大ごみ種別増加（88品目→232品目）	
H16	人口91,826人		・資源ごみ集団回収品目からビンを対象外とする ・12分別収集開始（段ボール、雑誌・チラシ類、新聞、紙パック（追加）） ・拠点回収箱等撤去（牛乳パック回収箱、空き缶圧縮機、ニカド電池回収箱）	・廃棄物処理手数料改定（100kg当たり700円→900円） ・資源ごみ集団回収報奨金改定（1kg当たり6円→4円）
H17	ごみ処理基本計画改訂 人口92,533人			
H18	廃棄物減量等推進審議会条例制定 人口93,498人			資源ごみ集団回収報奨金上限設定（1団体年間80万円まで）
H19	人口94,399人			生ごみ堆肥化容器購入助成制度終了
H21	人口95,248人		家電リサイクル品目に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を追加	
H23	ごみ処理基本計画改訂 人口96,015人			
H24	・「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正 ・持ち去り防止パトロール開始 人口96,613人			
H26	人口96,897人			持込ごみの予約制開始
H27	人口96,616人		ペットボトル収集頻度変更（1回/月→1回/2週）	

※ M：明治，T：大正，S：昭和，H：平成を示す。

※ 人口は，M22～S15：芦屋市統計書，S34～H7：広報あしや掲載10月1日推計人口，H8～H27：広報あしや掲載住民基本台帳＋外国人登録人口（10月1日）を使用

2 分別区分

本市では 12 分別によるごみの収集を行っていますが、燃やすごみ等に多量の紙資源が混入しています。

本市の分別区分は、以下のとおりです。

現在、プラスチック製容器包装は「燃やすごみ」として、分別・収集し焼却処理しています。

図表 2-2 分別区分

分別区分	対象物	収集頻度	備考
燃やすごみ	生ごみ類, 布類, プラスチック類等	週2回	月木・火金 ※
燃やさないごみ	紙資源		
	段ボール	段ボール	月1回 第1・5週の水曜日 ※
	雑誌・チラシ等	雑誌, チラシ, その他紙類	月1回 第2週の水曜日 ※
	新聞紙	新聞紙	月1回 第4週の水曜日 ※
	紙パック	紙パック	月1回 第4週の水曜日 ※
	ペットボトル	ペットボトル	月2回 第3週の水曜日及び第1・5週 ※
	缶	スチール缶類, アルミ缶類	月1回 第3週 ※
	ビン	ジュースのビン, 調味料のビン等	月1回 第1・5週 ※
その他燃やさないごみ	小型家電, 鉄類, ガラス類, 陶器類等	月2回 第2, 4週 ※	
粗大ごみ (縦・横・高さいずれか一辺)	50cm以上の燃やすごみ, 30cm以上の燃やさないごみ	申込制	有料
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	申込制	有料
植木剪定ごみ	植木剪定の木, 枝, 葉っぱ	申込制	有料

※「収集頻度」, 「備考」欄は, パイプラインによる収集地域以外を対象とします。

図表 2-3 分別区分の表記方法

従来の分別区分では, 紙資源, ペットボトル, 缶, ビン, その他燃やさないごみは, 燃やさないごみに区分されています。

本計画では, 再資源化する紙資源, ペットボトル, 缶, ビンについては, 「資源ごみ」と表記します。

従来の分別区分		本計画の分別区分	
燃やすごみ		燃やすごみ	
燃やさないごみ	紙資源	燃やさないごみ	紙資源
	段ボール		段ボール
	雑誌・チラシ等		雑誌・チラシ等
	新聞紙		新聞紙
	紙パック		紙パック
	ペットボトル		ペットボトル
	缶		缶
	ビン		ビン
その他燃やさないごみ	その他燃やさないごみ		
粗大ごみ		粗大ごみ	
一時多量ごみ		一時多量ごみ	
植木剪定ごみ		植木剪定ごみ	

- 本計画では, 紙資源, ペットボトル, 缶, ビンについて, 排出する段階を「資源ごみ」, 中間処理後を「資源化物」, 再生事業者による再生後を「再生資源化物」と表現します。

本市で実施している焼却処理量^(注)に含まれる容器包装廃棄物^(注)量調査(年4回)では、焼却処理量のうち、約8.3%が資源ごみとして回収すべき容器包装紙類であるという結果になっています。

これは、平成27年度における焼却処理量が29,347tであることから、約2,500tの紙資源(容器包装紙類^(注)に限る。)が資源化されることなく焼却処理されていたことになり、容器包装紙類に該当しない広告紙、雑誌、シュレッダー紙及び包装紙等の紙資源を考慮すると当該量はさらに増加することが推測されます。

さらに、ペットボトル、缶、ビンについても本来分別し、資源化されるべきものですが、紙資源と同様にその一部が燃やすごみ等へ混入し、焼却処理されているため、12分別が徹底されていないと考えられます。

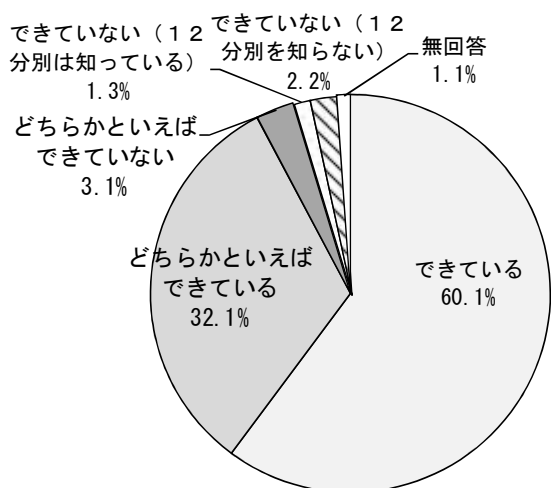
図表 2-4 焼却処理量における容器包装廃棄物混入割合

項目	H25	H26	H27	平均
金属	0.36%	0.61%	0.37%	0.44%
ガラス	0.71%	0.23%	0.35%	0.43%
紙類	7.67%	8.67%	8.50%	8.28%
ペットボトル	0.96%	2.44%	1.07%	1.49%

※ 本市調査結果から抜粋

また、市民アンケート結果から、12分別が「できている」と回答した割合は60%程度となっており、一部の資源ごみが焼却処理されていることを考慮すると、今後は、12分別が「できている」市民の割合を100%にする必要があります。

図表 2-5 12分別の実施状況(市民アンケート結果)



12分別が「できている」市民が半数以上います。

今後は、12分別が「できている」市民の割合を100%にする必要があります。

市民アンケート概要

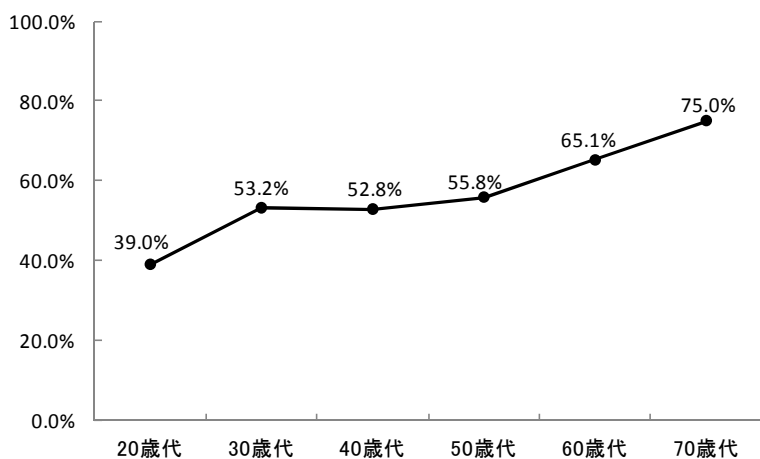
発送数	2,000通
有効発送数	1,997通
有効回答数	1,074通
有効回答率	53.8%

(注) 焼却処理量・・・燃やすごみ及び資源化施設で破碎・選別後の残渣を指し、焼却施設で焼却している量

(注) 容器包装廃棄物・・・商品を包装しているもので、中身を消費後不要となるもの

(注) 容器包装紙類・・・容器包装廃棄物のうち、紙製のものを指す。

図表 2-6 12 分別が「できている」と回答した年代別割合（市民アンケート結果）

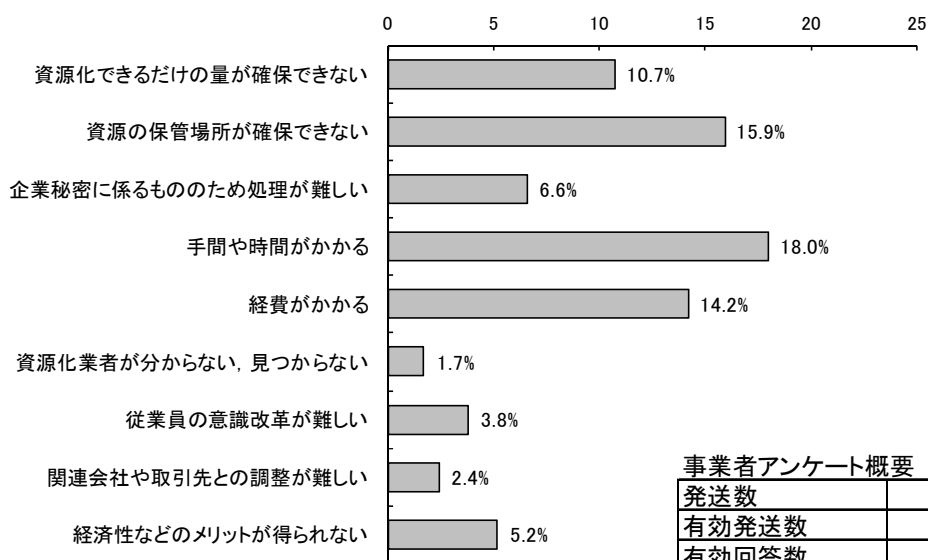


12 分別が「できている」と回答した割合を年代別で見ると、若い年代程低くなる傾向にあります。そのため、今後、若年層を中心に 12 分別の徹底を周知・啓発する必要があります。

従来、12 分別の徹底については、市民を対象として推進してきました。

しかし、焼却処理されている一部の資源ごみには、事業系ごみも混入していると考えられることや、処理コスト、労力等の課題からごみの資源化に消極的な事業所もあることから、今後、本市の事業所に対してもごみの分別の啓発を行う必要があります。

図表 2-7 資源化を進める上での課題（事業者アンケート結果）



事業者アンケート概要

発送数	1,000通
有効発送数	907通
有効回答数	289通
有効回答率	31.9%

3 収集・運搬

本市の収集・運搬体制は、生活系ごみ（集団回収は除く。）と事業系ごみとで異なります。生活系ごみは、市の責任において、ごみ収集車による車両収集及びパイプライン施設による空気輸送により収集・運搬しています。

一方、事業系ごみは、事業者自らの責任において処理を行うか、市の許可業者に委託して収集・運搬しています。

また、生活系及び事業系ごみは、事前に予約することで、芦屋市環境処理センター（以下「処理センター」という。）に直接持ち込むことができます。

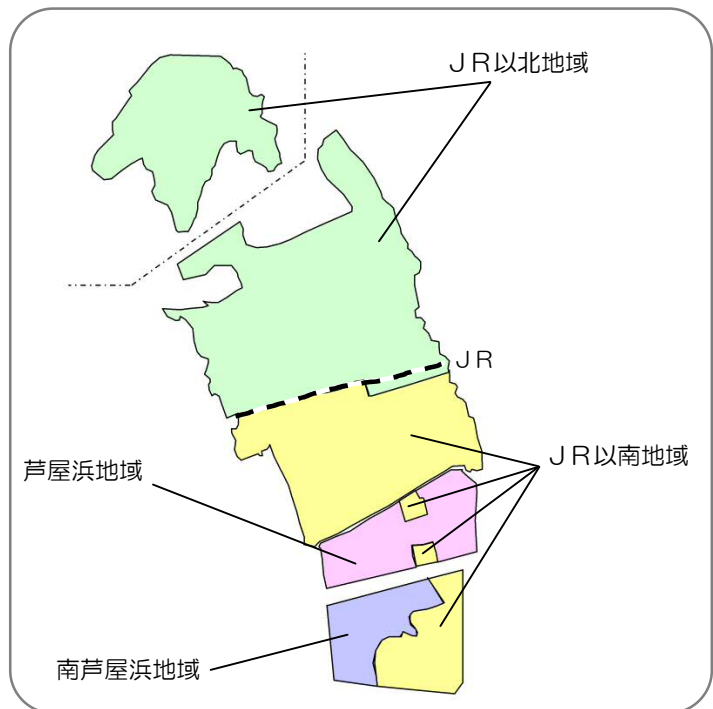
(1) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみ（集団回収は除く。）は、市職員による収集（直営）、委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集のいずれかで実施しています。

一方、事業系ごみは、事業者が自ら本市の許可業者と契約することで収集しています。

排出方法は、原則ステーション方式としていますが、植木剪定ごみ、一時多量ごみ、粗大ごみについては、申込制で市職員による収集（直営）により、戸別収集を行っています。

図表 2-8 収集・運搬区域（生活系ごみ）



図表 2-9 収集・運搬体制（生活系ごみ）

区分\区域		JR以北 地域	JR以南 地域	芦屋浜 地域	南芦屋浜 地域
燃やすごみ		委託 (ステーション)	直営 (ステーション)	パイプライン収集 直営・委託	パイプライン収集 ・直営・委託
燃やさない ごみ	紙資源			直営・委託 (ステーション)	直営・委託 (ステーション)
	段ボール				
	雑誌・チラシ等				
	新聞紙				
	紙パック				
ペットボトル	直営 (ステーション)	直営 (ステーション)			
缶					
ビン					
その他燃やさないごみ					
粗大ごみ		直営 (ステーション)	直営 (ステーション)	直営 (ステーション)	直営 (ステーション)
一時多量ごみ		直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)
植木剪定ごみ		直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)

※ 芦屋浜地域及び南芦屋浜の一部地域の「燃やさないごみ」については、収集形態が異なるため、表のように記述しています。

直営及び委託の車両収集とパイプラインでは、収集頻度や方法が違い利便性等に差はありますが、処理経費を比較すると、パイプラインの処理経費が直営及び委託の車両収集よりも割高となっています。

パイプライン施設は、芦屋浜が昭和54年から、南芦屋浜が平成10年から稼働しているため、施設の老朽化が進んでおり、大規模な改修や更新が必要になっています。

図表 2-10 収集・運搬体制別の処理経費

項目		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
直営及び委託	人口	人	78,955	79,546	80,352	80,616	80,991	81,005
	世帯数	—	35,754	36,172	36,316	36,716	36,975	37,073
	収集量	t/年	18,874	19,094	18,952	18,796	18,486	18,358
	処理経費	千円	460,760	468,506	464,263	451,292	471,690	473,984
	1人当たりの処理経費	円/人	5,836	5,890	5,778	5,598	5,824	5,851
	1世帯当たりの処理経費	円/世帯	12,887	12,952	12,784	12,291	12,757	12,785
	1t当たりの処理経費	円/t	24,412	24,537	24,497	24,010	25,516	25,819
パイプライン	人口	人	16,538	16,469	16,261	16,043	15,906	15,611
	世帯数	—	7,271	7,319	7,208	7,160	7,209	7,151
	収集量	t/年	2,816	2,742	2,731	2,987	2,844	2,783
	処理経費	千円	220,483	179,918	203,610	289,442	169,589	193,451
	1人当たりの処理経費	円/人	13,332	10,925	12,521	18,042	10,662	12,392
	1世帯当たりの処理経費	円/世帯	30,324	24,582	28,248	40,425	23,525	27,052
	1t当たりの処理経費	円/t	78,296	65,616	74,555	96,901	59,631	69,512

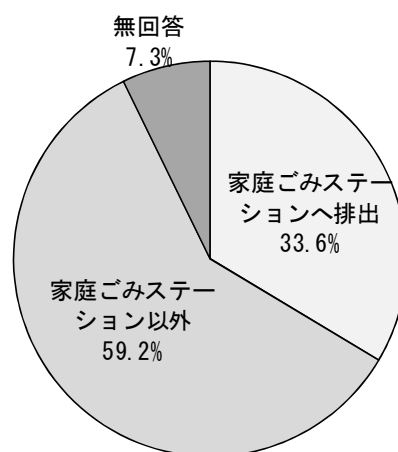
※ 表の値は、小数点以下四捨五入しています。

事業系ごみは、処理センターへ排出する場合、許可業者に収集を委託するか、処理センター（中間処理施設）へ直接持ち込むことが原則であり、家庭ごみステーションへの排出は禁じられていますが、事業者アンケート結果では、家庭ごみステーションに排出している事業者が存在しています。

本市は、小規模な事業所が多く、事業系ごみの処理コストや労力が掛かることが要因と考えられます。（10 ページ参照）

現況を是正するため、今後も事業者に対して排出ルールを周知・徹底する必要があります。

図表 2-11 事業者の家庭ごみステーションへの排出状況（事業者アンケート結果）



事業者意向調査概要

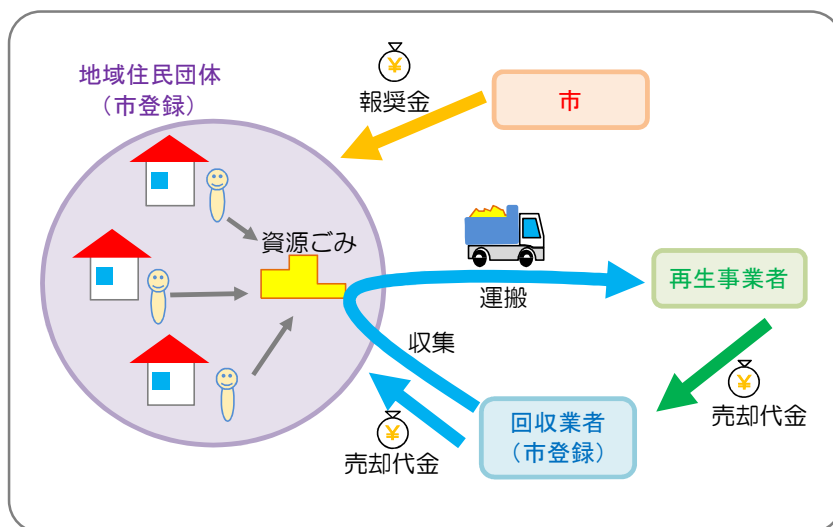
発送数	1,000通
有効発送数	907通
有効回答数	289通
有効回答率	31.9%

(2) 集団回収

本市では、資源ごみの集団回収を実施しています。

集団回収は、地域住民団体が回収した資源ごみ（段ボール、雑誌、広告紙、新聞、紙パック、その他紙類、古着、缶）を市に登録した回収業者が収集し再生事業者へ引き渡すことで、行政が直接関与することなくごみの再資源化を促進できます。また、地域住民団体は回収量に応じて市から報奨金（4円/kg）の交付を受け、回収業者からも売却代金を得ることができます。

図表 2-12 集団回収イメージ図



本市の過去6年間における集団回収の実績は、以下のとおりです。

登録団体数は緩やかに増加傾向にあるのに対し、回収量は減少傾向にあります。

図表 2-13 集団回収実績

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
登録団体数	—	157	161	160	164	165	171
回収量	t/年	4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894
報奨金	千円	16,396	16,696	16,176	16,294	15,894	15,574
1団体当たり回収量	t/年	26	26	25	25	24	23
1団体当たり報奨金	千円	104	104	101	99	96	91

【再生資源（資源ごみ）集団回収報奨金交付制度】

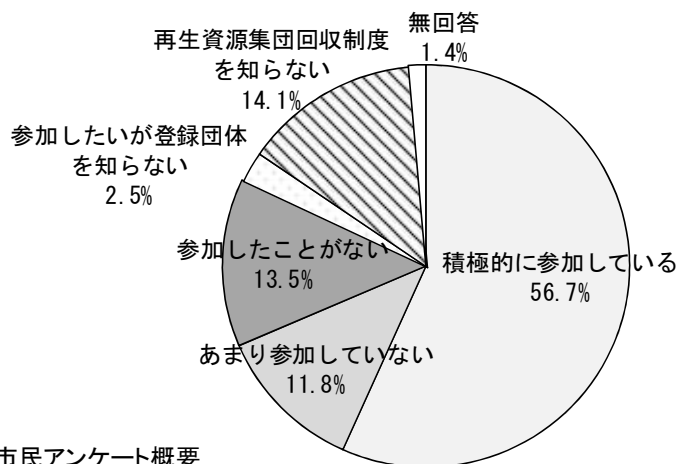
- ・ 目的・・・①市民の再生資源集団回収活動の推進 ②ごみ問題や再生資源に対する市民意識の向上 ③資源の有効利用、ごみの減量化
- ・ 対象物・・・資源ごみ（段ボール、雑誌、広告紙、新聞、紙パック、その他紙類、古着、缶）
- ・ 交付団体・・・①市内の自治会、婦人会、子供会等の地域住民で構成する団体 ②20世帯以上で構成する団体 ③月1回以上定期的に集団回収を実施し、市に予め登録した回収業者に再生資源の収集及び運搬を依頼する団体
- ・ 報奨金・・・再生資源1キログラムにつき4円
1交付団体につき、年度当たり80万円を限度

市民アンケート結果では、市民の概ね半数以上が集団回収に積極的に参加しています。

一方、参加意欲があるにもかかわらず登録団体を知らない市民や再生資源集団回収制度自体を知らない市民も存在していることから、今後、集団回収が一層推進されるよう市（行政）が市民に働きかける必要があります。

また、実施状況は、賃貸住宅居住者の参加割合が、持家居住者と比べて低い傾向にあるため、賃貸物件の家主や不動産業者への協力要請等を検討する必要があります。

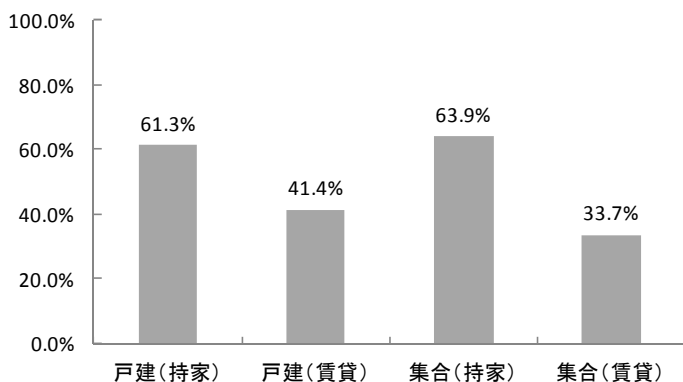
図表 2-14 集団回収の実施状況
(市民アンケート結果)



市民アンケート概要

発送数	2,000通
有効発送数	1,997通
有効回答数	1,074通
有効回答率	53.8%

図表 2-15 集団回収に「積極的に参加している」と回答した住居形態別割合
(市民アンケート結果)



(3) さわやか収集

本市では、自ら家庭ごみステーションへごみを排出することが困難であり、親族等の協力を得ることができない高齢者や障がいのある方に対し、生活系ごみ（集団回収を除く。）を戸別収集する「さわやか収集」を実施しています。



(4) 処理センターへの持ち込み

本市で発生する家庭系ごみ及び事業系ごみは、直接処理センターへ持ち込むことが可能です。

なお、平成 26 年 10 月から、持ち込みを希望する 1 週間前から前日までに予約が必要となっています。

4 中間処理

収集した燃やすごみは、処理センターの焼却施設で焼却処理しています。

また、資源ごみ、その他燃やさないごみ及び粗大ごみは、処理センターの資源化施設で資源物を回収後、残渣は焼却施設で焼却処理しています。

(1) 焼却施設

収集した燃やすごみは、処理センターの焼却施設において焼却処理しています。

焼却処理の過程で発生する排ガスは、排ガス処理設備において法規制値よりも厳しい基準値（住民協定値）まで適正に処理し、処理後の測定値をごみ搬入車両の入口に設置した電光掲示板にて常時公表しています。

焼却施設は平成8年の稼働から20年が経過し、老朽化が進行しており、今後も安定かつ効率的な施設運営を行っていくため対策を検討する必要があります。

図表 2-16 焼却施設概要



(注) 焼却灰・・・焼却処理の過程で発生する灰のうち、焼却炉から排出される灰を指す。

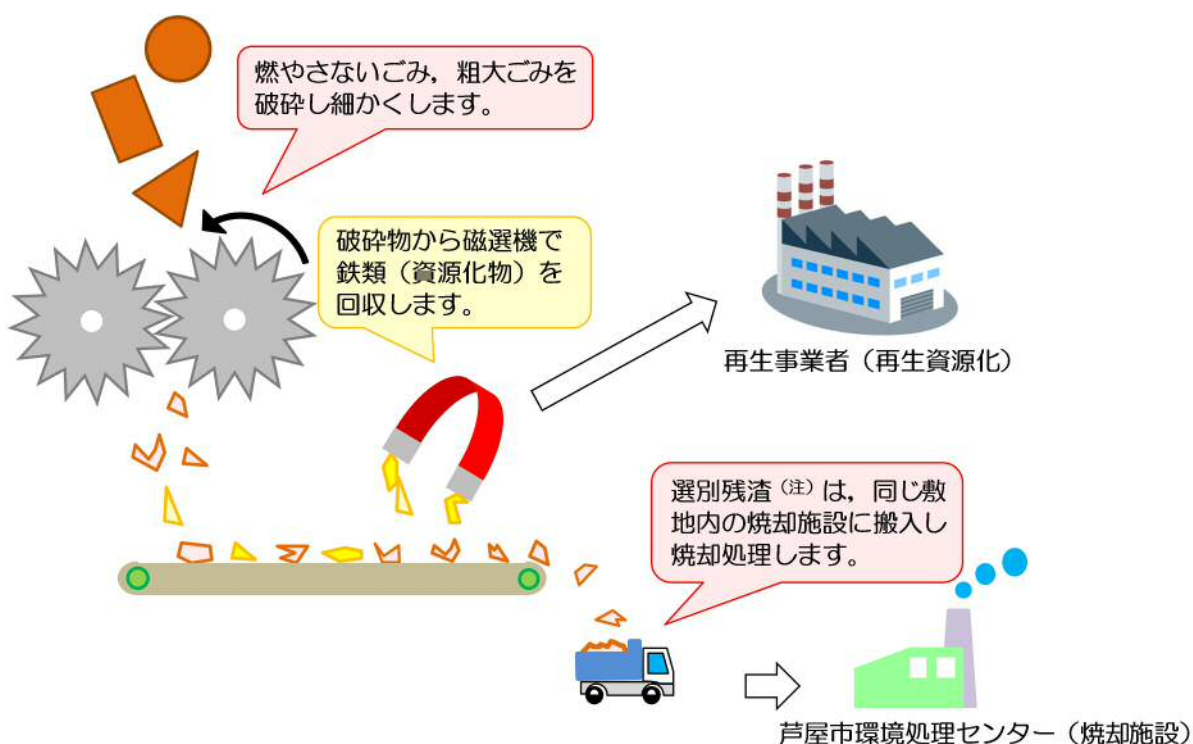
(注) バグ灰・・・焼却処理の過程で発生する灰のうち、排ガス処理設備で捕集される灰を指す。

(2) 資源化施設

収集した資源ごみ、その他燃やさないごみ及び粗大ごみは、処理センターの不燃物処理施設及びペットボトル減容施設（以下「資源化施設」という。）において適正に処理し、資源化物を回収しています。

また、平成8年度から旧焼却施設の管理棟を、再生可能な家具類・自転車等の修理・再生を行い、リユースフェスタを開催するためのリサイクルセンターとして利用しています。資源化施設も焼却施設と同様に老朽化対策が必要となっています。

図表 2-17 資源化施設概要



項 目		処理能力	稼働開始	
資源化施設	不燃物処理施設	缶圧縮設備	10t/8h	昭和52年7月1日
		切断設備	—	平成2年11月1日
		破碎設備(不燃性粗大)	5~8 t / 5h	平成4年12月1日
	ペットボトル減容施設	300kg/h	平成12年7月1日	

(注) 選別残渣・・・資源化物選別後に残る不要物

5 最終処分

焼却処理の過程で発生する焼却灰・バグ灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）が管理する「神戸沖埋立処分場」において埋立処分しています。

大阪湾フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）は、大阪湾内の海上に埋立処分場（4箇所）を整備し、大阪湾圏域の対象区域から発生する廃棄物の埋立てを行い、埋め立てた土地を、港湾施設用地や都市再開発用地等としての有効活用を図る事業で、近畿2府4県の168市町村が事業に参画しています。

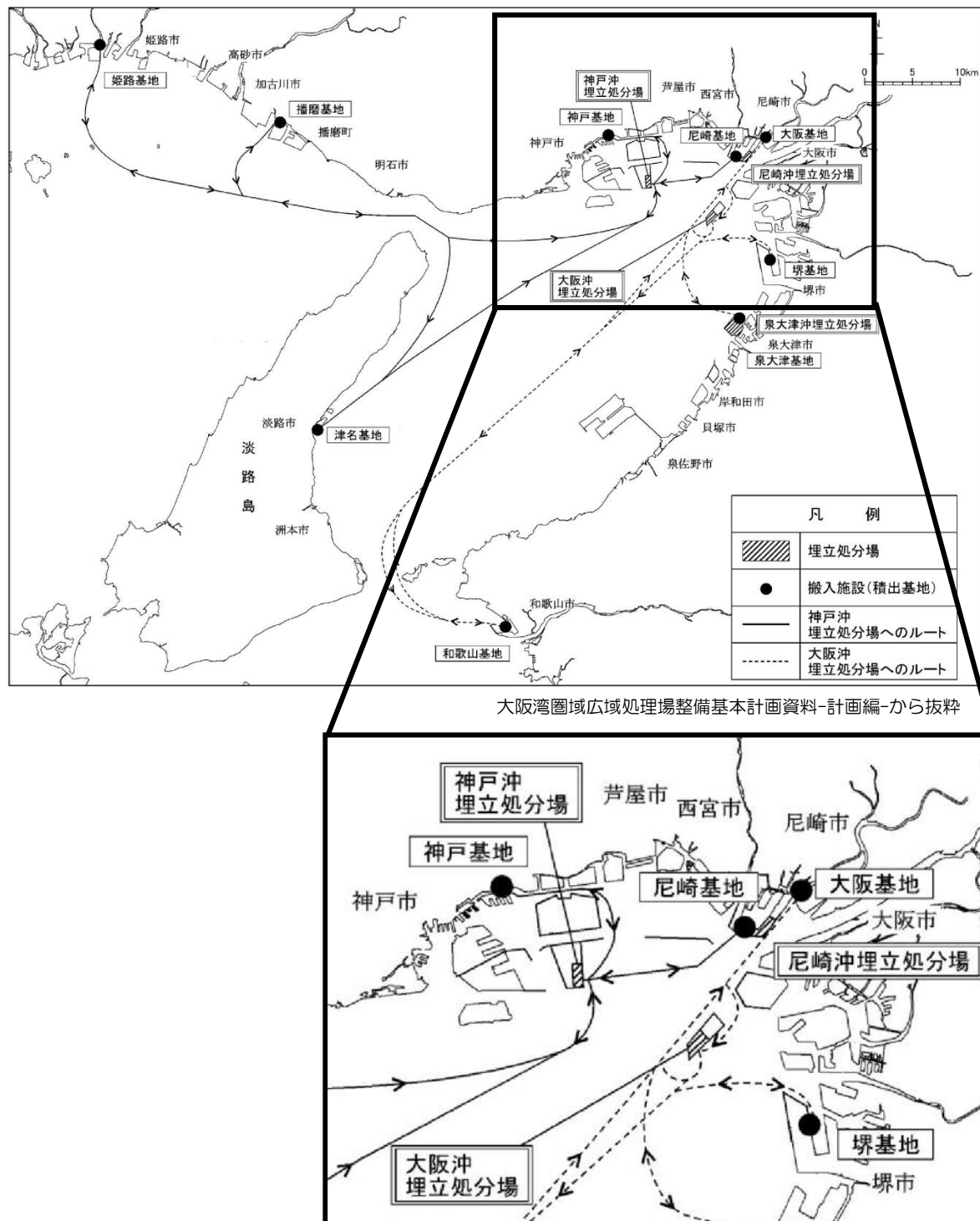
同事業の計画期間は平成39年度までとなっており、ごみの減量化・再資源化を進め、最終処分量を削減することで、少しでも長く埋立処分場を使用できるよう努める必要があります。

図表 2-18 最終処分概要



※ 大阪湾フェニックスセンターホームページを参考に作成

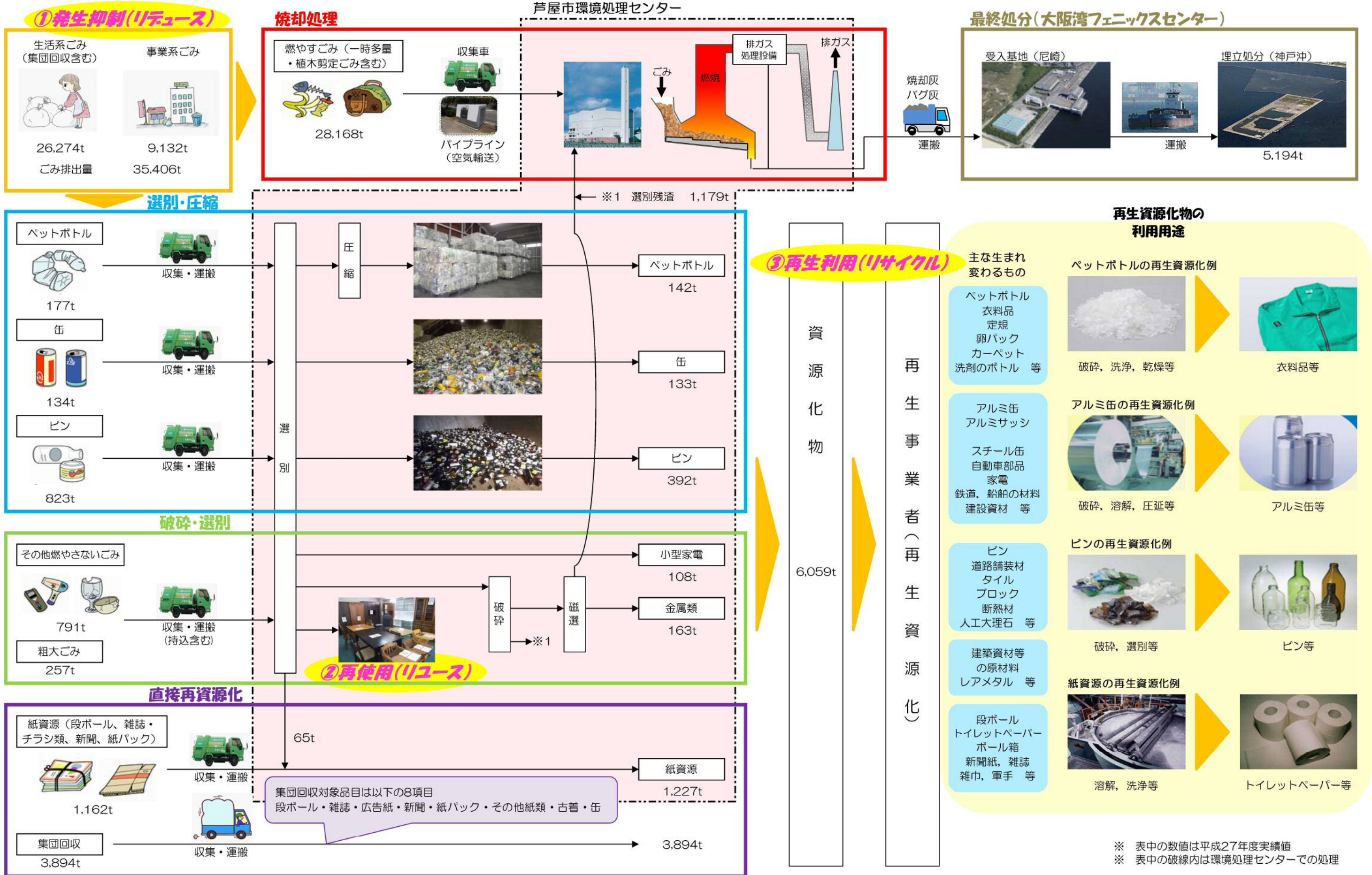
図表 2-19 搬入施設から埋立処分場までのルート



図表 2-20 神戸沖及び大阪沖埋立処分場概要（平成 27 年度末現在）

項目	単位	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
埋立開始	—	H13.12	H21.10
面積	ha	88	95
計画容量	万 m ³	1,500	1,398
埋立量	万 m ³	1,073	364
残容量	万 m ³	427	1034
進捗率	—	71.5%	26.1%
受入終了計画年度	—	H34年度	H39年度

芦屋市で発生するごみの処理フロー



3R優先度：①発生抑制(リデュース) > ②再使用(リユース) > ③再生利用(リサイクル)

6 ごみ排出量

本市のごみ排出量^(注)は、減少傾向にあります。
全国の実績値と比べると、高い値で推移しています。

本市の過去6年間(平成22~27年度)における、ごみ排出量実績とその内訳は以下のとおりです。

ごみ排出量は、国が策定している循環型社会形成推進基本計画(以下「国計画」という。)において、1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)で目標値を設定しており、全国の実績値と比較することも考慮し、当該指標で検証します。

生活系ごみは、国計画において、各年度の生活系ごみ排出量を人口及び年間日数で除して算出した、1人1日当たりの排出量(g/人・日)で目標値を設定しており、市民の日常生活活動に伴って排出されるごみであることも考慮し、当該指標で検証します。

一方で、事業系ごみは、国計画において年間の排出量(t/年)で目標値を設定しており、生活系ごみと異なり事業活動に伴って排出されることも考慮し、当該指標で検証します。

図表2-21 ごみ排出量

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生活系ごみ^(注)	26,739	26,978	26,691	26,858	26,403	26,274
燃やすごみ	19,211	19,340	19,229	19,486	19,281	19,177
燃やさないごみ						
資源ごみ ^(注)	2,358	2,406	2,410	2,379	2,281	2,296
紙資源	1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,162
ペットボトル	149	139	144	144	141	177
缶	151	131	149	146	136	134
ビン	774	827	795	801	767	823
その他燃やさないごみ	699	669	661	656	636	650
粗大ごみ	372	385	347	264	231	257
集団回収 ^(注)	4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894
事業系ごみ^(注)	10,278	10,152	10,154	10,530	9,886	9,132
燃やすごみ	10,110	10,016	10,015	10,368	9,732	8,991
燃やさないごみ	168	136	139	162	154	141
ごみ排出量	37,017	37,130	36,845	37,388	36,289	35,406
人口(人)	95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	96,616

(注) ごみ排出量・・・生活系ごみ量と事業系ごみ量の合計

(注) 生活系ごみ・・・市民が生活する上で発生する一般廃棄物(家庭系ごみ、資源ごみ及び集団回収の合計)のこと。

(注) 資源ごみ・・・生活系ごみのうち、紙資源、ペットボトル、缶、ビンのこと。

(注) 集団回収・・・地域住民団体が独自に排出する資源ごみのこと。

(注) 事業系ごみ・・・事業者が事業活動をする上で発生する廃棄物で、産業廃棄物以外の一般廃棄物のこと。

(1) ごみ排出量

本市の過去6年間（平成22～27年度）における、1人1日当たりのごみ排出量実績とその内訳は、以下のとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は、全体的に減少傾向にあります。

図表 2-22 1人1日当たりのごみ排出量（生活系及び事業系の合計）

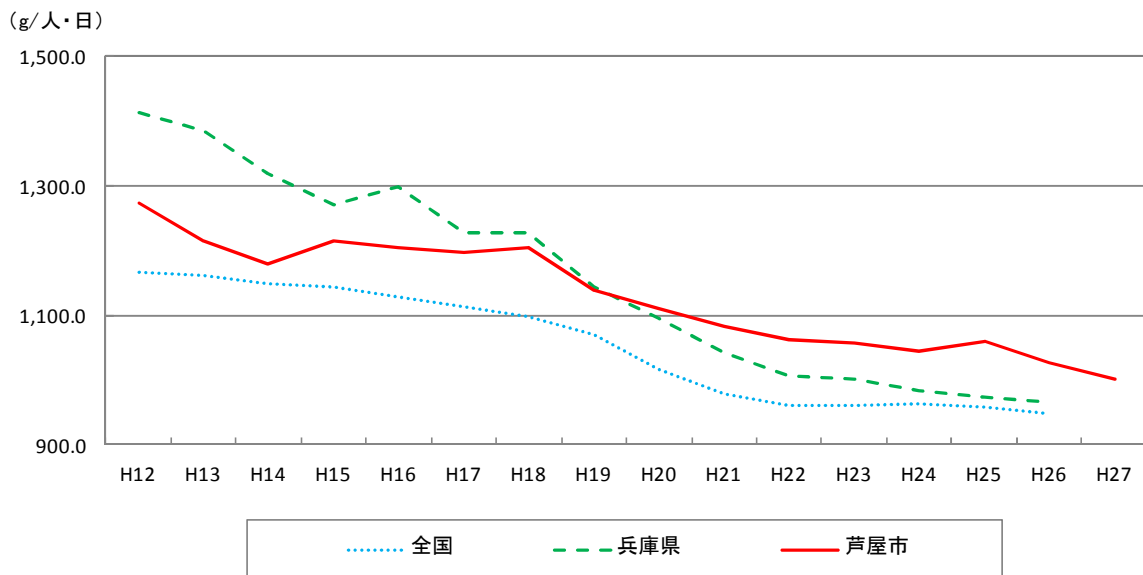
単位:g/人・日

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
生活系ごみ	767.2	767.6	756.8	761.2	746.6	743.1	
燃やすごみ	551.2	550.3	545.3	552.3	545.2	542.3	
燃やさないごみ	資源ごみ	67.6	68.4	68.3	67.4	64.5	65.0
	紙資源	36.8	37.2	37.5	36.5	35.0	32.9
	ペットボトル	4.3	4.0	4.1	4.1	4.0	5.0
	缶	4.3	3.7	4.2	4.1	3.8	3.8
	ビン	22.2	23.5	22.5	22.7	21.7	23.3
その他燃やさないごみ	20.1	19.0	18.7	18.6	18.0	18.4	
粗大ごみ	10.7	11.0	9.8	7.5	6.5	7.3	
集団回収	117.6	118.9	114.7	115.4	112.4	110.1	
事業系ごみ	294.9	288.9	287.9	298.5	279.6	258.3	
燃やすごみ	290.1	285.0	284.0	293.9	275.2	254.3	
燃やさないごみ	4.8	3.9	3.9	4.6	4.4	4.0	
ごみ排出量	1,062.1	1,056.5	1,044.7	1,059.7	1,026.2	1,001.4	

全国と本市の1人1日当たりのごみ排出量の推移は、以下のとおりです。

本市は、全国及び兵庫県の実績値よりも若干高い値で推移していますが、要因については後述する生活系ごみと事業系ごみの項目で検証します。

図表 2-23 1人1日当たりのごみ排出量推移（全国、兵庫県及び本市の実績値）



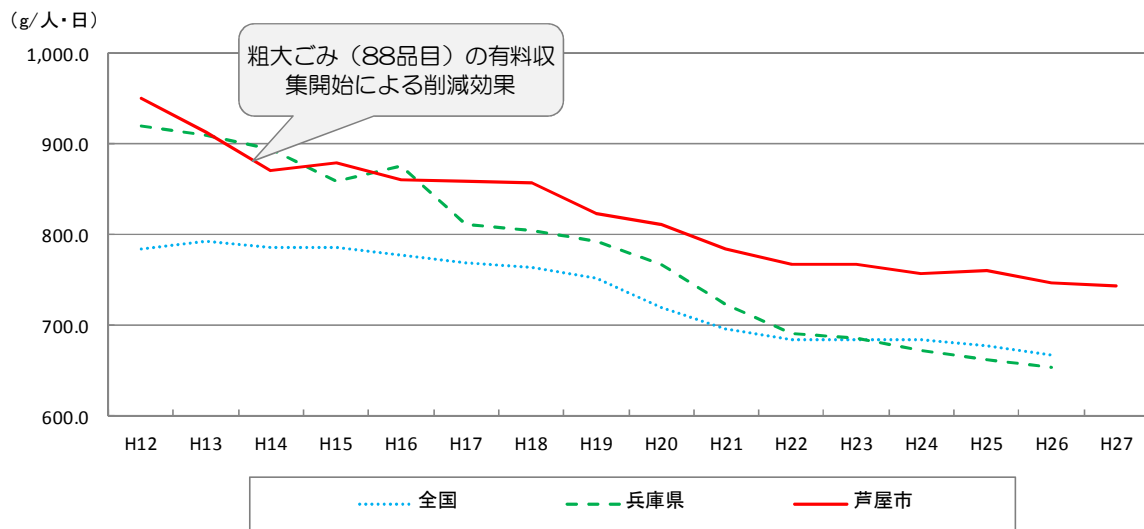
(2) 生活系ごみ排出量

全国、兵庫県及び本市の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の推移は、以下のとおりです。

本市の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は、平成 13 年度から開始した粗大ごみの有料化により大きく減量し、その後も緩やかな減少傾向で推移しています。

また、全国及び兵庫県の実績値よりも高い値で推移していますが、減少傾向は全国とほぼ同様です。

図表 2-24 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量推移（全国、兵庫県及び本市の実績値）

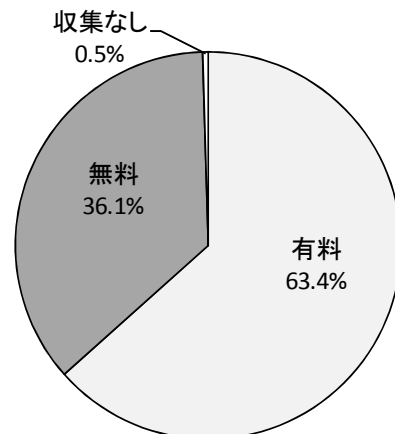


全国の生活系ごみ（粗大除く。）有料化導入の状況は、右図のとおりです。

生活系ごみの有料化は、ごみの減量化に大きな効果があり、全国の約 63%の市区町村が導入していますが、本市では導入していないことが国の実績値よりも高い要因の 1 つとして考えられます。

しかし、本市の生活系ごみは、後述する方策を推進することにより減量化が可能と考えており、有料化の導入は、今後の生活系ごみ排出量の推移を見て検討します。

図表 2-25 有料化（粗大除く）導入状況



出典：「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 26 年度）について」（環境省）

(3) 事業系ごみ排出量

全国、兵庫県及び本市の事業系ごみ排出量と事業所数の推移は、以下のとおりです。

本市の事業系ごみ排出量は、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみの予約制により、平成 27 年度においても継続して減量しています。

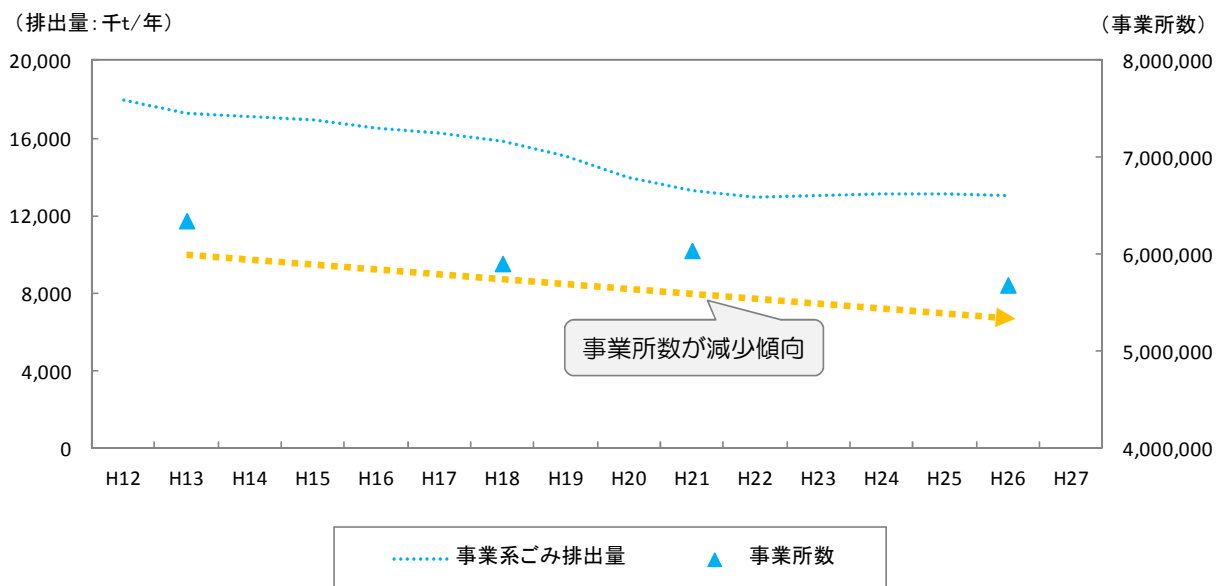
また、排出量の傾向は、全国及び兵庫県が減少傾向にあるのに対し、本市は増減を繰り返しており、一定の傾向は見られません。

事業系ごみの排出量は、経済状況や地域の事業形態の影響を大きく受け、一般的に事業所数が増加する程、増加する傾向にあります。

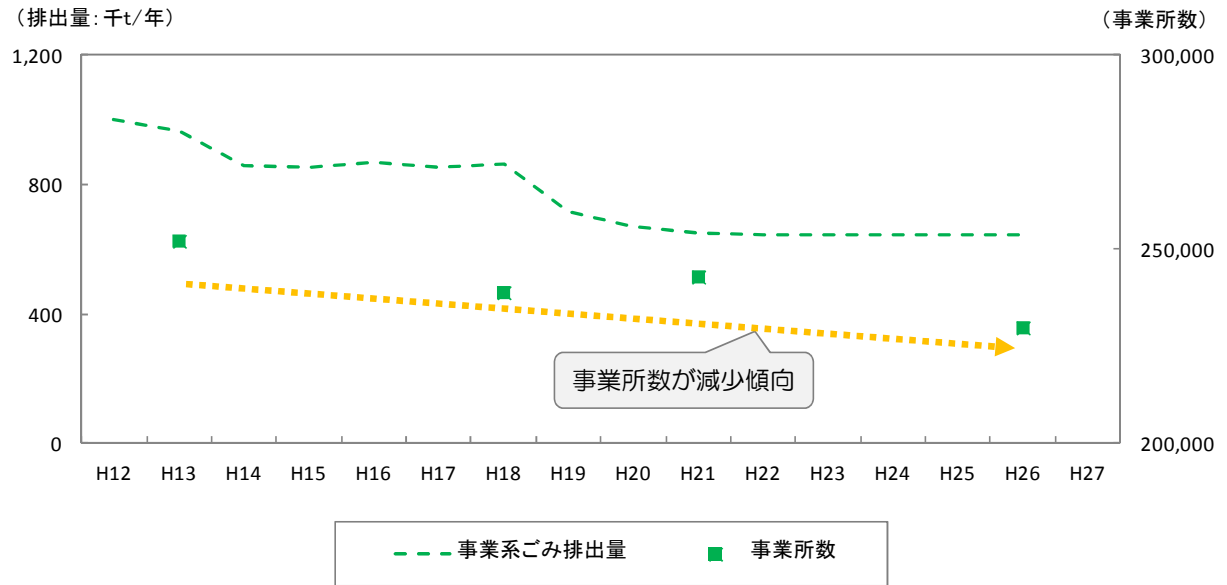
全国及び兵庫県と本市の事業所数の推移（経済センサス基礎調査）を比較すると、全国及び兵庫県の事業所数（事業内容等不詳を除く。）が減少傾向にあるのに対し、本市は増加傾向にあり、本市の事業系ごみ排出量の推移が全国及び兵庫県と乖離している要因と考えられます。

一方で、全国的に事業系ごみの減量化を図っていることや、持ち込みごみの予約制による減量効果を確認していることから、本市の事業系ごみを減量する余地は十分にあると考えられます。

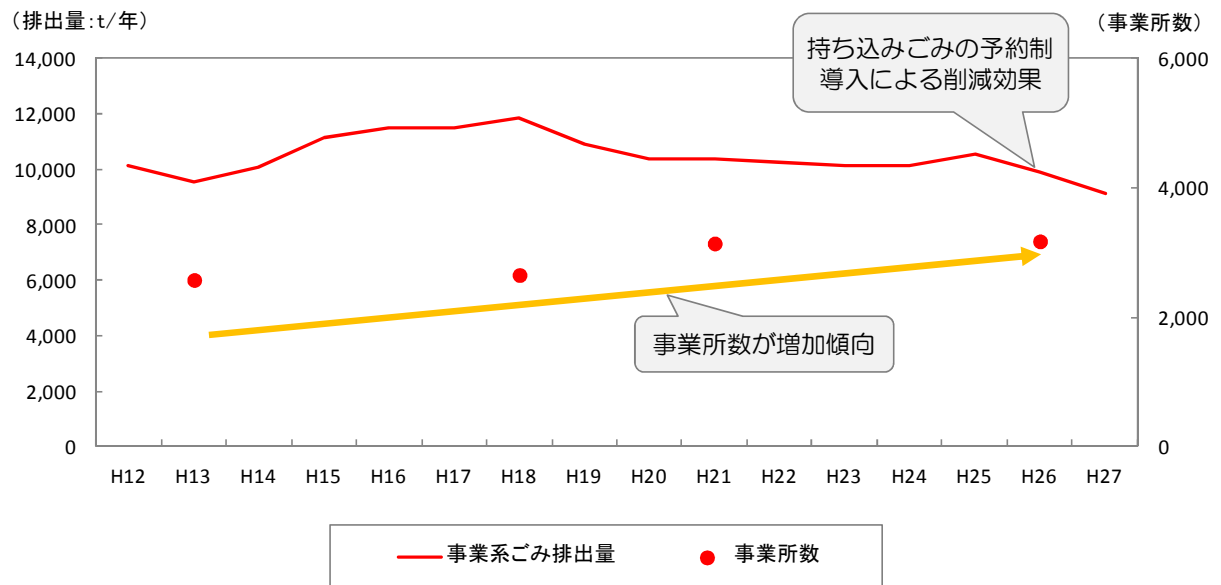
図表 2-26 事業系ごみ排出量及び事業所の推移（全国の実績値）



図表 2-27 事業系ごみ排出量及び事業所推移（兵庫県の実績値）



図表 2-28 事業系ごみ排出量及び事業所推移（本市の実績値）



7 ごみ処理量

本市のごみ処理量^(注)は、ごみ排出量に応じて全体的に減少する傾向にあります。

本市の過去6年間(平成22~27年度)における、ごみ処理量実績とその内訳は、以下のとおりです。

焼却施設では、燃やすごみ及び資源化施設から資源化物を選別処理する過程で発生する選別残渣(以下「選別残渣」という。)を焼却処理しています。

図表 2-29 焼却施設処理量

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
搬入	31,016	30,976	30,844	31,124	30,161	29,347
燃やすごみ	29,321	29,356	29,244	29,854	29,013	28,168
選別残渣	1,695	1,620	1,600	1,270	1,148	1,179
搬出	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,194
焼却灰・バグ灰	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,194

資源化施設では、資源ごみ、その他燃やさないごみ及び粗大ごみの破碎・選別・減容処理等を行っており、選別された資源化物は、再生事業者へ売却しています(ペットボトルを除く。)

図表 2-30 資源化施設処理量

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
搬入	3,597	3,596	3,557	3,461	3,302	3,344
資源ごみ	2,358	2,406	2,410	2,379	2,281	2,296
紙資源	1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,162
ペットボトル	149	139	144	144	141	177
缶	151	131	149	146	136	134
ビン	774	827	795	801	767	823
その他燃やさないごみ	867	805	800	818	790	791
粗大ごみ	372	385	347	264	231	257
搬出	3,597	3,596	3,557	3,461	3,302	3,344
資源化物	1,902	1,976	1,957	2,191	2,154	2,165
紙資源	1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,227
ペットボトル	72	91	102	127	136	142
缶	113	109	113	137	136	133
ビン	377	411	272	365	395	392
金属類	56	56	148	274	250	271
選別残渣	1,695	1,620	1,600	1,270	1,148	1,179

(注) ごみ処理量・・・処理センターにおいて処理した量
(ごみ処理量 = ごみ排出量 - 集団回収)

リサイクル率は、再資源化される資源物量の割合を示しています。

リサイクル率は、3Rのうちの再生利用（リサイクル）を推進するため、国で策定している廃棄物処理法基本方針及び兵庫県廃棄物処理計画において、目標値(93～95 ページ参照)が設定されています。

図表 2-31 リサイクル率

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
処理量	32,918	32,952	32,801	33,315	32,315	31,512
資源化量	6,001	6,154	6,001	6,264	6,128	6,059
資源化物	1,902	1,976	1,957	2,191	2,154	2,165
集団回収	4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894
リサイクル率	16.2%	16.6%	16.3%	16.8%	16.9%	17.1%

※ リサイクル率(%) = 資源化量 / (処理量 + 集団回収) × 100

最終処分量は、焼却施設において燃やすごみ及び選別残渣を焼却する過程で発生する焼却灰・バグ灰の全量です。

最終処分量は、全国的に最終処分場の確保が困難となっていることから、国で策定している廃棄物処理法基本方針及び兵庫県廃棄物処理計画において、目標値(93～95 ページ参照)が設定されています。

図表 2-32 最終処分量

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
最終処分量	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,194

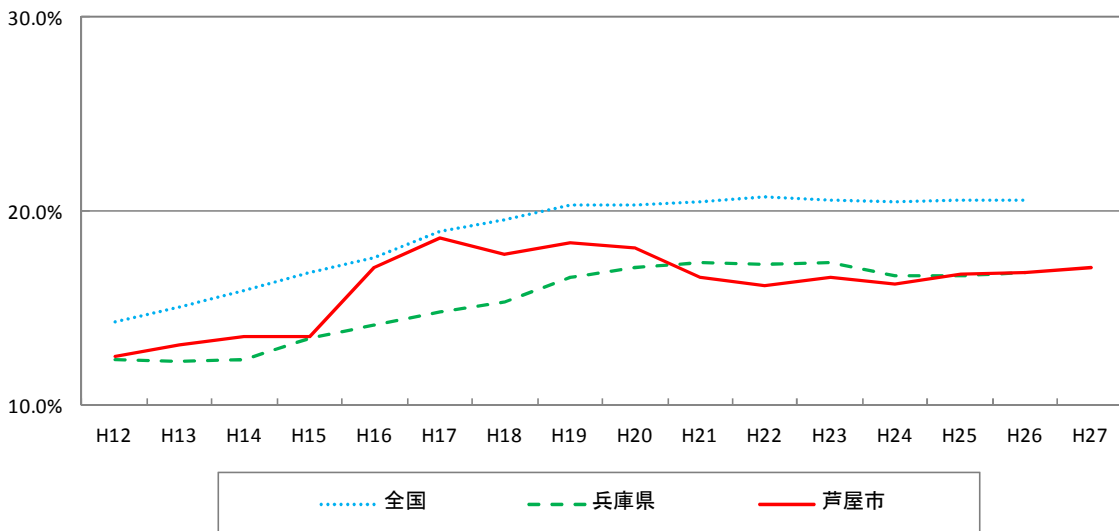
(1) リサイクル率

全国、兵庫県及び本市のリサイクル率の推移は、以下のとおりです。

本市のリサイクル率は、家庭系ごみの減量や平成 16 年度から開始した 12 分別収集により平成 17 年度までは上昇傾向にあり、それ以降は緩やかな減少傾向で推移していましたが、平成 25 年 4 月からステンレス屑及び被覆電線、平成 27 年 2 月から小型家電、同年 4 月から紙類及び古着を処理センターにて選別回収したことにより、近年微増しています。

また、全国の実績値よりも低い割合で推移していますが、傾向はほぼ同様です。

図表 2-33 リサイクル率推移（全国、兵庫県及び本市の実績値）



本市のリサイクル率は、全国の実績値より低い値で推移しています。

リサイクル率の向上のため、プラスチック製容器包装の分別収集による再資源化や焼却灰・バグ灰のセメント原料化等が考えられますが、前述したとおり燃やすごみに多量の紙資源が混入しているため、まずは紙資源の適正な分別を推進する必要があります。

図表 2-34 平成 26 年度資源化量比較（全国、兵庫県及び本市の実績値）

項目	全国 (千t/年)	兵庫県 (千t/年)	芦屋市 (t/年)
資源化量	9,129	335	6,128
リサイクル率	20.6%	16.8%	16.9%

(2) 集団回収

集団回収は、処理する過程で行政が直接関与しないシステムですが、集団回収の推進は本市の中間処理施設における処理量を減じることができ、処理コストの低減が図れるため、本計画の目標値に設定します。

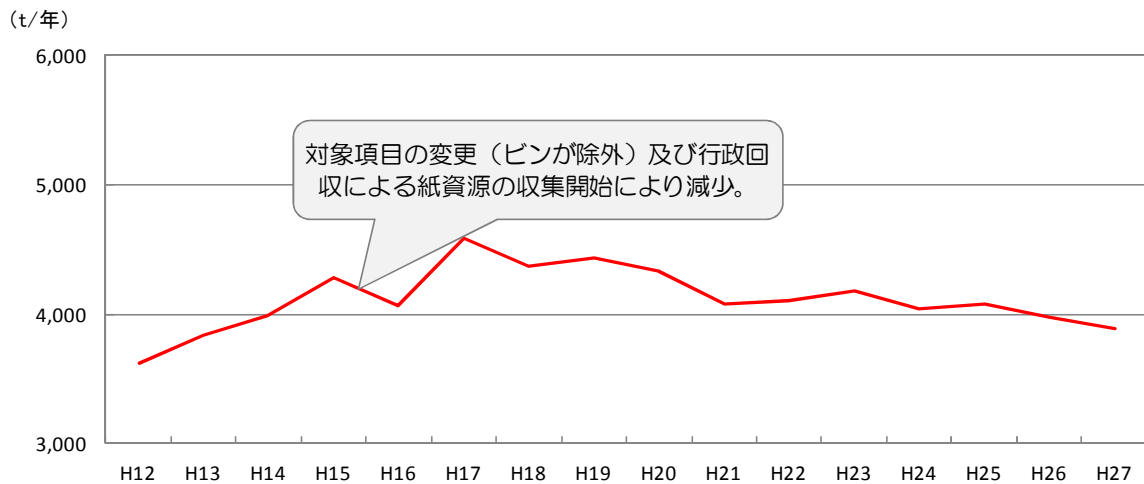
本市の集団回収量は、平成 17 年度から減少傾向にあります。

一方で、資源化量のうち、集団回収量の占める割合は、平成 16 年度にビンを対象項目から除外したことや、紙資源の行政回収を開始したことにより、10%程度低くなったものの、全国及び兵庫県よりも高い割合で推移しています。

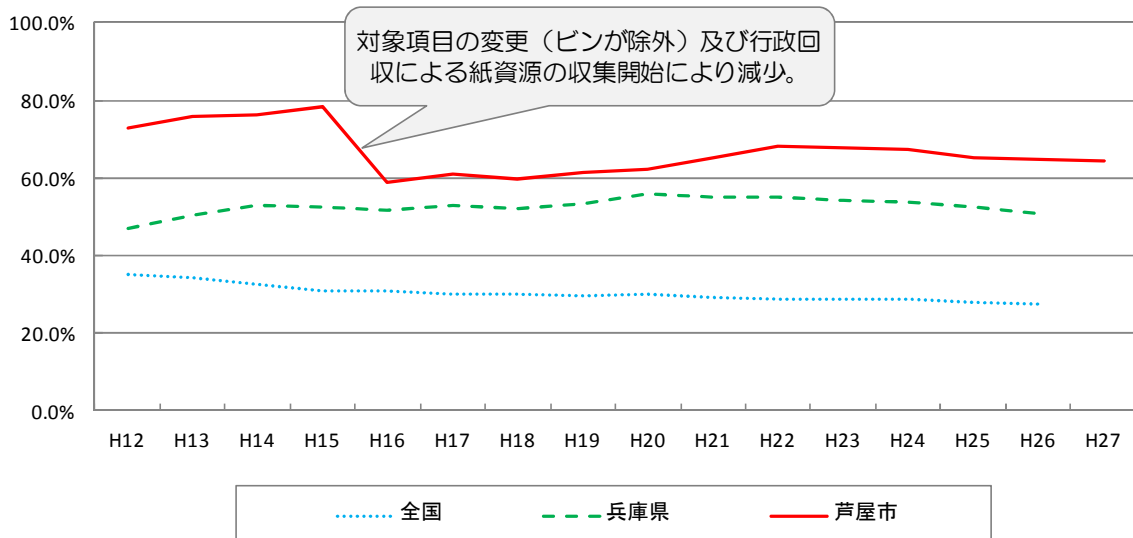
集団回収は、市民が主体となって取り組むため、ごみに関する意識の向上のみならず、収集量に応じて市から交付される報奨金や回収業者からの売却代金が地域住民団体の活動資金となることから、地域コミュニティの形成、活性化にもつながります。

また、前述したとおり、ごみ処理コストの軽減を図ることができるため、今後も積極的に推進する必要があります。

図表 2-35 集団回収量推移（本市の実績値）



図表 2-36 集団回収量の占める割合推移（全国、兵庫県及び本市の実績値）



(3) 最終処分量

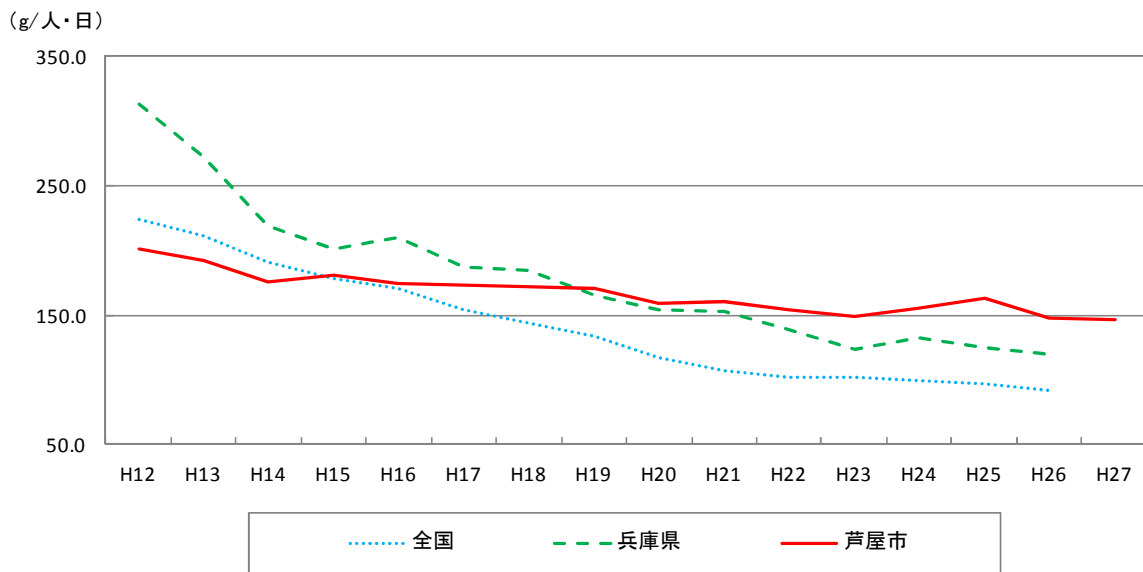
全国、兵庫県及び本市の1人1日当たりの最終処分量の推移は、以下のとおりです。

本市では平成8年から稼働している焼却施設において、燃やすごみ及び選別残渣を焼却処理しており、焼却の過程で発生する焼却灰・バグ灰を最終処分しています。

そのため、ごみの減量化・再資源化により燃やすごみ等の排出量が減少すると、最終処分量も同様に減少傾向で推移しています。

一方で、全国的に灰の溶融や資源化による最終処分量の削減が推進されてきたため、全国及び兵庫県の実績値は本市よりも強い減少傾向で推移しています。

図表 2-37 1人1日当たりの最終処分量推移（全国、兵庫県及び本市の実績値）



本市は、焼却灰・バグ灰の埋立処分を大阪湾フェニックスセンターに委託していますが、「大阪湾圏域広域処理場整備基本計画」において、年度毎に本市の最終処分受入予定量が指定されています。

過去5年間（平成23～27年度）における、本市の最終処分量と予定量は、右のとおりです。

平成23年度は実績値が予定量を下回っているものの、平成24年度以降は予定量を上回る焼却灰・バグ灰を埋立処分しています。

最終処分場の受入容量は有限であり、前述したとおり、大阪湾フェニックスセンターの計画期間は、現段階では平成39年度までとなっています。

今後は、現埋立処分場を少しでも長く延命化すべく、ごみの減量化・再資源化を推進する必要があります。

図表 2-38 最終処分量推移
(本市の実績値及び予定量)

年度	埋立量		
	実績値	予定量	差※
H23	5,233	5,353	120
H24	5,500	5,240	-260
H25	5,759	5,142	-617
H26	5,228	5,087	-141
H27	5,194	4,978	-216

※ 差 = 予定量 - 実績値

8 ごみ処理経費

平成 27 年度における本市のごみ処理経費^(注)は、約 14 億 57 百万円となっています。

本市の過去 6 年間（平成 22～27 年度）における、ごみ処理経費は以下のとおりです。

図表 2-39 本市のごみ処理経費

単位: 千円

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
収集・運搬費 ^(注)	681,243	648,424	667,873	740,735	641,279	667,435
中間処理費 ^(注)	624,579	769,644	923,604	962,399	739,111	736,560
最終処分費 ^(注)	31,865	35,632	45,611	44,361	41,771	52,728
運搬費	2,229	3,720	4,274	3,495	3,179	4,207
処分費	28,214	27,473	38,693	40,515	38,500	47,120
負担金	1,423	4,439	2,645	351	92	1,401
合計	1,337,688	1,453,700	1,637,088	1,747,494	1,422,161	1,456,723

※ 端数処理の関係で合計が一致しない箇所がある。

平成 27 年度における、生活系ごみのごみ処理経費は、市民 1 人当たり年間約 13,000 円となっており、ごみ袋 1 袋^(注)当たり 224 円の処理経費がかかっています。

今後も、ごみ処理経費の低減のために、ごみの減量化・再資源化や集団回収を推進する必要があります。



(注) ごみ処理経費・・・収集・運搬費＋中間処理費＋最終処分費

(注) 収集・運搬費・・・生活系ごみの直営、委託及びパイプラインにて収集・運搬する際に発生する費用。事業系ごみは、事業者が許可業者に委託、もしくは事業者自ら処理センターに直接持ち込むため費用は発生しません。

(注) 中間処理費・・・生活系及び事業系ごみの中間処理費用。生活系ごみに関する中間処理費用は、生活系及び事業系ごみ処理量の按分により算出しています。

(注) 最終処分費・・・焼却処理の過程で発生する焼却灰・バグ灰の埋立処分委託費用で、埋立処分場までの運搬費、焼却灰・バグ灰の処分費、大阪湾フェニックス事業の負担金で構成されます。生活系ごみに関する最終処分費は、生活系及び事業系ごみ焼却処理量の按分により算出しています。

(注) ごみ袋 1 袋・・・一般的な 45L を 4 kg と想定します。

9 ごみ処理の評価

ごみ処理の現況を本市の類似自治体と比較すると、特に1人1日当たりのごみ排出量が高い値となっています。

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、市町村は、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、市民や事業者に対して明確に説明できるよう努めるものとしています。

その中で、当該市町村と類似自治体間における比較・評価を簡易的に行うため、環境省のホームページにおいて「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省平成26年度実態調査結果）」（以下、「評価支援ツール」という。）を公開しています。

なお、評価支援ツールにおける類似自治体とは、当該市町村の人口及び産業構造と類似する自治体を指し、平成26年度版評価支援ツールにおける本市の類似自治体は、本市を含めて95市町村存在します。

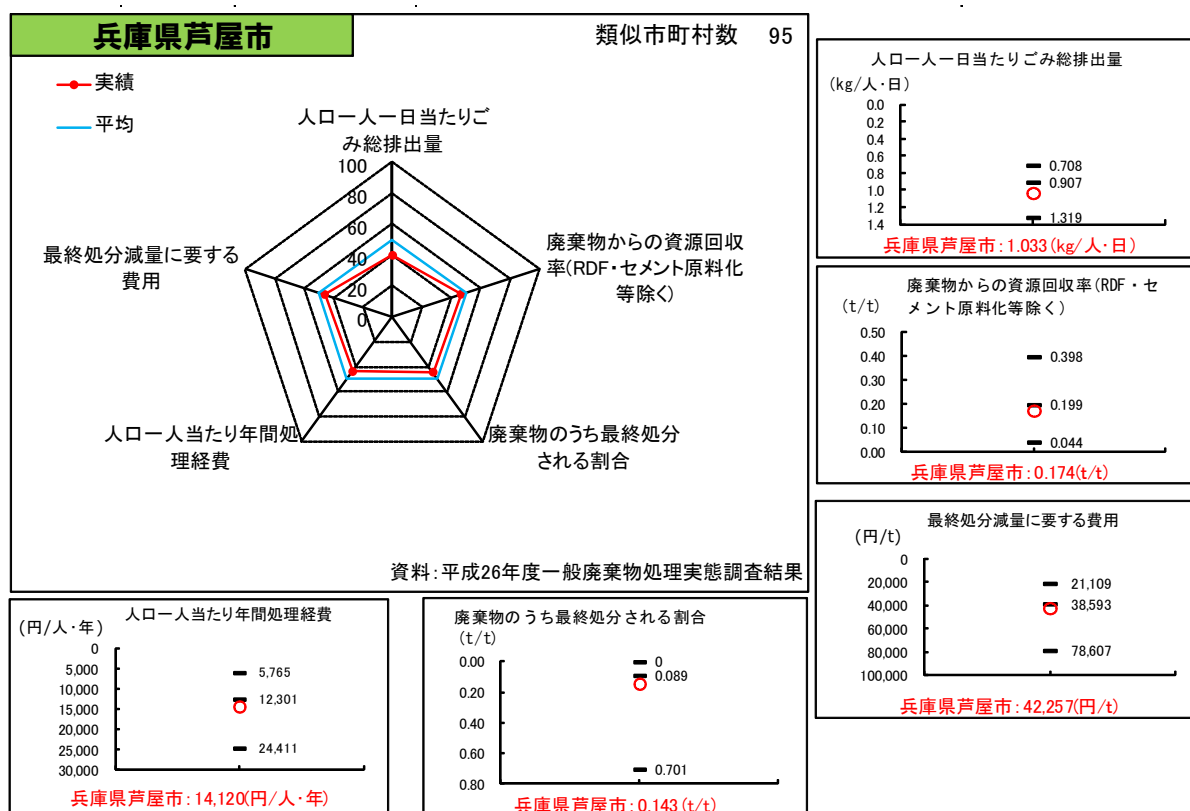
評価支援ツールを用いた評価結果は、以下のとおりです。

図表 2-40 評価支援ツール結果

項目	年度	単位	本市	平均	最大	最小	偏差値
① 1人1日当たりのごみ排出量	H21	kg/人・日	1.086	0.938	1.368	0.599	38.9
	H24		1.051	0.916	1.330	0.654	38.6
	H26		1.033	0.907	1.319	0.708	39.6
② リサイクル率※ (RDF・セメント原料化等除く)	H21	—	17.2%	22.0%	38.2%	4.3%	44.0
	H24		16.8%	19.5%	34.8%	4.0%	46.0
	H26		17.4%	19.9%	39.8%	4.4%	46.5
③ 最終処分率	H21	—	14.7%	10.5%	78.1%	0.0%	46.7
	H24		14.8%	9.4%	69.0%	0.0%	44.5
	H26		14.3%	8.9%	70.1%	0.0%	44.5
④ 1人当たりの処理経費	H21	円/人・年	12,375	12,293	32,515	2,331	49.8
	H24		12,526	11,820	23,064	6,006	47.8
	H26		14,120	12,301	24,411	5,765	44.0
⑤ 最終処分減量に関する費用	H21	円/t	35,394	38,151	85,787	9,473	52.2
	H24		36,741	36,987	75,078	18,211	50.2
	H26		42,257	38,593	78,607	21,109	46.3

※ 平成21年度のリサイクル率にはセメント原料化等を含む。

図表 2-41 評価支援ツール結果（平成 26 年度）



① 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の類似自治体平均値は、全国の実績値よりも低い値（排出量が少ない。）で推移しています。

一方で、本市の1人1日当たりのごみ排出量は、概ね類似自治体の平均値と同様の傾向で推移していますが、平成26年度時点で類似自治体の平均値よりも約126g高い値（排出量が多い。）となっています。

今後は、生活系及び事業系ごみそれぞれの減量化を推進する必要があります。

② リサイクル率

本市のリサイクル率は、類似自治体の平均値と比べて平成26年度時点で約2.5%低い割合となっています。

リサイクル率には、本市で実施していないプラスチック製容器包装の再資源化や焼却灰の溶融等の中間処理方法の影響を大きく受けるため、本市のリサイクル率が、一概に低い割合とは言えませんが、前述したとおり燃やすごみに多量の紙資源が混入しているため、まずは紙資源の適正な分別を推進する必要があります。

③ 最終処分率

本市の最終処分率は、類似自治体の平均値と比べて高い割合となっています。

最終処分率は、燃やすごみの固形燃料化（RDF）、焼却灰の溶融及びセメント原料化等の

中間処理方法の影響を大きく受けるため、本市の最終処分率が一概に高い割合であるとは言えませんが、前述したとおり燃やすごみに多量の紙資源が混入しており、当該資源ごみを焼却することにより、焼却灰・バグ灰が発生していることを考慮すると、資源ごみの適正な分別等を推進し、焼却処理量を減量する必要があります。

④ 1人当たりの処理経費

処理経費は、処理施設の規模、処理方式、施設の供用年数、収集体制、分別項目数、収集地域の面積等の影響を受けるため、評価支援ツールによる適切な評価は困難ですが、今後も適正処理を実施しつつ、経費削減の方法を模索する必要があります。

⑤ 最終処分減量に関する費用

④ 1人当たりの処理経費と同様です。

第3章 前計画の評価

1 前計画の基本理念と基本方針

前計画では、課題を解決するために基本理念と基本方針を定め、計画を策定しています。

前計画の基本理念と基本方針は、以下のとおりです。

● 基本理念

資源が循環し、地球温暖化が防止される芦屋市を目指した、未来の市民に誇れるごみ処理システムの構築

● 基本方針

(1) ごみ減量化・再資源化の推進

国及び兵庫県のごみ削減目標を満たすとともに、リサイクルの拡大や施設整備・有料化等による減量化・再資源化目標を定め、近隣市の状況を見ながら、①排出抑制、②再使用、③再生利用の順に推進する。

(2) マテリアルリサイクル・熱回収（中間処理）の推進

焼却施設及びリサイクル施設については、経済性を考慮し、施設の延命を図るとともに、マテリアルリサイクルによる③再生利用や焼却による④熱回収を推進していく。

(3) 適正処理の実施

『大阪湾フェニックス』の適正維持を図るために、受入基準を順守し、かつ最終処分量の減量を推進することで、⑤適正処理を実施する。

(4) 収集・運搬の効率化

廃棄物運搬用パイプラインによる収集は、施設の老朽化等により、今後、維持管理費や補修費の増加が考えられるが、コスト縮減対策の検討等を行い効率的な運用を図る。

(5) 地球温暖化防止

地球温暖化防止に寄与するごみ処理システムの構築を推進する。

2 前計画目標値達成状況

前計画では、中間目標年度を平成27年度とし、① 1人1日当たりのごみ排出量、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、③ 事業系ごみ排出量の3項目について「第二次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第二次国計画」という。）における目標値を参考に、目標値を設定していますが、いずれの項目も未達成となっています。

図表 3-1 前計画における目標値

項目		第二次国計画	前計画(芦屋市)	実績値(芦屋市)
策定年度		平成20年3月	平成24年3月	平成12年度
基準年度		平成12年度	平成12年度	
目標年度		平成27年度	平成27年度 (中間目標年度)	
目標値	① 1人1日当たりのごみ排出量※	約10%減 【1,049.9g/人・日】	約25%減 (955.1g/人・日)	約21%減 (H12: 1,273.3g/人・日 ↓ H27: 1,001.4g/人・日)
	② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約20%減 【518.6g/人・日】	約30%減 (551.0g/人・日)	約28%減 (H12: 788.2g/人・日 ↓ H27: 568.0g/人・日)
	③ 事業系ごみ排出量	約20%減 【14,392千t/年】	約20%減 (8,084t/年)	約10%減 (H12: 10,105t/年 ↓ H27: 9,132t/年)

※ ごみ排出量=生活系ごみ^(注)(家庭系ごみ^(注)+資源ごみ^(注)+集団回収^(注))+事業系ごみ^(注)

(表中の表記について)

【 】は、全国の目標値を示す。ただし、値は本市推計値

()は、本市の実績値及び目標値を示す。

[]内、上段は基準年度(平成12年度)の実績値、下段は中間目標年度(平成27年度)の実績値を示す。

前計画を策定するに当たり、① 1人1日当たりのごみ排出量、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の2項目が、平成19年度時点で第二次国計画の目標値を満足していたため、更に厳しい目標値を設定しましたが、平成22年度以降は想定した程、減量化・再資源化が進まず、いずれの項目も未達成となっています。

(注) 生活系ごみ・・・市民が生活する上で発生する一般廃棄物(家庭系ごみ、資源ごみ及び集団回収の合計)のこと。

(注) 家庭系ごみ・・・資源ごみ及び集団回収を除いた生活系ごみのこと。

(注) 資源ごみ・・・生活系ごみのうち、紙資源、ペットボトル、缶、ピンのこと。

(注) 集団回収・・・地域住民団体が独自に排出する資源ごみのこと。

(注) 事業系ごみ・・・事業者が事業活動をする上で発生する廃棄物で、産業廃棄物以外の一般廃棄物のこと。

① 1人1日当たりのごみ排出量削減率（生活系及び事業系の合計）

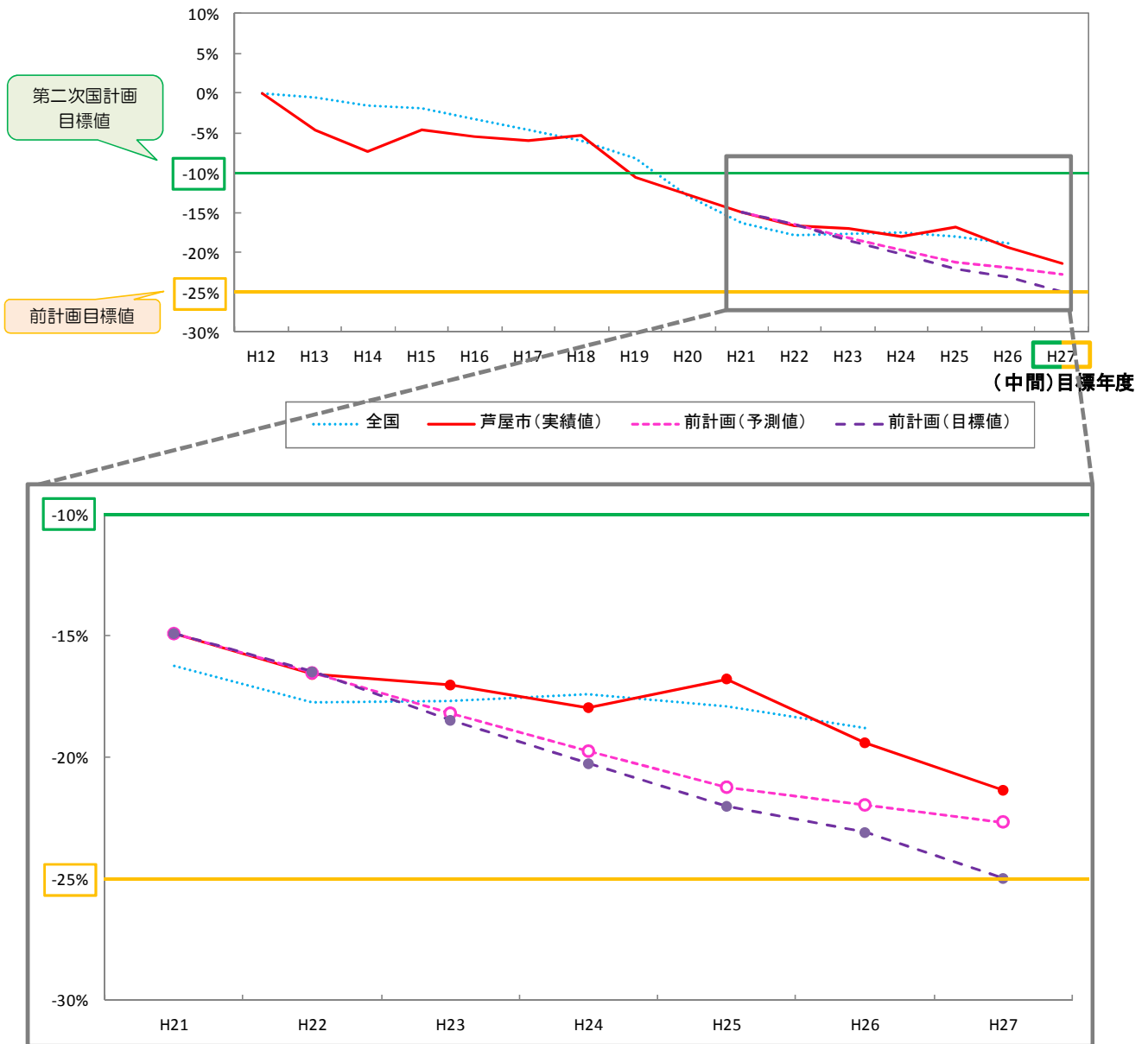
本市の1人1日当たりのごみ排出量削減率は、以下のとおりです。

なお、グラフの前計画（予測値）と前計画（目標値）は、前計画において過去5年間（平成17～21年度）の実績値を基に算出した予測値及び目標値を表しています。

ごみ排出量の推移は、概ね全国の傾向と同様に推移しており、平成19年度時点で第二次国計画の目標値を達成し、平成27年度において約21%減となっています。

1人1日当たりごみ排出量は、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び③ 事業系ごみ排出量を基に算出しているため、検証は以降の項目で行います。

図表 3-2 1人1日当たりのごみ排出量削減率（平成12年度基準）



② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量削減率

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量削減率は、以下のとおりです。

家庭系ごみの推移は、概ね前計画の予測値と同様に推移しており、平成19年度時点で第二次国計画の目標値を達成し、平成27年度において約28%減となっています。

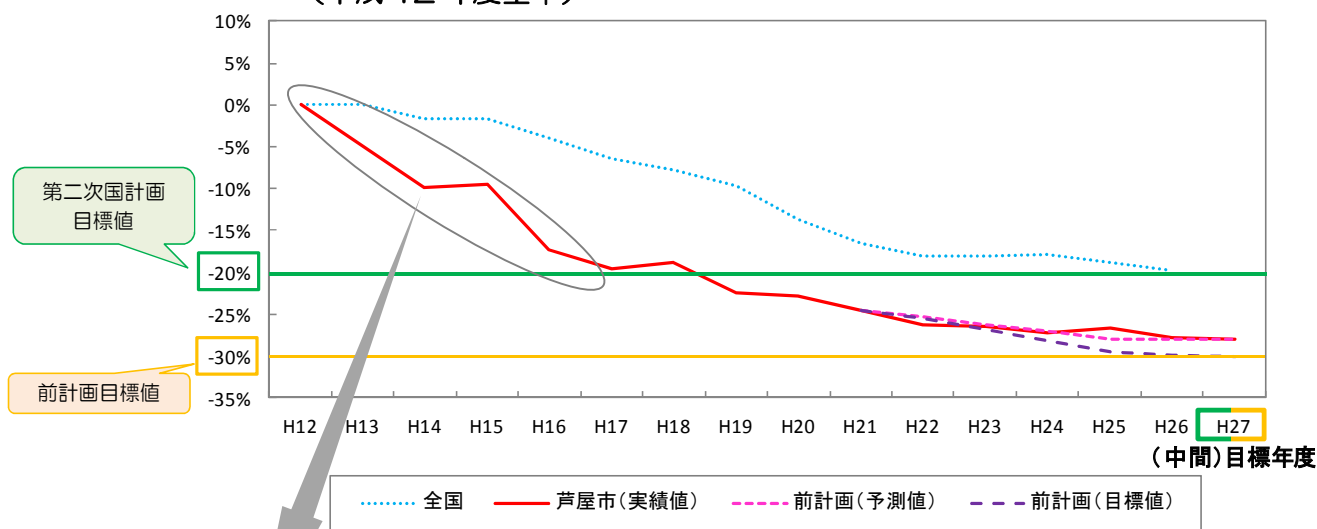
前計画では燃やすごみ等に含まれる資源ごみの回収や、レジ袋、食品ロス削減による生活系ごみの減量を想定し、予測値から更に減量した目標値を設定しています。

しかし、平成22年度以降は全国の傾向と同様に減少傾向が鈍化したため、前計画の目標値（平成27年度で30%減）は未達成となっています。

家庭系ごみは、前計画の目標値を達成できていないものの順調に減量できていると考えられる一方で、近年、減少傾向が弱まりつつあることや、前述したとおり、燃やすごみに資源ごみが高い割合で混入していることが想定されることを踏まえると、今後も減量施策等を継続し、分別の推進をより一層図る必要があります。

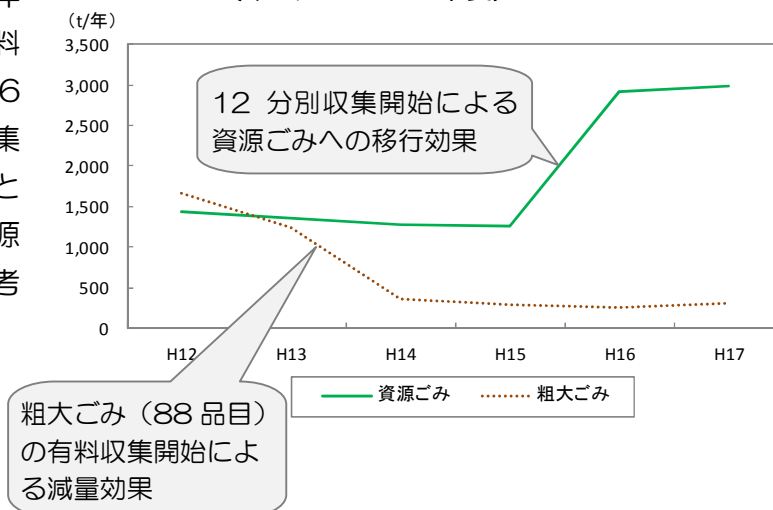
図表 3-3 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量削減率（平成12～27年度）

（平成12年度基準）



平成12年度～17年度における急激な減量は、平成13年度から開始した粗大ごみの有料化による減量効果や、平成16年度から開始した12分別収集により、それまで燃やすごみとして収集していた紙資源が資源ごみへ移行したことが要因と考えられます。

図表 3-4 資源ごみ及び粗大ごみの推移（平成12～17年度）



③ 事業系ごみ排出量削減率

本市の事業系ごみ排出量削減率は、以下のとおりです。

事業系ごみの推移は、全国の実績値と大きく乖離しており、平成 27 年度において約 10%減しているものの、前計画及び第二次国計画の目標値（平成 27 年度で 20%減）は未達成となっています。

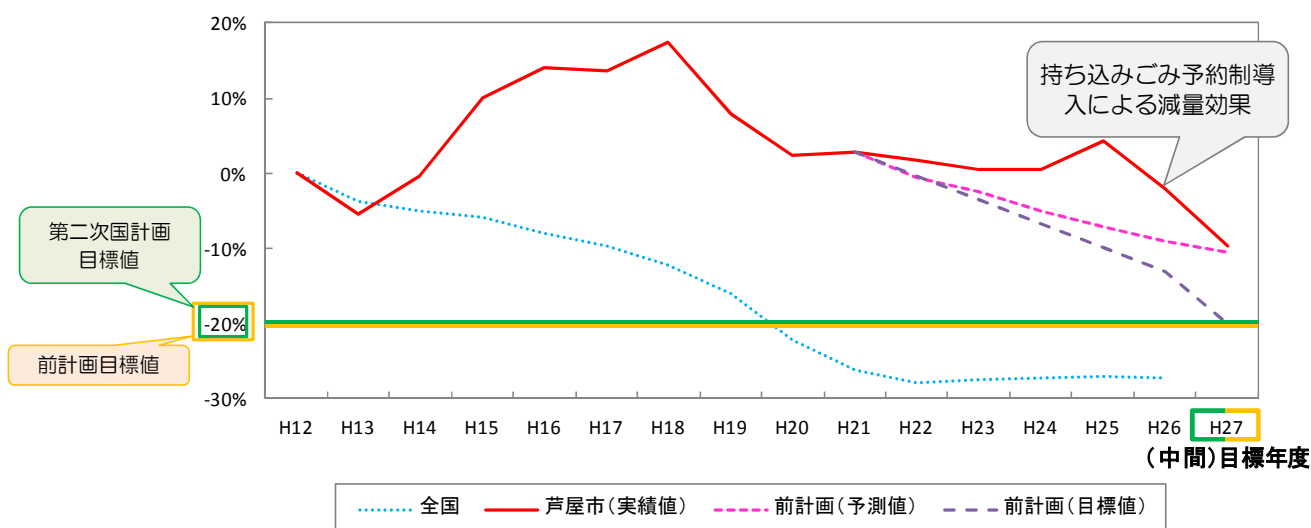
前計画では、平成 17～21 年度の実績値を基に予測値を算出しているため、当該値が強い減少傾向を示しています。

また、目標値は予測値よりも厳しい値を設定することが一般的であるため、平成 27 年度において第二次国計画と同値の 20%減を設定しています。

しかし、前述したとおり、本市の事業所数は増加傾向（全国的には減少傾向）にあることや、事業系ごみが経済状況や地域の事業形態の影響を大きく受けるため予測が困難であることが、実績値が予測値及び目標値から乖離した要因と考えられます。

一方で、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみの予約制による減量効果が確認できるため、当該施策は評価できます。

図表 3-5 事業系ごみ排出量削減率推移（平成 12～27 年度）（平成 12 年度基準）

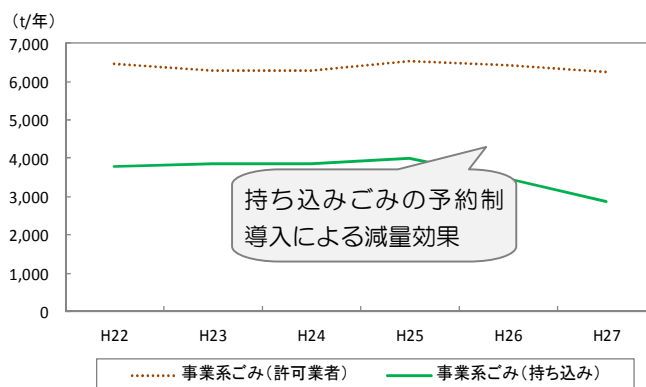


事業系ごみ排出量は、平成 27 年度においても減少傾向が見られ、内訳を見ると、許可業者により収集される事業系ごみ排出量は、ほぼ横ばいで推移しているのに対し、処理センターへ直接持ち込まれる事業系ごみ排出量は減量しています。

このことから、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみ予約制の効果が確認できます。

事業系ごみは、現在実施している「方策の拡充」や「新規の方策」を講じることにより、更なる減量が可能であると考えます。

図表 3-6 事業系ごみ排出量推移（平成 22～27 年度）



3 前計画の方策取組状況

前計画では、目標値を達成するための方策として市民、事業者、市（行政）に対し、それぞれの役割を示しており、それら方策の取組状況を検証するため、平成27年度に「ごみ処理のあり方等に関する市民意向調査」（以下「市民アンケート」という。）及び「ごみ処理のあり方等に関する事業者意向調査」（以下「事業者アンケート」という。）を実施しました。

(1) 市民の役割

① グリーンコンシューマーとしての活動

概要	グリーンコンシューマーとは、商品を購入する際に重視するポイントとして、価格、安全、性能に加えて環境性を考慮する人を指します。 本方策は、市民が、グリーンコンシューマーを意識した活動を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）
現況	実施率は約6%（市民アンケート結果）と他方策と比較して極端に低い結果となっており、グリーンコンシューマーという単語自体が市民に定着していないことが要因と考えられます。
対策	本方策は、循環型社会の形成を目指すに当たって引き続き推進すべき方策なため、今後は市民に理解しやすい方策名への変更や、他方策との統廃合を検討することで啓発方法を見直します。

② 5R生活の推進

概要	前計画で示した5Rとは、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに、拒否（リフューズ）、修理（リペア）を加えたものです。 本方策は、市民が、日常の中で5Rを意識した生活を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、拒否（リフューズ）、修理（リペア）
現況	5R生活の推進は、減量化・再資源化に関する方策全てに通じる方策であるため、詳細は他の方策の概要及び現況において評価します。
対策	本方策は、他方策と重複する内容を含むため、他の方策項目において検討します。

③ 買い物袋（マイバッグ）持参運動の推進

概要	本方策は、市民が、買い物時に買い物袋を持参することで、レジ袋等の削減効果を期待するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約75%（市民アンケート結果）と比較的高い結果となっており、市民の生活にある程度浸透していると考えられます。
対策	市民に加えて事業者への協力要請を併せて行い、実施率のさらなる向上を図ります。

④ 過剰包装の拒否

概要	本方策は、市民が、買い物時に二重包装や小分け袋の過剰包装の防止を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約 59%（市民アンケート結果）と比較的高い結果となっており、市民の生活にある程度浸透していると考えられます。
対策	市民に加えて事業者への協力要請を併せて行い、実施率のさらなる向上を図ります。

⑤ リターナブル容器製品の購入

概要	リターナブル容器製品とは、中身消費後も再使用できる容器で、ビール瓶等を指します。本方策は、市民が、買い物時に積極的にリターナブル容器製品を選択購入することを推進するものです。
分類	再使用（リユース）
現況	実施率は約 18%（市民アンケート結果）と低い結果となっており、リターナブル容器製品自体の流通量が少なくなっていることが要因と考えられます。
対策	リターナブル容器製品自体の流通が少なくなっているものの、減量化として有効な方策のため、引き続き啓発活動を行います。

⑥ 製品の長期間使用

概要	本方策は、市民が、製品を大切に長期間使用し、購入、使用、廃棄のサイクルを長くすることを推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約 37%（市民アンケート結果）とやや低い結果となっており、改善の必要があります。
対策	市民に加えて事業者への協力要請を併せて行い、実施率のさらなる向上を図ります。

⑦ 生ごみの排出抑制（生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器）

概要	本方策は、市民が、生ごみ処理機による生ごみの乾燥や、生ごみ堆肥化容器による生ごみの堆肥化を実施することで、生ごみの減量を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約 5%（市民アンケート結果）と低い結果となっており、生ごみ堆肥化容器の購入助成制度を平成 20 年 3 月に終了したことや、堆肥の利用先が確保できていないことが要因と考えられます。
対策	今後は段ボールコンポストの啓発方法を見直し、可能な範囲で実施率の向上を図ります。

⑧ 生ごみの水切りの推進

概要	生ごみの 70~80%は水分が占めていると言われています。本方策は、市民が、排出段階で水切りをすることで、生ごみの減量を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約 63%（市民アンケート結果）と比較的高い結果となっており、市民の生活にある程度浸透していると考えられます。
対策	本方策は、高い減量効果を見込むことができるため、継続して啓発します。また、ごみの細組成分析を行い生ごみの詳細な排出状況を把握します。

⑨ 紙類，缶，ビンの家庭内での分別の徹底

概要	本方策は，市民が，資源ごみである紙資源，缶，ビンの分別を徹底し，家庭ごみステーションや集団回収，スーパー等の店頭回収へ適切に排出することで，資源ごみの再資源化を推進するものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	実施率は約 89%（市民アンケート結果）と高い結果となっておりますが，前述したとおり，まだ多くの紙資源が焼却処理されていることが想定できるため，改善の必要があります。
対策	本方策は，紙類，缶，ビンに限らず 12 分別が徹底されるよう，市民が理解しやすい啓発方法を検討し，資源ごみの燃やすごみ等への混入を防止します。

⑩ エアコン，テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ），冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機の資源有効利用の推進

概要	本方策は，市民が，家電リサイクル法に該当するエアコン，テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機を廃棄する際に，取扱店等に依頼して適正処理を遵守することを義務付けるものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	本市の中間処理施設には，該当する廃棄物は搬入されておらず，適切に処理されているものと考えられます。
対策	本方策は，家電リサイクル法に準じて市民や事業者が義務付けられているため，引き続き家庭ごみハンドブック等により啓発します。

⑪ 再利用や再資源化しやすい製品の購入，リサイクル製品の購入，グリーン購入の推進

概要	本方策の概要は，「① グリーンコンシューマーとしての活動」と同様です。グリーン購入とは，製品やサービスを購入する際に，価格や品質，利便性，デザインだけでなく環境への影響を考慮し，環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することを言います。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	「① グリーンコンシューマーとしての活動」のとおり。
対策	「① グリーンコンシューマーとしての活動」のとおり。

⑫ 各種リサイクル法に伴う経費負担

概要	本方策は，市民が，自動車リサイクル法を遵守することを義務付けるものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	現在，自動車を購入する際にリサイクル料金を支払う仕組みとなっております。
対策	本方策は，自動車リサイクル法に準じて市民や事業者が義務付けられた事項であるため，本計画の方策項目から除外します。

⑬ 処理手数料の負担

概要	本方策は、市民が、ごみを本市の中間処理施設へ直接持ち込む場合や、粗大ごみ、一時多量ごみ、植木の剪定ごみを排出する場合に、市が設定する金額を支払うことを義務付けるものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	適切に徴収できています。
対策	本方策は、本市の条例により市民に義務付けられた事項であり、今後、近隣自治体の状況を見て検討します。

⑭ 「エコキャップ運動」への協力

概要	エコキャップ運動とは、ペットボトルの蓋（キャップ）を再資源化事業者に売却し、その売却益を元に発展途上国の子どもへワクチンを寄贈する運動のことです。 本方策は、市民が、エコキャップ運動に積極的に協力することを推進するものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	現在、本市では、本方策に取り組んでいません
対策	本方策は、本計画の方策項目外とします。

(2) 事業者の役割

① 「スリム・リサイクル宣言の店」への加入

概要	「スリム・リサイクル宣言の店」とは、本市でごみの減量化・再資源化に取り組む店舗や事業所を指します。 本方策は、事業所が、「スリム・リサイクル宣言の店」に該当する活動を積極的に実施することを推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）
現況	現在、登録店舗が市内 81 店舗（平成 28 年 10 月末現在）のみとなっているため、改善の必要があります。
対策	ごみの減量化・再資源化のためには事業者の協力が不可欠であり、本方策は循環型社会の形成を目指すに当たって引き続き推進すべき方策であるため、事業者へ協力要請を行い、登録店舗数の増加を図ります。

② 事業活動におけるグリーン購入の推進

概要	本方策は、事業者が、積極的に再利用部品や再生原材料を使用した製品等の購入を推進するものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	実施率は約 29%（事業者アンケート結果）と低い結果となっており、改善の必要があります。
対策	本方策は、循環型社会の形成を目指すに当たって引き続き推進すべき方策であるため、啓発方法を見直し、実施率の向上を図ります。

③ 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止

概要	本方策は、事業者が、事業活動に伴い生じる事業系ごみの適正処理を推進するものです。
分類	適正処理
現況	市（行政）では、本市の事業所を対象として平成 22、25、27 年度に実施したアンケートの戸別配布時に、適正処理についての啓発を実施しています。 しかし、多くの事業系ごみが家庭ごみステーション及びパイプライン投入口へ排出されていることが想定されるため、改善の必要があります。
対策	事業系ごみの適正処理及び減量化・再資源化は優先して対応すべき事項のため、家庭ごみステーションはもとより、パイプライン投入口へ排出している事業者への指導、搬入される事業系ごみの展開検査を実施し、事業系ごみの適正処理を図ります。

(3) 市（行政）の役割

① 買い物袋（マイバッグ）持参運動の実施

概要	本方策は、市（行政）が、芦屋市消費者協会と共催（当時）し、買い物時の買い物袋の持参を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	「(1) 市民の役割 ③ 買い物袋持参運動の推進」のとおりですが、現在、芦屋市消費者協会は休会中のため、引き続き、市（行政）として推進します。
対策	「(1) 市民の役割 ③ 買い物袋持参運動の推進」のとおり。

② フリーマーケットの開催

概要	本方策は、市（行政）が、芦屋市商工会と連携し、フリーマーケットを開催するものです。
分類	再使用（リユース）
現況	現在、年2回一般公募により開催しています。
対策	本方策は、市（行政）が率先して再使用（リユース）のための場を提供するだけでなく、市民のごみ減量化・再資源化への意識を啓発する意味でも重要な方策であるため、今後も継続して実施します。

③ ポスター展の開催

概要	本方策は、市（行政）が、市内の小・中学生を対象に「ごみ問題」、「環境問題」をテーマとして、毎年ポスター作品を募集・展示するものです。														
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）														
現況	現在、9月頃にポスター作品を募集し、11～12月に展示を実施しています。 ポスター展への応募数														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募数(人)</td> <td>780</td> <td>940</td> <td>540</td> <td>732</td> <td>596</td> <td>927</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	応募数(人)	780	940	540	732	596	927
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27									
応募数(人)	780	940	540	732	596	927									
対策	本方策は、市民のごみ減量化・再資源化への意識を啓発する意味でも重要な方策であるため、今後も継続して実施します。														

④ 広報紙等で施策を周知

概要	本方策は、市（行政）が、「広報あしや」を発行するにあたり、ごみ問題に関する情報や、市民・事業者・市（行政）が連携して、ごみの減量化・再資源化を図るための施策を周知し、啓発するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）
現況	現在、年24回発行している「広報あしや」において、年10回程度の頻度でごみの減量化・再資源化の施策に関する情報を掲載しています。 本市で実施している施策について、ほとんど知っている市民は全体の約20%（市民アンケート結果）と低い結果となっているため、改善の必要があります。
対策	有効な施策であっても、周知・啓発が不足すれば十分な効果を得ることができないため、周知・啓発方法の見直しを行い、認知度の向上を図ります。

⑤ 資源ごみ集団回収活動の助成

概要	本方策は、市（行政）が、地域住民団体による集団回収を推進することを目的に、資源ごみ（段ボール、雑誌、広告紙、新聞、紙パック、その他紙類、古着、缶の8品目）の回収量に応じて報奨金を交付するものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	資源ごみ 1 kgあたり 4 円の報奨金を交付しています。 前述したとおり、参加意欲があるにもかかわらず登録団体を知らない市民や、再生資源集団回収制度自体を知らない市民も存在しているため、改善の必要があります。
対策	啓発方法や助成制度を見直し、参加する地域住民団体の増加を図る必要があります。 集団回収は市民が主体となって取り組むため、ごみに関する意識の向上のみならず、収集量に応じて市から交付される報奨金や、回収業者からの売却代金が地域住民団体の活動資金となることから、地域コミュニティの形成、活性化にもつながります。 また、集団回収は市税を投じて行政が収集するシステムと異なり、収集する過程で行政が関与しないシステムであり、ごみ処理コストの軽減を図ることができるため、助成制度の見直しや、自治会等に参加要請を行い、登録団体数の増加を図ります。

⑥ リユースフェスタの開催

概要	本方策は、市（行政）が、排出された粗大ごみの中から再生可能な家具類、自転車の修理・補修を行い、有料又は無料で市民に提供するものです。																																			
分類	再使用（リユース）																																			
現況	平成 26 年度以降開催回数を増やした結果、展示品数に対する来場者数が大変多い状況となっており、市民の関心の高さがうかがえます。 リユースフェスタ実施状況 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>展示品数(品)</td> <td>114</td> <td>99</td> <td>43</td> <td>60</td> <td>244</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>来場者数(人)</td> <td>429</td> <td>334</td> <td>345</td> <td>282</td> <td>1,302</td> <td>1,018</td> </tr> <tr> <td>来場者率</td> <td>376%</td> <td>337%</td> <td>802%</td> <td>470%</td> <td>534%</td> <td>499%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 来場者率＝来場者数÷展示品数</p>	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	開催回数(回)	1	1	1	1	4	3	展示品数(品)	114	99	43	60	244	204	来場者数(人)	429	334	345	282	1,302	1,018	来場者率	376%	337%	802%	470%	534%	499%
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27																														
開催回数(回)	1	1	1	1	4	3																														
展示品数(品)	114	99	43	60	244	204																														
来場者数(人)	429	334	345	282	1,302	1,018																														
来場者率	376%	337%	802%	470%	534%	499%																														
対策	本方策は、継続して実施しますが、本来は市民が自らリサイクルショップやフリーマーケットを利用することで再使用（リユース）を図ることが望ましいため、今後は再使用（リユース）の啓発を強化します。																																			

⑦ 施設見学会等の啓発活動の実施

概要	本方策は、市（行政）が、小学 4 年生を中心に、各種団体や個人を対象に処理センターの見学会を実施し、ごみの減量化・再資源化やごみ処理をテーマとした啓発活動を実施するものです。 なお、施設見学会は「兵庫県環境学習施設ガイドブック」や「芦屋市生涯学習出前講座」に詳細を記載し周知しています。														
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）														
現況	施設見学者数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学者数(人)</td> <td>1,120</td> <td>803</td> <td>775</td> <td>924</td> <td>840</td> <td>853</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	見学者数(人)	1,120	803	775	924	840	853
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27									
見学者数(人)	1,120	803	775	924	840	853									
対策	本方策は、環境学習の一環として実施するものであり、今後も継続して実施します。														

⑧ 「芦屋市家庭ごみハンドブック」の発行

概要	本方策は、市（行政）が、ごみの分別と出し方や許可業者の一覧表、再生資源集団回収活動への助成等を記載した「芦屋市家庭ごみハンドブック」を作成・配布するものです。また、各地域別の収集日等を記載した「ごみ収集カレンダー」も作成・配布しています。
分類	適正処理
現況	現在、「芦屋市家庭ごみハンドブック」は2年に一度、「ごみ収集カレンダー」は毎年作成し配布しています。
対策	本方策は、適正なごみ処理を実施するために必要な方策であるため、記載情報の見直し等を行い、継続して実施します。

⑨ 分別区分に基づく分別の徹底

概要	本方策は、市（行政）が、家庭ごみハンドブックや広報誌等により、現在の分別区分を適切に市民や事業者が実施するよう周知・啓発するものです。
分類	適正処理
現況	家庭ごみハンドブックや広報誌等により、周知・啓発を行っているものの、前述したとおり、まだ多くの紙資源が焼却処理されていることが想定できるため、改善の必要があります。
対策	本方策は、他方策と重複する内容を含むため、本計画の方策項目外とします。

⑩ 「スリム・リサイクル宣言の店」の指定

概要	「スリム・リサイクル宣言の店」とは、本市でごみの減量化・再資源化に取り組む店舗や事業所を指します。 本方策は、市（行政）が、「スリム・リサイクル宣言の店」に該当する活動を実施している事業所の指定を行うものです。														
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）														
現況	登録店舗数が少ない状況にあるため、改善の必要があります。 スリム・リサイクル宣言の店登録店舗数														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td>34</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>46</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	店舗数	34	48	48	46	44	44
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27									
店舗数	34	48	48	46	44	44									
対策	ごみの減量化・再資源化を推進するためには事業者の協力が不可欠であり、本方策は循環型社会の形成を目指すに当たって引き続き推進すべき方策であるため、本計画における重点方策の一つとし、事業者へ協力要請を行い、加入店舗数の増加を図ります。														

⑪ 自治会未加入市民に対するごみ出しマナー等の啓発

概要	本方策は、市（行政）が、自治会に加入していない市民に対しごみ出しマナーに関する啓発を実施するものです。
分類	適正処理
現況	広報紙等において啓発しています。
対策	引き続き広報紙等における啓発を実施します。

⑫ 「一般廃棄物会計基準（環境省）」によるコスト評価・分析の公表

概要	本方策は、市（行政）が、環境省において作成している「一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツール」を用いて、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するものです。
分類	適正処理
現況	実施していません。
対策	ガイドライン策定から9年を経て、未だ全国的に作成・公表している自治体が少ないことから、本市のごみ処理に係る費用の評価・分析の比較ができないため、各自治体の「一般廃棄物会計基準」の作成状況を注視します。

⑬ 近隣の状況に合わせた有料化の検討

概要	本方策は、市（行政）が、近隣自治体における有料化の実施状況を注視しつつ、導入可能性を検討するものです。																																										
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、排出者負担の公平性																																										
現況	<p>現在、可燃ごみ等の有料化は近隣自治体で導入されていませんので、今後の状況を注視する必要があります。</p> <p>有料化及び指定袋実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th colspan="2">可燃ごみ等</th> <th rowspan="2">粗大ごみの有料化</th> </tr> <tr> <th>有料化</th> <th>指定袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三田市</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>猪名川町</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「兵庫県廃棄物処理計画（平成25年）」</p>	市町名	可燃ごみ等		粗大ごみの有料化	有料化	指定袋	神戸市		○	○	尼崎市		○	○	西宮市			○	芦屋市			○	伊丹市			○	宝塚市			○	川西市				三田市		○	○	猪名川町			○
市町名	可燃ごみ等		粗大ごみの有料化																																								
	有料化	指定袋																																									
神戸市		○	○																																								
尼崎市		○	○																																								
西宮市			○																																								
芦屋市			○																																								
伊丹市			○																																								
宝塚市			○																																								
川西市																																											
三田市		○	○																																								
猪名川町			○																																								
対策	本方策は、本計画における施策の効果検証を実施する中で、今後検討することとなります。																																										

⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討

概要	本方策は、近隣自治体の持ち込みごみの予約制の実施状況を注視しつつ、導入可能性を検討するものです。														
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）														
現況	<p>持ち込みごみの予約制を導入した平成26年10月から排出量は減少傾向となり、本施策の効果によるものと考えられます。</p> <p>持ち込みごみ量の推移</p> <table border="1"> <caption>持ち込みごみ量の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>持ち込みごみ量 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table>	年度	持ち込みごみ量 (t/年)	H22	5,200	H23	5,100	H24	5,100	H25	5,400	H26	4,800	H27	4,200
年度	持ち込みごみ量 (t/年)														
H22	5,200														
H23	5,100														
H24	5,100														
H25	5,400														
H26	4,800														
H27	4,200														
対策	本方策は、継続して実施します。														

⑮ 処理手数料 10 kgまで無料廃止の検討

概要	本方策は、市（行政）が、現在持ち込みごみについて、1日、1回、1車両に限り10kgまで無料としている料金体系の廃止を検討するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、排出者負担の公平性
現況	本方策は、先行して「⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討」を実施し、持ち込みごみの予約制を導入したため、実施していません。
対策	持ち込みごみの予約制による効果検証を引き続き行い、実施の可能性について検討します。

⑯ 事業系ごみの適正処理の検討

概要	本方策は、市（行政）が、事業系ごみの排出実態を調査し、調査結果から適正処理についての検討を実施するものです。
分類	適正処理
現況	「(2) 事業者の役割 ③ 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止」のとおり。
対策	「(2) 事業者の役割 ③ 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止」のとおり。

⑰ 環境マネジメントシステムの適用

概要	本方策は、市（行政）が、芦屋市環境処理センターにおける、ごみ処理事業活動において、ISO14001に準拠した環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）を導入し、環境への負荷の低減を図るものです。
分類	環境負荷低減
現況	廃棄物等の排出抑制や再資源化を図る上において、本庁のEMSに準拠し、環境への負荷の低減を実施しています。今後、本市全体で設定した削減目標に取り組んでいく必要があります。
対策	本方策は、本計画の方策項目外としますが、引き続き実施します。

第4章 課題の整理

1 排出抑制、減量化・再資源化

本市のごみ排出量は全国の実績値と比較して多く、リサイクル率は低い割合となっています。

また、「スリム・リサイクル宣言の店」等を含め、ごみの減量化・再資源化方策のより一層の周知・啓発及びごみ処理等に関する情報提供の工夫等が、本市の課題となっています。

(1) 市民

ア 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみは、方策の推進により平成12年度から順調に減量していましたが、平成22年度からは削減率もほぼ横ばいで推移している（37ページ参照）ため、現行方策の拡充や新規方策を推進し、減量化を図る必要があります。

イ 12分別の不徹底

12分別を徹底できている市民の割合が約60%に留まっており（9ページ参照）、12分別の不徹底により資源ごみの一部が焼却処理されていることから、分別の徹底を推進する必要があります。

ウ 食品ロスの発生

本来食べられるはずの食品が大量に廃棄されているため、これら食品ロスを削減する必要があります。

(2) 事業者

ア 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、事業所数が増加傾向にあるものの、平成26年10月から導入した持ち込みごみの予約制による効果が確認できる（38ページ参照）ため、現行方策の拡充や新規方策を推進し、更なる減量化を図る必要があります。

イ ごみの排出者責任

ごみの減量を意識し、環境に配慮した事業活動を実践することが求められるため、従業者一人ひとりの意識改革のための従業者教育等の取組が必要です。

(3) 市（行政）

ア 再生資源集団回収制度の周知・啓発不足

再生資源集団回収制度に関する市民の認知不足解消や、賃貸住宅居住者の参加割合の向上（14ページ参照）を図る必要があります。

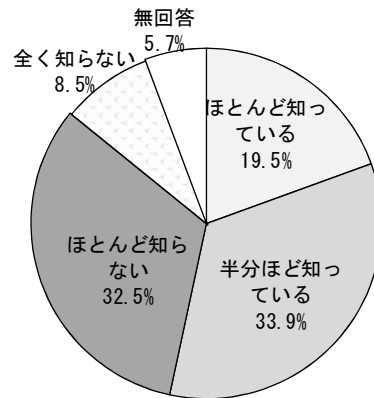
イ 「スリム・リサイクル宣言の店」の周知・啓発不足

「スリム・リサイクル宣言の店」の登録店舗数が平成28年10月末時点で81店舗と伸び悩んでいるため、更なる周知・啓発の必要があります。

ウ その他ごみの減量化・再資源化方策の周知・啓発不足

図表 4-1 処理区分別のごみの種類
(市民アンケート結果)

本市で実施しているごみの減量化・再資源化方策について、ほとんど知っている市民の割合が約20%と低いため、更なる周知・啓発の必要があります。

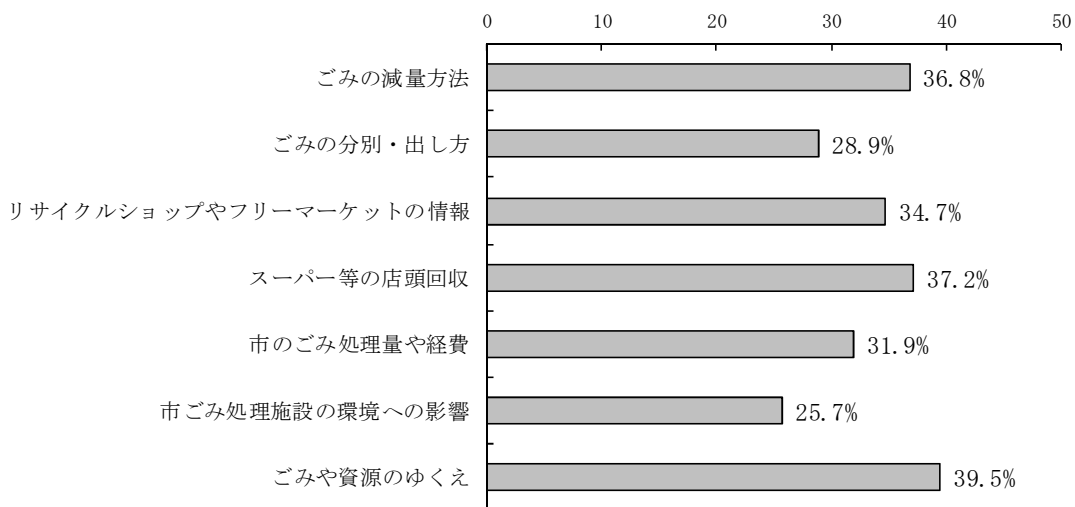


n=1,074

エ ごみ処理等に関する情報提供不足

ごみ処理等に関する市民の関心が高く、ごみの減量化・再資源化を推進するためにも、情報提供を工夫する必要があります。

図表 4-2 市民の求める情報 (市民アンケート結果)



2 分別区分及び収集・運搬

現在の分別区分では、プラスチック製容器包装は燃やすごみとして収集し、再資源化していません。

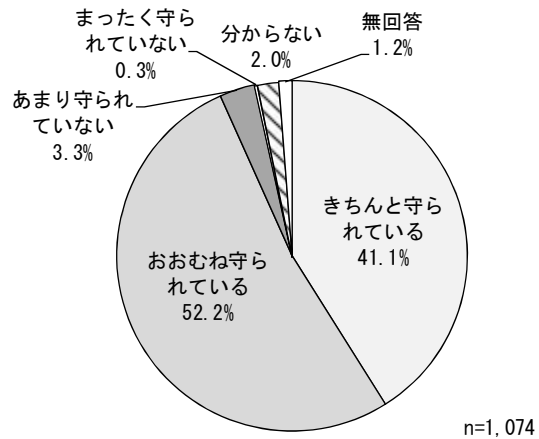
また、本市のパイプライン施設は、老朽化による損傷が顕著となっており、維持管理費に加え補修費によるコスト増等が本市の課題となっています。

(1) 市民

ア 家庭ごみステーション（パイプライン含む。）のごみ出しルールの不徹底

ごみ出しルールを徹底できている市民の割合が約 41%に留まっているため、更なる周知・啓発の必要があります。

図表 4-3 家庭ごみステーション利用状況
(市民アンケート結果)



(2) 事業者

ア 事業系ごみのパイプライン投入口への排出実態

事業系ごみのパイプライン投入口への排出が目撃情報等により確認されているため、事業系ごみの不法投棄を防止する必要があります。

イ 事業系ごみの不法投棄

事業系ごみが家庭ごみステーション（12 ページ参照）や、パイプライン投入口へ排出されているため、不法投棄を防止する必要があります。

(3) 市（行政）

ア プラスチック製容器包装の分別収集の未実施

リサイクル率の向上、温室効果ガスの削減及び「容器包装リサイクル法」の完全準拠に向けて、プラスチック製容器包装の分別収集を検討する必要があります。

イ 事前予約なしでの処理センターへの持ち込み

平成 26 年 10 月から持ち込みごみの予約制を実施していますが、未だ事前予約なしでの持ち込みがあるため、持ち込み時の事前予約の徹底を周知する必要があります。

3 中間処理

本市の焼却施設及び資源化施設は、老朽化が進行しています。

安定した処理を継続的に進めていくためには、既存施設の延命化、建替え、広域化についての検討が必要です。

(1) 焼却施設

本市の焼却施設は、延命のための改修工事（平成 21～26 年度に実施）により、平成 32 年度までの運用を計画していますが、改修工事後も経年に伴う老朽化が進んでおり、現状の焼却施設での焼却処理を継続することが困難と考えられます。

また、近年整備されているごみ焼却施設は、焼却処理の過程で発生する熱エネルギーを施設内の利用のみならず、発電や周辺施設への温水供給等に利用（サーマルリサイクル）することが一般的となっていますが、本市の焼却施設では、温水や温風による施設内での利用に留まっており、ほとんどの熱エネルギーを大気に放出しています。

そのため、老朽化への対応や熱エネルギーの有効利用を踏まえた、次期焼却施設整備の方向性を検討する必要があります。

(2) 資源化施設

資源化施設についても、焼却施設と同様に老朽化が顕著となっているため、次期焼却施設整備と併せて、次期資源化施設整備を検討する必要があります。

4 最終処分

最終処分は、今後も焼却施設から排出される焼却灰・バグ灰を大阪湾フェニックスセンターにおいて埋立処分しますが、最終処分場の残余年数や埋立処分費の上昇も考慮して、減量化・再資源化による最終処分量の削減が必要です。

(1) 大阪湾フェニックス事業

大阪湾フェニックスセンターで受け入れている廃棄物は、「一般廃棄物」、「公共産業廃棄物（上下水汚泥）」、「民間産業廃棄物」及び「災害廃棄物」です。

埋立処分場 4 箇所のうち、尼崎沖及び泉大津沖の埋立処分場の管理型は、受入れを終了しており、計画では平成 30 年度に埋立完了となっています。

一方、神戸沖及び大阪沖埋立処分場は、平成 24 年に産業廃棄物用の処分容量が不足したことから、余裕のある一般廃棄物用の処分枠を転用し、平成 33 年度に埋立完了予定の計画を平成 39 年度まで 6 年間の延命化を図っています。（平成 24 年 3 月計画変更）

しかしながら、次期埋立処分場整備の方向性や必要性の整理及び新たな事業スキーム等について、関係府県、市町村及び港湾管理者で構成する「大阪湾広域処理場整備促進協議会」において検討、協議を行い、次期処分場整備計画を策定する必要があります。

第5章 目標値の設定

1 目標項目

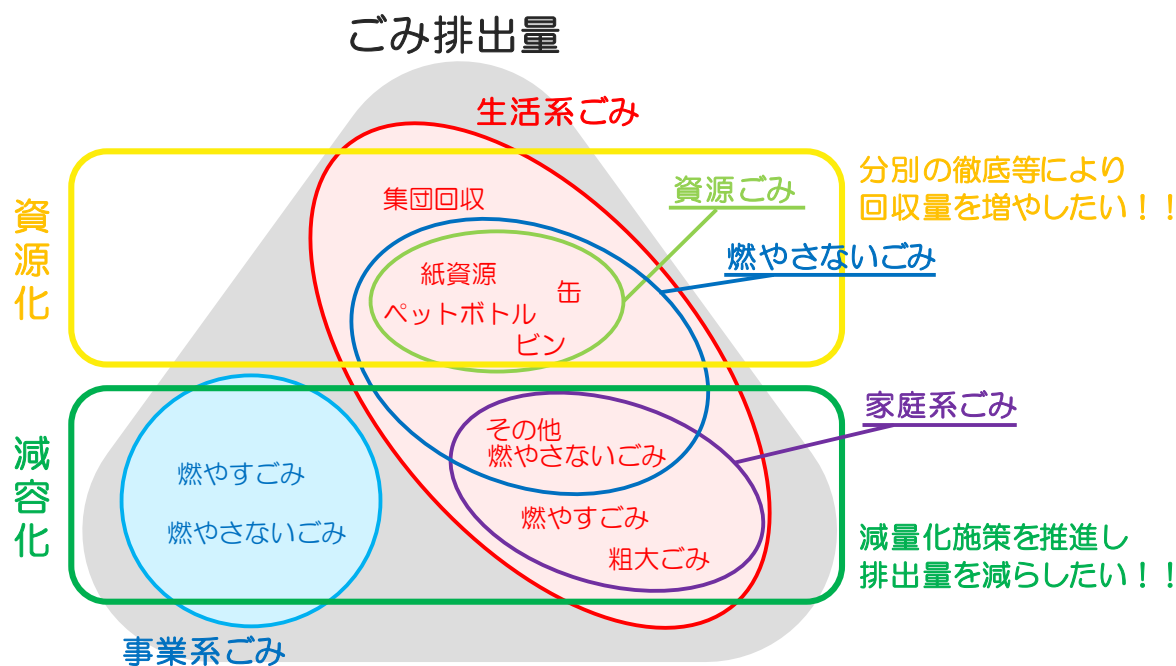
目標値として掲げる項目は、①1人1日当たりのごみ排出量、②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、③事業系ごみ排出量、④集団回収量、⑤リサイクル率、⑥最終処分量とします。

中間処理は、焼却処理等を行うことでごみの減容を目的とした**減容化**と、再生利用（リサイクル）を目的とした**資源化**に大別されます。

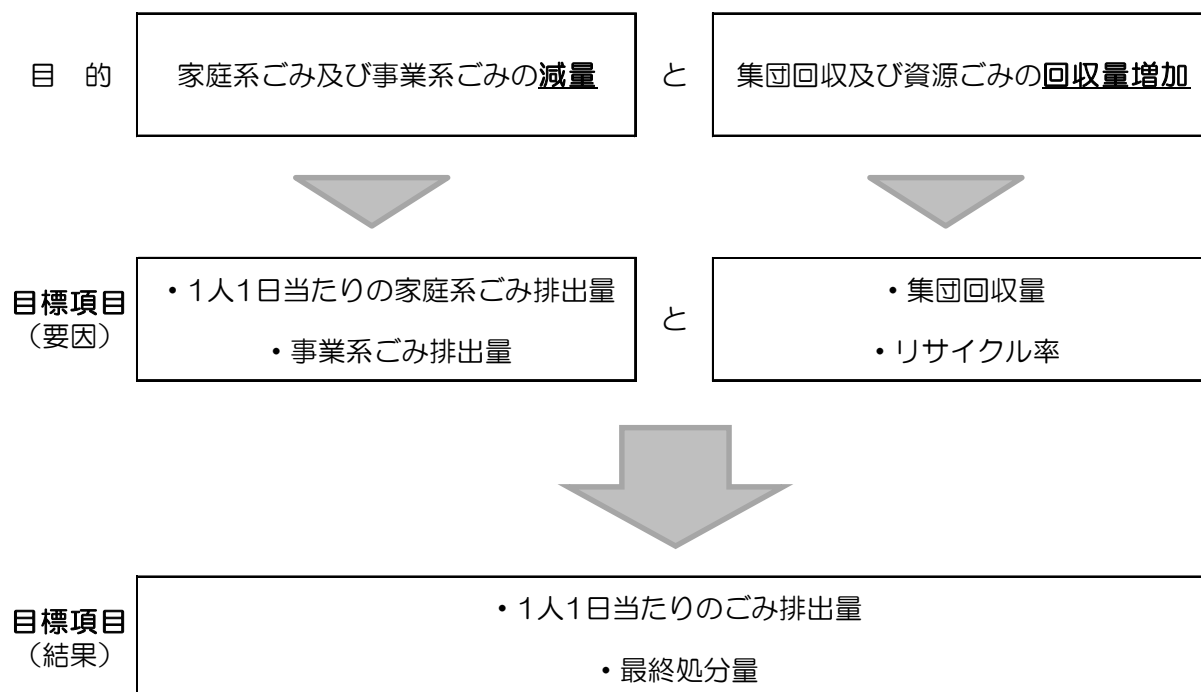
本市のごみ排出量に関する目標として、**減容化に区分されるごみの減量**と、**資源化に区分される資源ごみの回収量の増加**を目指す必要があります。

各区分におけるごみの種類は以下のとおりです。

図表 5-1 処理区分別のごみの種類



本計画の目的は、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量と、資源ごみ及び集団回収の回収量の増加となるため、目標項目は、当該内容と「第三次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第三次国計画」という。）の内容を踏まえ設定します。



以上のことから、本計画の目標項目は、以下のとおり設定します。

- ① 1人1日当たりのごみ排出量
- ② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
- ③ 事業系ごみ排出量
- ④ 集団回収量
- ⑤ リサイクル率
- ⑥ 最終処分量

2 予測値

本市の過去6年間（平成22～27年度）における実績値を基に、今後の排出量及び処理量の予測を行いました。

排出量は、生活系ごみは緩やかな減少傾向、事業系ごみは現況の実績値で推移すると考えられます。

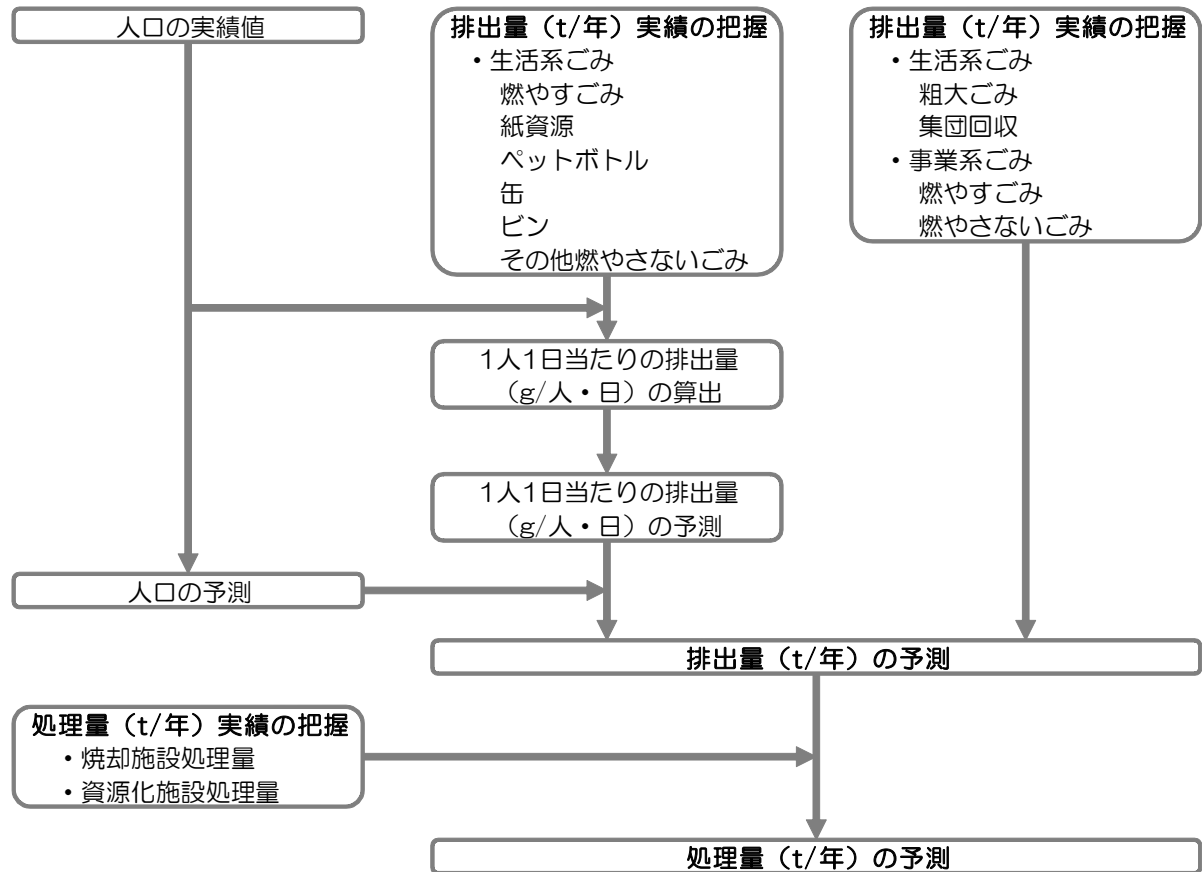
リサイクル率は、平成25年4月から被覆電線及びステンレス屑を平成27年2月から小型家電の選別回収を実施したため一時的に増加しましたが、紙資源の収集量や集団回収量がごみ排出量よりも強い傾向で減少しているため、今後は緩やかな減少傾向になると考えられます。（資料②参照）

排出量の予測は、本市の過去6年間（平成22～27年度）の実績を基に算出します。

市民の日常生活活動に伴って排出される生活系ごみ（燃やすごみ、紙資源、ペットボトル、缶、ビン、その他燃やさないごみ）については、1人1日当たりの排出量（g/人・日）を基に、一方、市民の日常生活活動とは別に臨時で発生する粗大ごみ、集団回収及び事業系ごみについては、年間排出量（t/年）を基に予測します。

処理量の予測は、排出量予測値と処理量の実績を基に算出します。

図表 5-2 排出量及び処理量の予測手順



(1) 人口予測

人口予測は、「第4次芦屋市総合計画後期基本計画」（以下「総合計画」という。）及び住民基本台帳（10月1日実績）を基に行っています。

図表5-3 人口予測結果

項目	総合計画	実績	差	本計画	
実績	H22	93,238	95,493	2,255	95,493
	H23	93,760	96,015	2,255	96,015
	H24	94,358	96,613	2,255	96,613
	H25	94,404	96,659	2,255	96,659
	H26	94,642	96,897	2,255	96,897
	H27	94,851	96,616	1,765	96,616
予測	H28	94,958		1,765	96,723
	H29	95,065		1,765	96,830
	H30	95,172		1,765	96,937
	H31	95,279		1,765	97,044
	H32	95,384		1,765	97,149
	H33	95,517		1,765	97,282
	H34	95,650		1,765	97,415
	H35	95,783		1,765	97,548
	H36	95,916		1,765	97,681
	H37	96,051		1,765	97,816
	H38	95,561		1,765	97,326

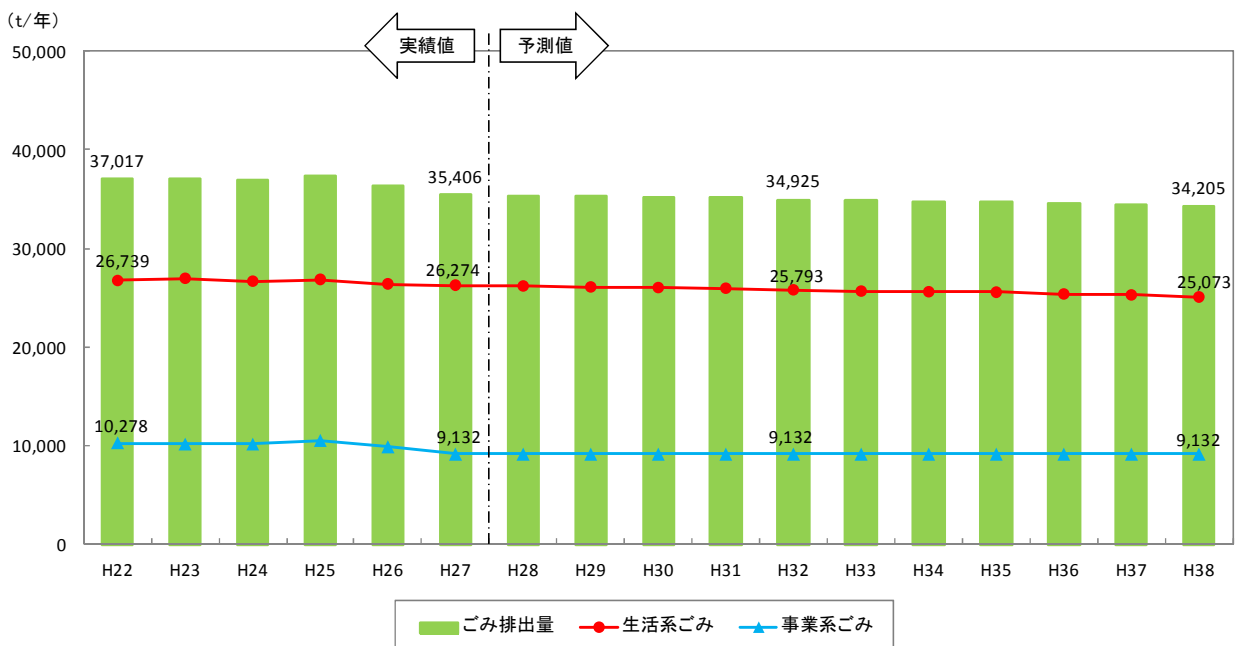
※ 実績は住民基本台帳10月1日の人口。

(2) 排出量予測値

生活系ごみ排出量は、今後緩やかに減少すると考えられます。

一方、事業系ごみは、直近の実績では減少傾向を示していますが、事業所数が増加していることを考慮すると、横ばいで推移すると考えられます。

図表5-4 排出量予測結果

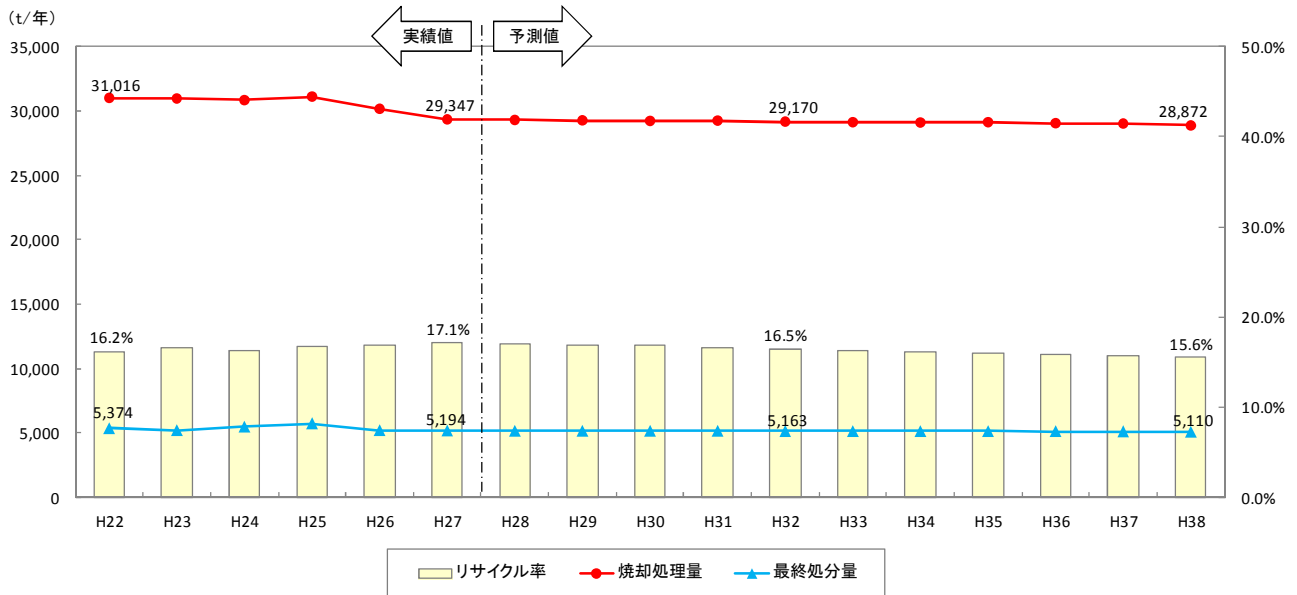


(3) 処理量予測値

焼却処理量及び最終処分量は、排出量の減少に伴い減少すると考えられます。

リサイクル率は、資源ごみが、其他のごみの排出量よりも強い減少傾向で推移すると考えられるため、今後減少すると考えられます。

図表 5-5 処理量予測結果



(4) 目標項目の推移

目標項目の推移は、排出量及び処理量予測より、以下のとおりです。

図表 5-6 目標項目の推移 (予測値)

項目\年度	単位	実績値	予測値				
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,001.4	1,000.7	996.9	993.5	988.1	984.9
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	568.0	567.7	566.1	564.5	562.8	561.2
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
④ 集団回収量	t/年	3,894	3,883	3,837	3,791	3,745	3,699
⑤ リサイクル率	—	17.1%	17.0%	16.9%	16.8%	16.6%	16.5%
⑥ 最終処分量	t/年	5,194	5,186	5,181	5,175	5,178	5,163
項目\年度	単位	予測値					
		H33	H34	H35	H36	H37	H38
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	980.4	977.0	971.5	968.3	963.9	962.9
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	559.5	557.9	556.3	554.7	553.2	551.6
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
④ 集団回収量	t/年	3,653	3,607	3,561	3,515	3,469	3,423
⑤ リサイクル率	—	16.3%	16.2%	16.0%	15.8%	15.7%	15.6%
⑥ 最終処分量	t/年	5,157	5,152	5,156	5,142	5,137	5,110

3 目標値

前述の「第4章 課題の整理」に示す課題を踏まえ、循環型社会を実現するための本計画における目標値^(注)は、実績値^(注)を基に算出した予測値^(注)及び第三次国計画^(注)を参考に設定します。
(資料③参照)

本計画における目標値は、第三次国計画と同様に、平成12年度実績に対する「率」で設定することとし、以下のとおりとします。また、各項目の詳細は次ページ以降に示します。

図表 5-7 目標値の設定

項目	実績値		目標値	
	H12年度	H27年度	H32年度 (中間目標年度)	H38年度 (目標年度)
① 1人1日当たりのごみ排出量	1,273.3g/人・日	1,001.4g/人・日	25.5%減 (948.1g/人・日)	31.3%減 (874.4g/人・日)
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	788.2g/人・日	568.0g/人・日	32.9%減 (528.8g/人・日)	39.9%減 (473.5g/人・日)
③ 事業系ごみ排出量	10,105t/年	9,132t/年	15.1%減 (8,584t/年)	23.2%減 (7,762t/年)
④ 集団回収量	3,626t/年	3,894t/年	9.7%増 (3,979t/年)	13.7%増 (4,123t/年)
⑤ リサイクル率	12.5%	17.1%	18.9%	21.1%
⑥ 最終処分量	6,289t/年	5,194t/年	23.3%減 (4,825t/年)	31.0%減 (4,339t/年)

※ 割合は、平成12年度実績に対する率を示す。

図表 5-8 目標項目の推移 (目標値)

項目\年度	単位	目標値					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,001.4	1,000.7	987.5	974.5	958.9	948.1
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	568.0	567.7	558.0	548.3	537.1	528.8
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,132	9,132	8,995	8,858	8,721	8,584
④ 集団回収量	t/年	3,894	3,883	3,907	3,931	3,955	3,979
⑤ リサイクル率	—	17.1%	17.0%	18.0%	18.3%	18.6%	18.9%
⑥ 最終処分量	t/年	5,194	5,186	5,068	4,987	4,906	4,825
項目\年度	単位	目標値					
		H33	H34	H35	H36	H37	H38
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	934.9	921.7	906.2	895.4	882.2	874.4
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	519.1	509.3	498.3	489.9	480.3	473.5
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,447	8,310	8,173	8,036	7,899	7,762
④ 集団回収量	t/年	4,003	4,027	4,051	4,075	4,099	4,123
⑤ リサイクル率	—	19.3%	19.6%	20.0%	20.3%	20.7%	21.1%
⑥ 最終処分量	t/年	4,744	4,663	4,582	4,501	4,420	4,339

① ごみ排出量＝生活系ごみ（② 家庭系ごみ＋資源ごみ＋④ 集団回収）＋③ 事業系ごみ

① 1人1日当たりのごみ排出量（生活系及び事業系の合計）

1人1日当たりのごみ排出量目標値は、方策の推進による、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び③ 事業系ごみ排出量の減量及び資源化効果を想定し、以下のとおり設定します。

① 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量を現状から 127g 削減します。

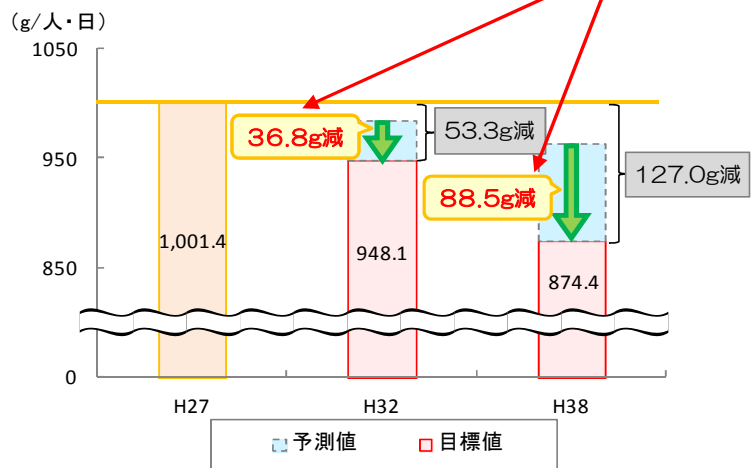
平成27年度 (実績値) 1,001.4 g/人・日	➔	平成38年度 (目標値) 874.4 g/人・日
----------------------------------	---	--------------------------------

127g 減

図表 5-9 今後の方策の推進による効果

今後、各主体（市民・事業者・市（行政））が方策（73～82 ページ参照）を取り組むことによる効果を図示すると、右のとおりです。

目標値を達成するために、平成38年度における予測値から 88.5g/人・日（平成32年度において 36.8g/人・日）の減量が必要です。

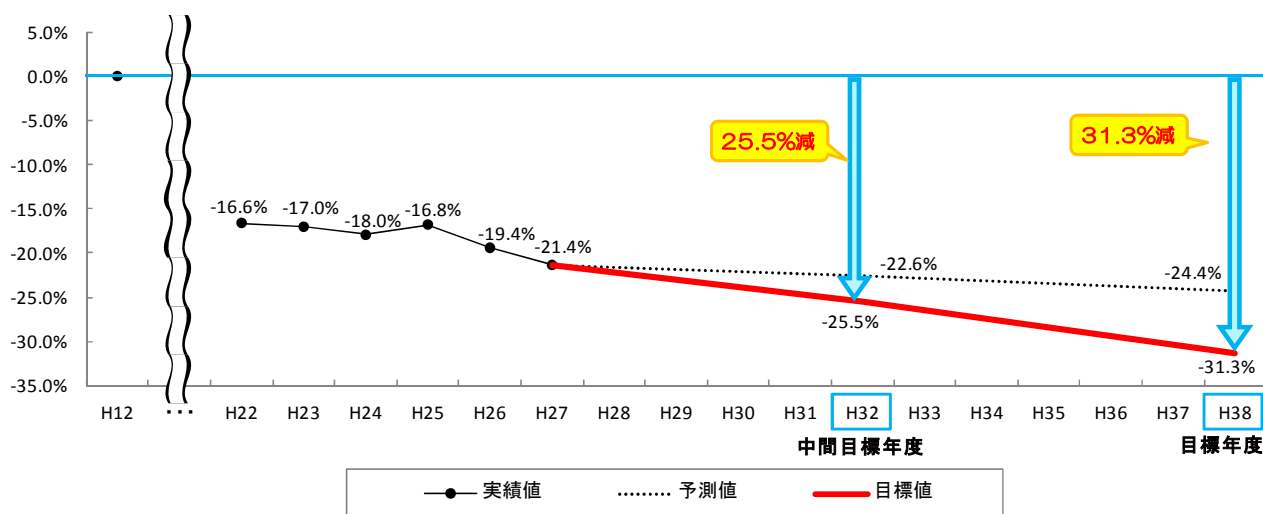


(注) 目標値・・・本市の予測値と第三次国計画を基に設定した値で、今後、各主体（市民・事業者・市（行政））が方策に取り組み、減量及び資源化を推進することで目指すべき目標値を指します。

(注) 実績値・・・「生活系」については、「燃やすごみ、紙資源、ペットボトル、缶、ビン、その他燃やさないごみ、粗大ごみ、集団回収」、「事業系」については、「燃やすごみ、燃やさないごみ」のそれぞれの実績値を指します。

(注) 予測値・・・本市の過去6年間（平成22～27年度）のごみ排出量の実績値を基に算出した値であり、市民の日常生活活動に伴って排出される生活系ごみ（ただし、粗大ごみ及び集団回収は除く。）については、1人1日当たりの排出量（g/人・日）を基に、一方で市民の日常生活活動とは別に臨時で発生する粗大ごみ、集団回収及び事業系ごみについては、年間排出量（t/年）を基に予測します。

図表 5-10 1人1日当たりのごみ排出量目標

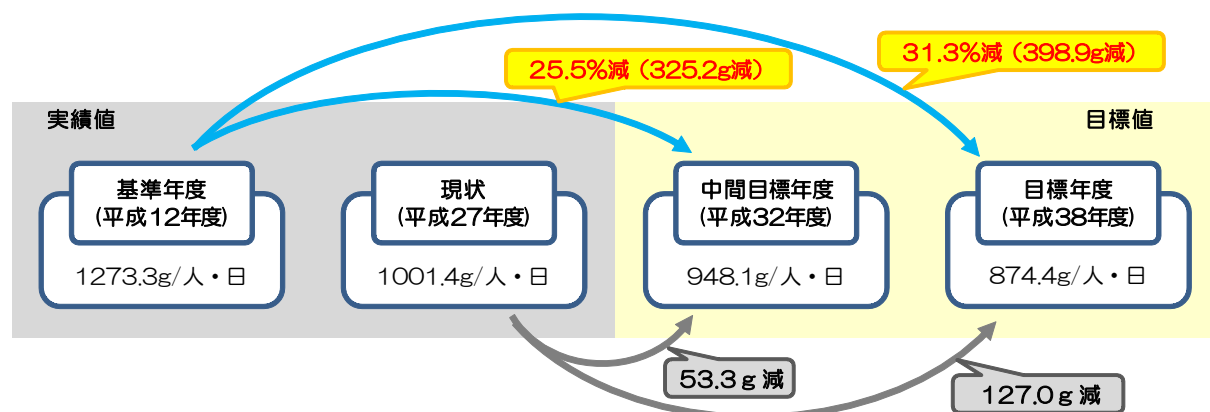


平成 12 年度(1273.3g/人・日)を基準年度として、目標年度の平成 38 年度(874.4g/人・日)において、**31.3%減 (398.9g/人・日減)** を目指します。

なお、中間目標年度の平成 32 年度(948.1g/人・日)における目標値は、**25.5%減 (325.2g/人・日減)** とします。

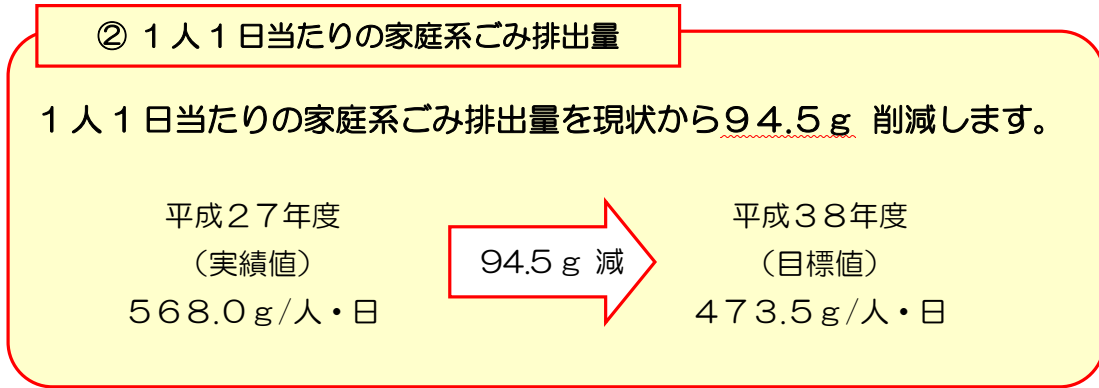
以上の内容を整理すると、図表 5-11 のとおりとなります。

図表 5-11 1人1日当たりのごみ排出量実績値及び目標値 (まとめ)



② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

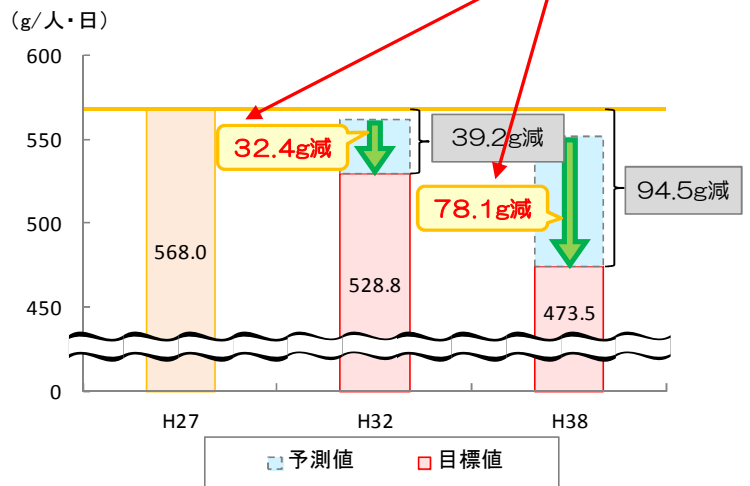
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量目標値は、方策の推進による減量及び資源化効果を想定し、以下のとおり設定します。



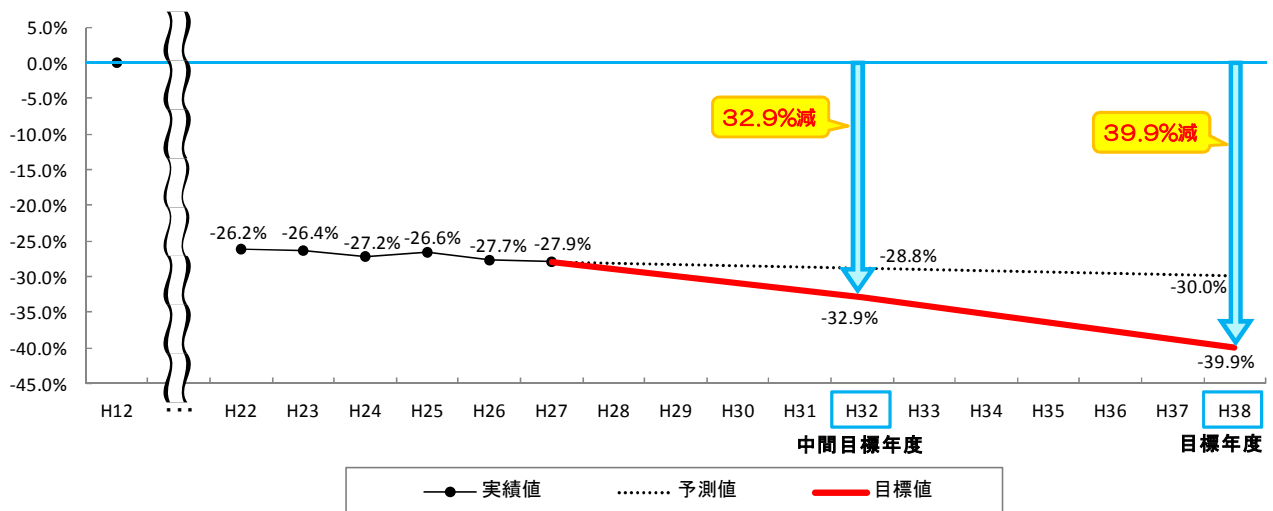
今後、各主体（市民・事業者・市（行政））が方策（73～82ページ参照）を取り組むことによる効果を図示すると、右のとおりです。

目標値を達成するために、平成38年度における予測値から78.1g/人・日（平成32年度において32.4g/人・日）の減量が必要です。

図表5-12 今後の方策の推進による効果



図表5-13 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量目標

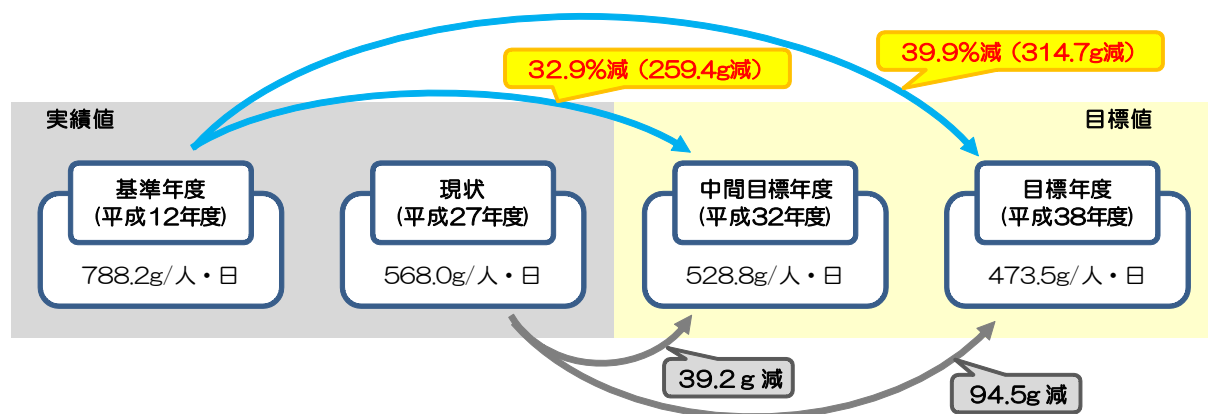


平成 12 年度 (788.2g/人・日) を基準年度として、目標年度の平成 38 年度 (473.5g/人・日) において、39.9%減 (314.7g/人・日減) を目指します。

なお、中間目標年度の平成 32 年度 (528.8g/人・日) における目標値は、32.9%減 (259.4g/人・日減) とします。

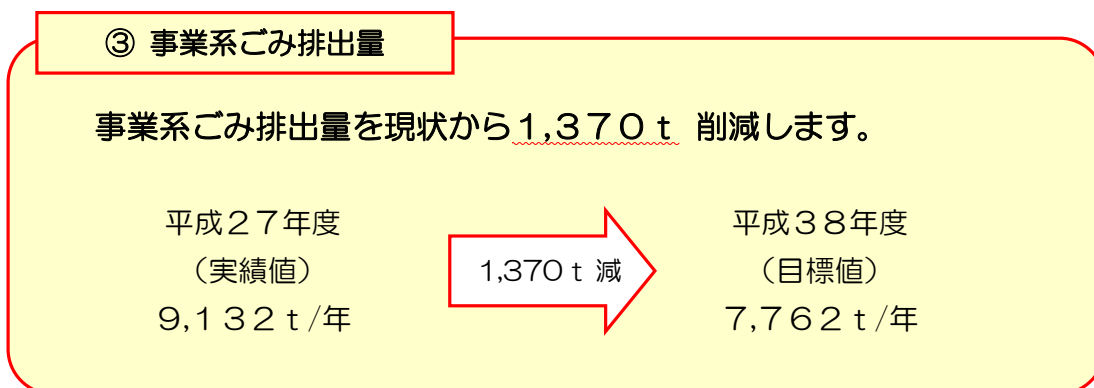
以上の内容を整理すると、図表 5-14 のとおりとなります。

図表 5-14 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量実績値及び目標値 (まとめ)



③ 事業系ごみ排出量

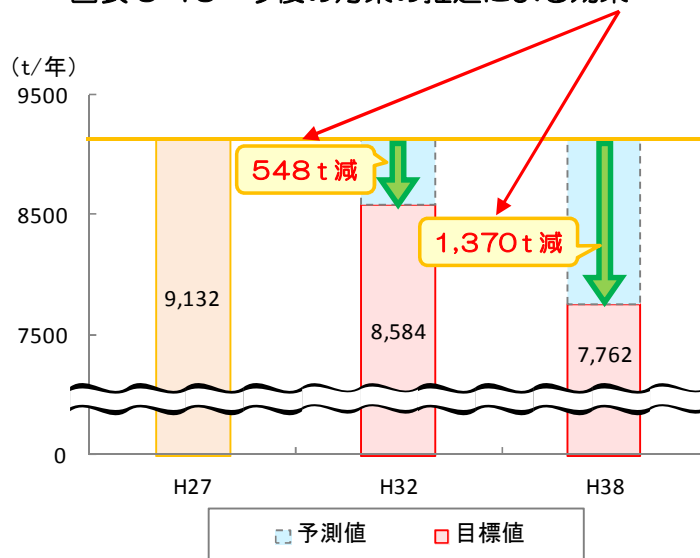
事業系ごみ排出量目標値は、方策の推進による減量化効果を想定し、以下のとおり設定します。



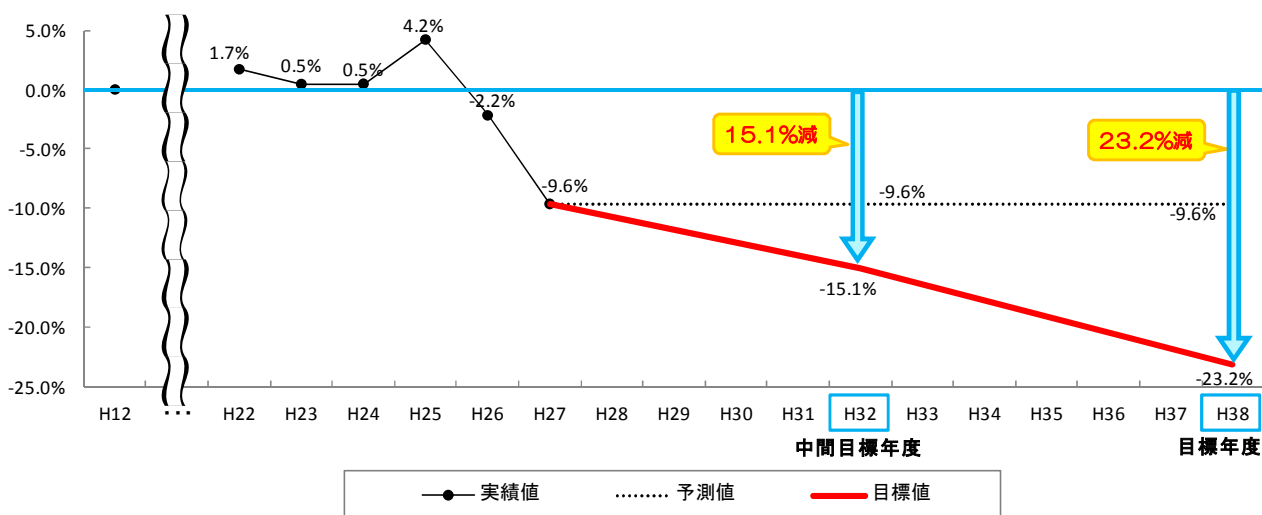
図表 5-15 今後の方策の推進による効果

今後、各主体（市民・事業者・市（行政））が方策（73～82 ページ参照）を取り組むことによる効果を図示すると、右のとおりです。

目標値を達成するために、平成38年度における予測値（現状（平成27年度実績）どおり）から 1,370 t/年（平成32年度において 548 t/年）の減量が必要です。



図表 5-16 事業系ごみ排出量目標

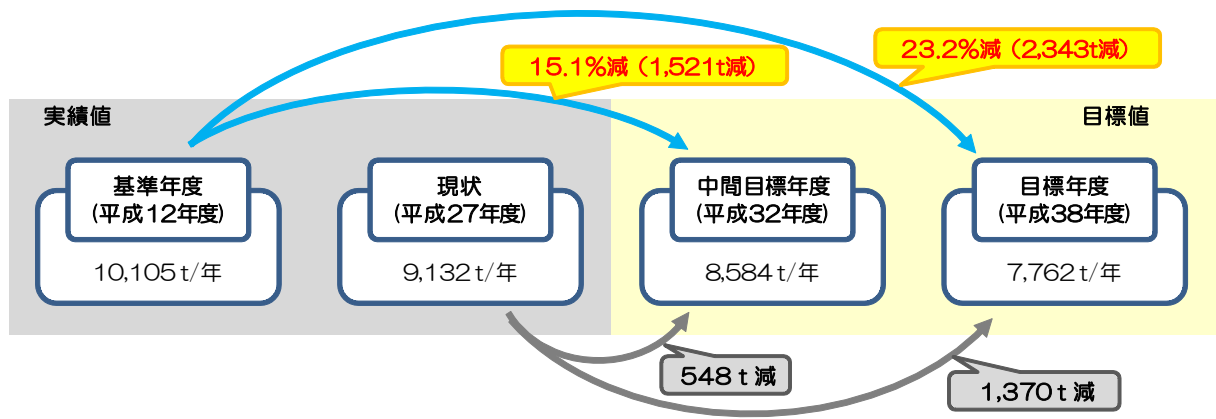


平成 12 年度 (10,105 t/年) を基準年度として、目標年度の平成 38 年度 (7,762 t/年) において、23.2%減 (2,343 t/年減) を目指します。

なお、中間目標年度の平成 32 年度 (8,584 t/年) における目標値は、15.1%減 (1,521 t/年減) とします。

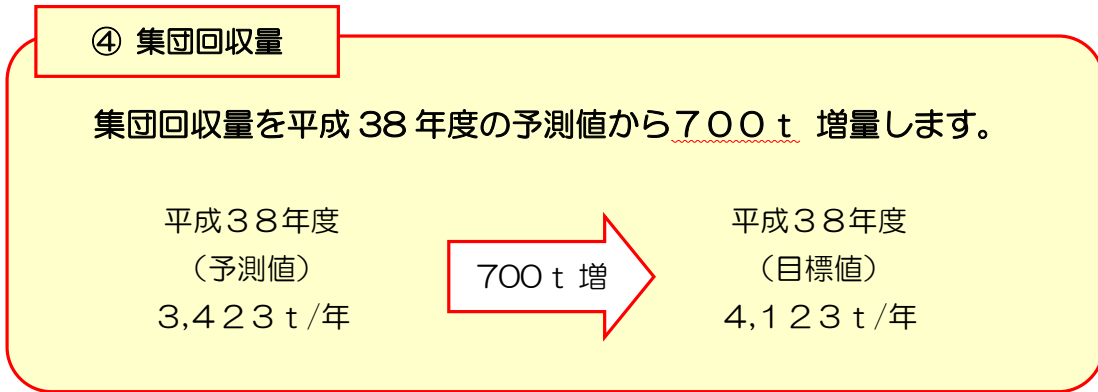
以上の内容を整理すると、図表 5-17 のとおりとなります。

図表 5-17 事業系ごみ排出量実績値及び目標値 (まとめ)



④ 集団回収量

集団回収量目標値は、方策の推進による資源化効果を想定し、以下のとおり設定します。

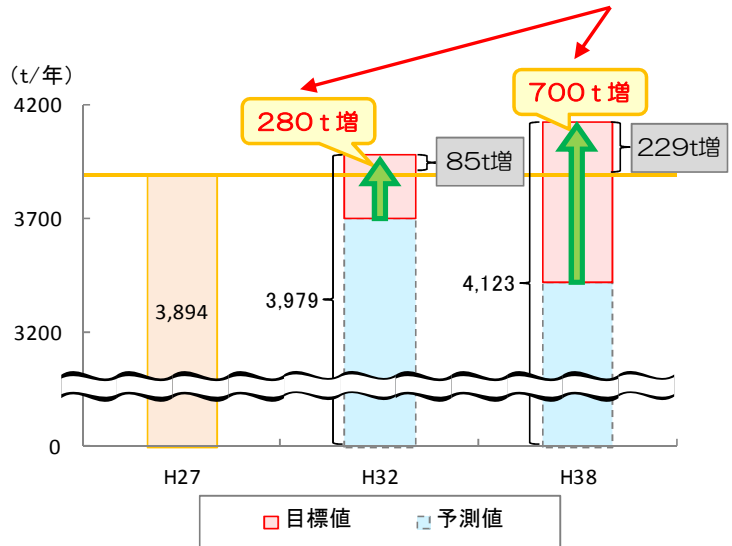


図表 5-18 今後の方策の推進による効果

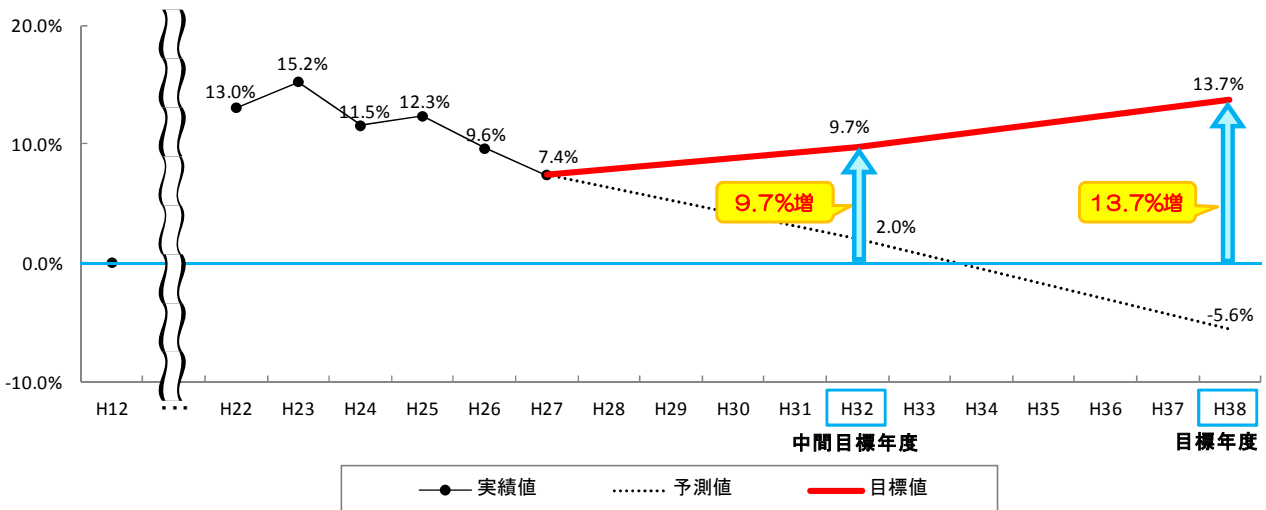
過去 6 年間（平成 22～27 年度）における集団回収量の推移より、今後集団回収量は、減少すると考えられます。

今後、各主体（市民・事業者・市（行政））が方策（73～82 ページ参照）を取り組むことによる効果を図示すると、右のとおりです。

目標値を達成するために、平成 38 年度における予測値から 700 t/年（平成 32 年度において 280 t/年）の増量が必要です。



図表 5-19 集団回収量目標

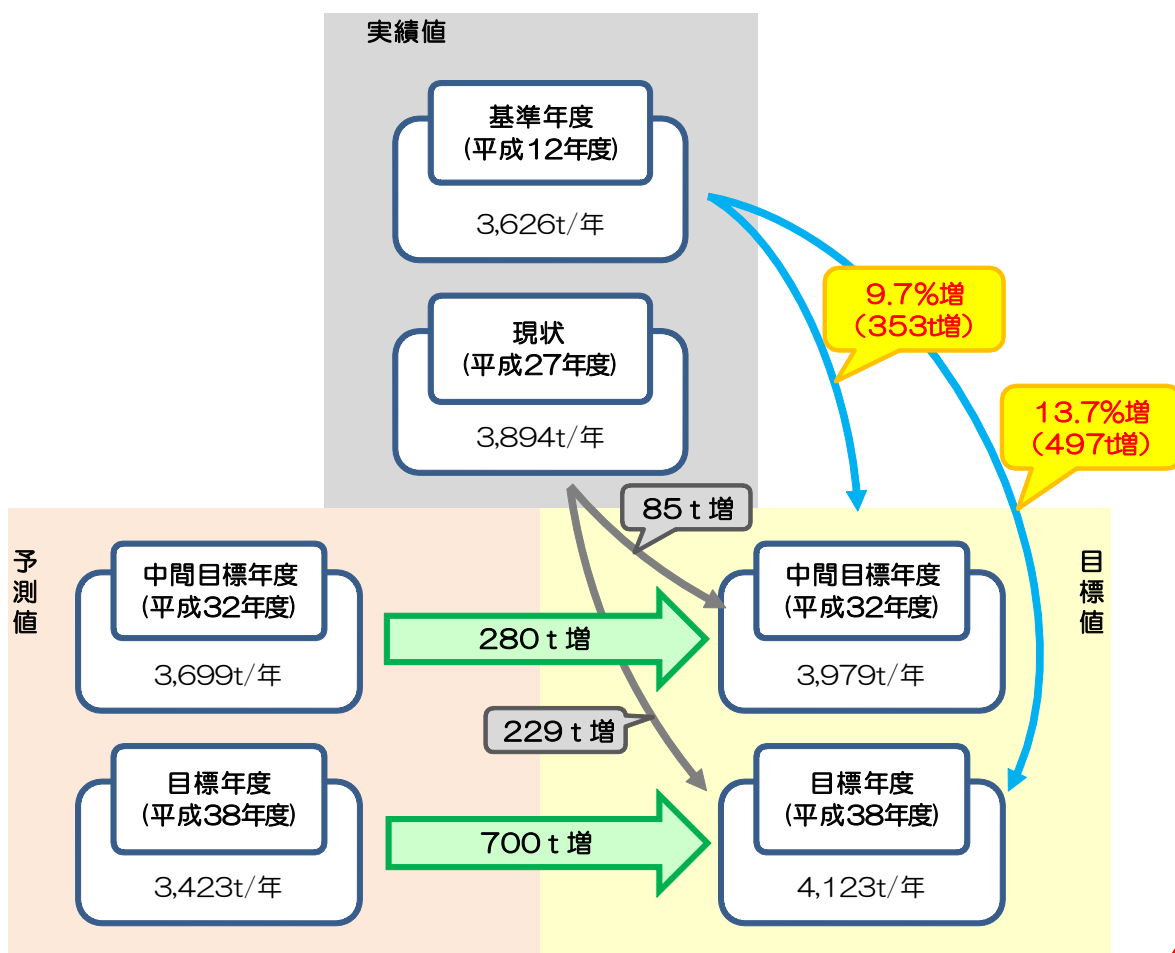


平成 12 年度 (3,626 t/年) を基準年度として、目標年度の平成 38 年度 (4,123 t/年) において 13.7%増 (497 t/年増) を目指します。

なお、中間目標年度の平成 32 年度 (3,979 t/年) における目標値は、9.7%増 (353 t/年増) とします。

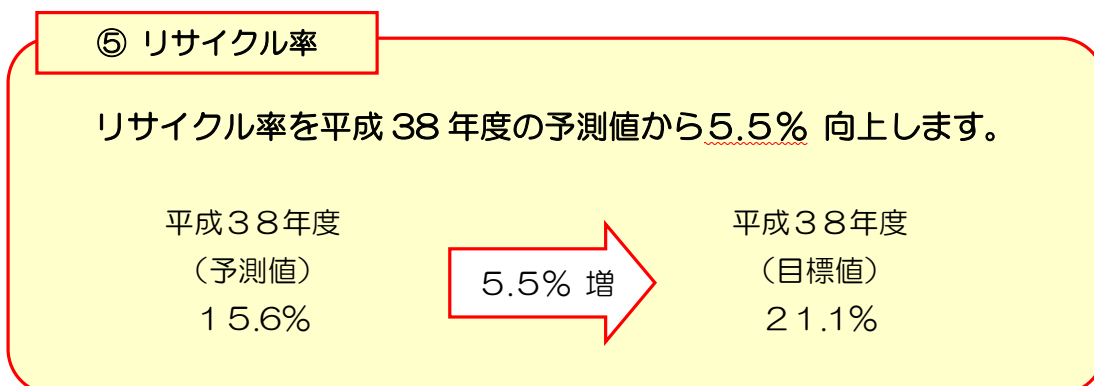
以上の内容を整理すると、図表 5-20 のとおりとなります。

図表 5-20 集団回収量実績値及び目標値 (まとめ)



⑤ リサイクル率

リサイクル率^(注)の目標値は、方策の推進による減量及び資源化効果を想定し、以下のとおり設定します。

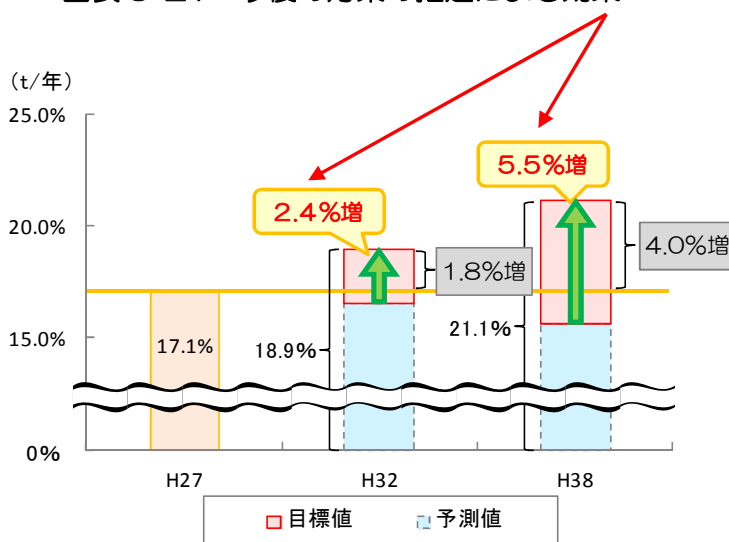


図表 5-21 今後の方策の推進による効果

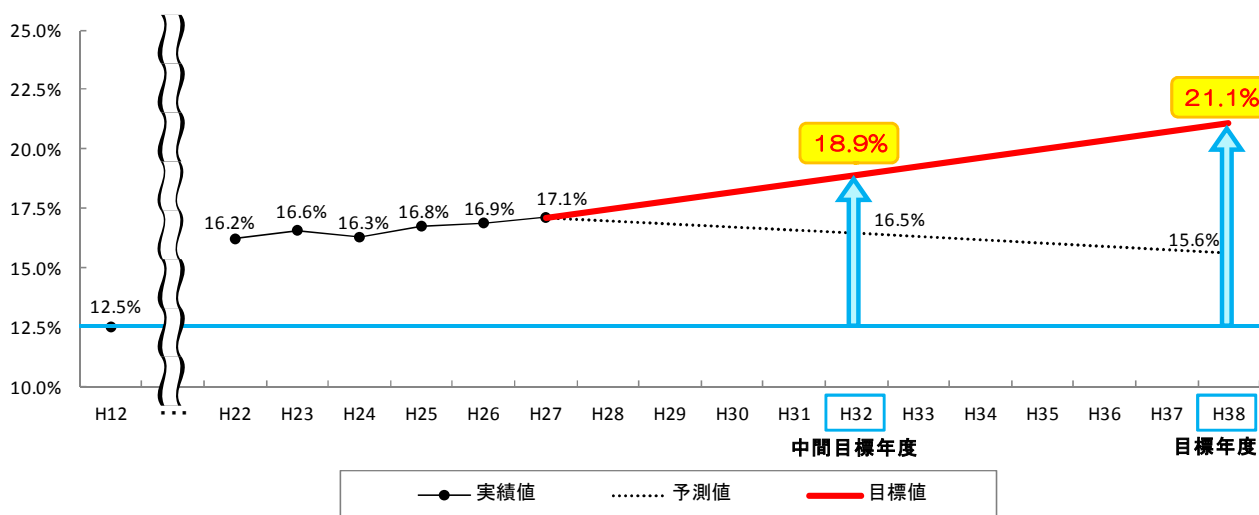
過去6年間(平成22~27年度)におけるリサイクル率の推移より、今後リサイクル率は、減少すると考えられます。

今後、各主体(市民・事業者・市(行政))が方策(73~82ページ参照)を取り組むことによる効果を図示すると、右のとおりです。

目標値を達成するために、平成38年度における予測値から 5.5% (平成32年度において 2.4%) の増加が必要です。



図表 5-22 リサイクル率目標

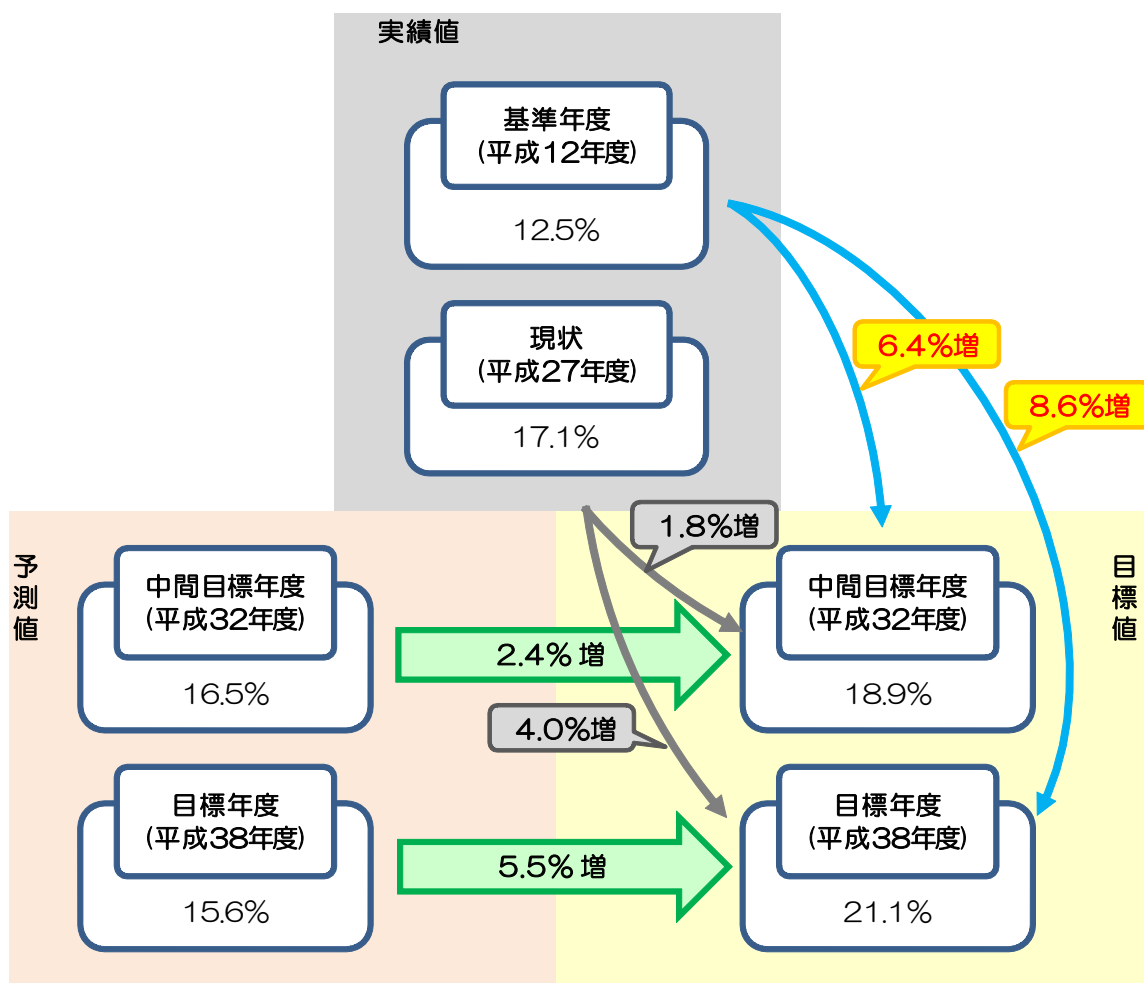


平成 12 年度 (12.5%) を基準年度として、目標年度の平成 38 年度において 21.1% を目指します。

なお、中間目標年度の平成 32 年度における目標値は、18.9%とします。

以上の内容を整理すると、図表 5-23 のとおりとなります。

図表 5-23 リサイクル率実績値及び目標値 (まとめ)

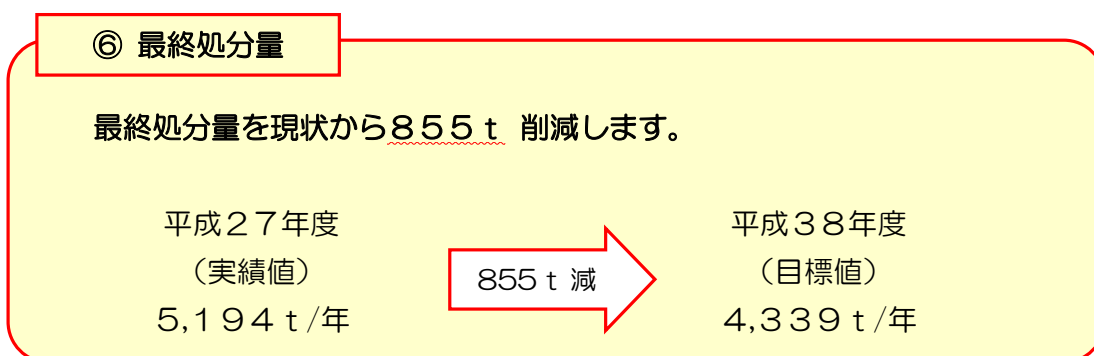


(注) リサイクル率・・・(資源化物+集団回収) / (ごみ処理量+集団回収) ×100

- ・「資源化物」・・・資源化施設において資源化される量
- ・「ごみ処理量」・・・処理センター(焼却施設及び資源化施設)において処理されるごみ量
(ごみ排出量-集団回収量+選別残渣)

⑥ 最終処分量

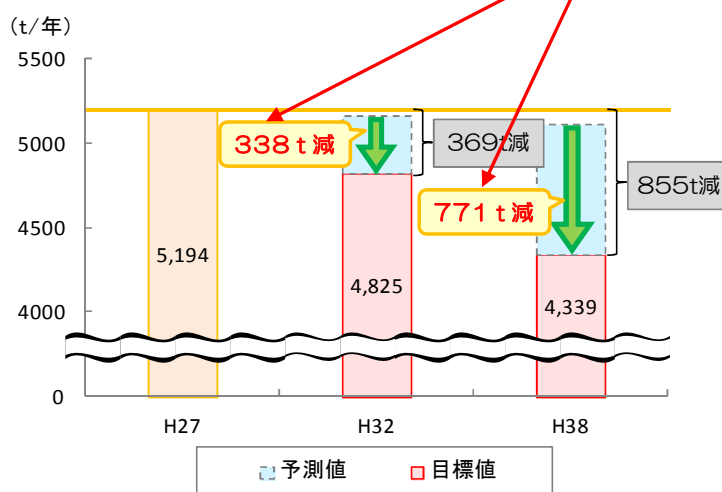
最終処分量目標値は、方策の推進による減量及び資源化効果を想定し、以下のとおり設定します。



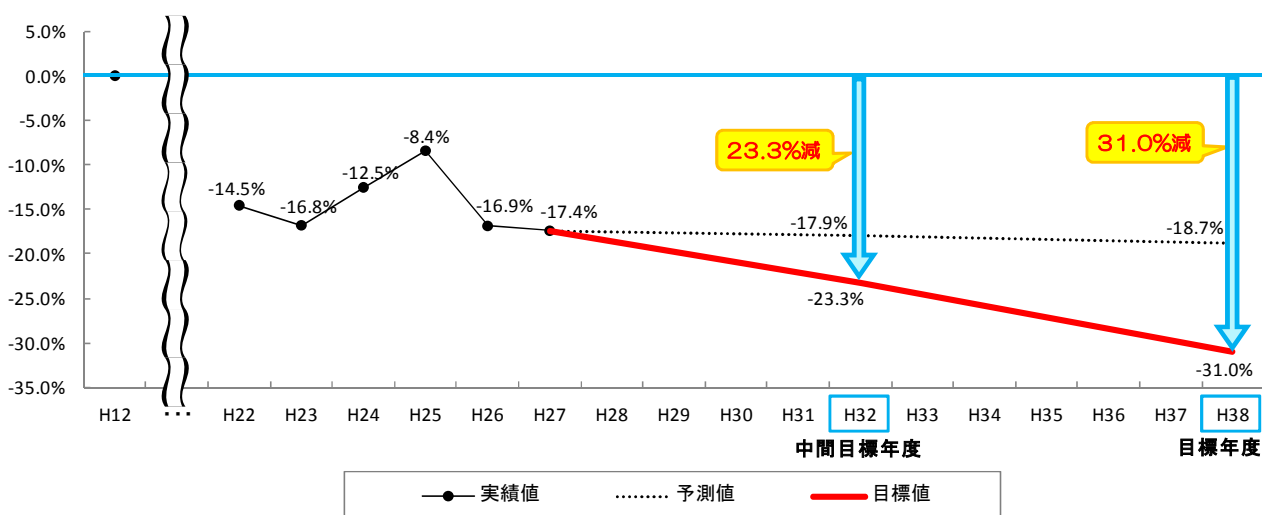
図表 5-24 今後の方策の推進による効果

今後、各主体（市民・事業者・市（行政））が方策（73～82 ページ参照）を取り組むことによる効果を図示すると、右のとおりです。

目標値を達成するために、平成38年度における予測値から771 t/年（平成32年度において338 t/年）の減量が必要です。



図表 5-25 最終処分量目標

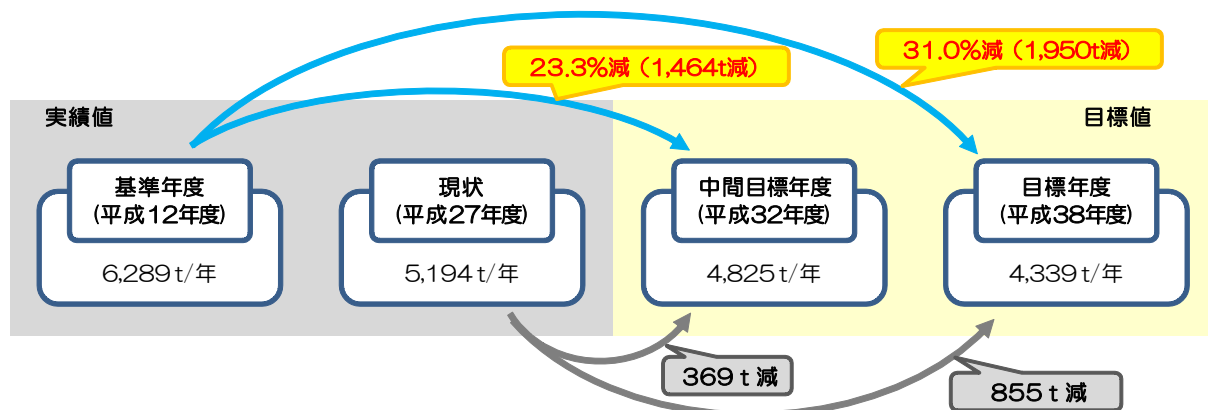


平成12年度（6,289 t/年）を基準年度として、目標年度の平成38年度（4,339 t/年）において、31.0%減（1,950 t/年減）を目指します。

なお、中間目標年度の平成32年度（4,825 t/年）における目標値は、23.3%減（1,464 t/年減）とします。

以上の内容を整理すると、図表 5-26 のとおりとなります。

図表 5-26 最終処分量実績値及び目標値（まとめ）



以上のことから、中間目標年度（平成 32 年度）及び目標年度（平成 38 年度）における目標値及び予測値は、以下のとおりです。

図表 5-27 予測値と目標値の比較

項目	単位	実績値		予測値	目標値	予測値	目標値
		H12	H27	H32		H38	
ごみ排出量	t/年	39,800	35,406	34,925	33,624	34,205	31,061
原単位 ^{※1}	g/人・日	1,273.3	1,001.4	984.9	948.1	962.9	874.4
削減率 ^{※2}	—		21.4%	22.6%	25.5%	24.4%	31.3%
家庭系ごみ排出量	t/年	24,639	20,084	19,902	18,754	19,596	16,822
原単位 ^{※1}	g/人・日	788.2	568.0	561.2	528.8	551.6	473.5
削減率 ^{※2}	—		27.9%	28.8%	32.9%	30.0%	39.9%
事業系ごみ排出量	t/年	10,105	9,132	9,132	8,584	9,132	7,762
削減率	—		9.6%	9.6%	15.1%	9.6%	23.2%
集団回収量	t/年	3,626	3,894	3,699	3,979	3,423	4,123
増加率	—		7.4%	2.0%	9.7%	-5.6%	13.7%
リサイクル率	—	12.5%	17.1%	16.5%	18.9%	15.6%	21.1%
最終処分量	t/年	6,289	5,194	5,163	4,825	5,110	4,339
削減率	—		17.4%	17.9%	23.3%	18.7%	31.0%

※1 原単位は1人1日当たりの排出量を示す。

※2 原単位に関する、平成12年度からの削減率を示す。

今後、排出量等が設定した目標値に即して推移した場合、第三次国計画（基準年度平成 12 年度）と比較した目標値達成状況は以下のとおりとなります。

なお、本計画における目標値は、実績値の推移や現状の排出状況等から現実的な数値を設定しているため、第三次国計画における目標値を達成しない項目があります。

図表 5-28 第三次国計画と比較した達成状況（想定）

項目		H12 (基準年度値)	H32 (達成すべき値)	H32 (本計画目標値)	達成状況 (見込み)
循環型 推進基本 社会計画 形成	1人1日当たりのごみ排出量	1,273g/人・日	約25%減 (955.0g/人・日)	25.5%減 (948.1g/人・日)	達成
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	788g/人・日	約25%減 (591.2g/人・日)	32.9%減 (528.8g/人・日)	達成
	事業系ごみ排出量	10,105t/年	約35%減 (6,568t/年)	15.1%減 (8,584t/年)	未達成

第6章 ごみ処理基本計画の策定

1 基本理念及び基本方針

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、
身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します

基本方針

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

本計画で設定した目標を達成するため、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）の3R等に関する方策に取り組み、ごみの減量化・再資源化を推進します。

(2) 中間処理施設の整備、管理運営

社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、④熱回収（サーマルリサイクル）等を含め、環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

(3) 適正処理の実施

ごみ処理の中間処理施設における、ごみの種類や処理方法に応じた適正処理や、最終処分場における、⑤適正処分を実施し、環境負荷の低減に取り組みます。

(4) 収集・運搬体制の整備

「車両」による収集・運搬については、分別区分や施設の運営方針に基づき、収集方法の見直しや体制の整備を進め、「廃棄物運搬用パイプライン」による収集は、施設のあり方も含めた様々な課題を整理し、計画的に事業を進めます。

(5) 市民・事業者・市（行政）の協働

市民・事業者・市（行政）がそれぞれの役割と責任を果たす中で、それぞれが主役となり、お互いに協力して、循環型社会を構築します。

2 目標値を達成するための方策

目標値を達成するために、市民、事業者及び市（行政）が協働して実施する方策を推進します。

本計画における、目標値を達成するための方策は、本計画から新規に取り組む方策、前計画から拡充して取り組む方策及び前計画から継続して取り組む方策の3つに分類し、それぞれの方策における市民、事業者及び市（行政）の役割を明確にします。

(1) 新規方策

① マイ食器、マイボトルの利用

概要	本方策は、普段の生活やイベント等に参加する際、マイ食器（箸等）やマイボトル（水筒等）を携帯することで、割り箸やペットボトルの使用を抑制するものです。		
関連 ^(注)	該当なし		
分類 ^(注)	発生抑制（リデュース）		
効果 ^(注)	<p>マイ食器のうち、主にマイ箸を携帯することにより、市民1人当たり、割り箸（5g/膳）を2本/週削減することとします。</p> <p>減量効果 $5\text{g/膳} \times 2\text{本/週} \times (365/7) \times 97,326\text{人} \div 51\text{t}$</p> <p>また、水筒等を携帯することにより、市民1人当たり、ペットボトル（25g/本）を1本/週削減することとします。</p> <p>減量効果 $25\text{g/本} \times 1\text{本/週} \times (365/7) \times 97,326\text{人} \div 127\text{t}$</p>		
	市民	事業者	市（行政）
	箸や水筒を携帯します。	市民がマイ食器、マイボトルを利用しやすい環境づくりに努めます。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

(注) 関連・・・第3章における前計画の関連方策を示します。

(注) 分類・・・以下のうち、該当する項目を示します。

発生抑制・・・ごみとなる製品の生産や消費・使用の抑制に関連する方策です。

再使用・・・不要となった製品や部品等の再使用に関連する方策です。

再生利用・・・ごみの再資源化等に関連する方策です。

適正処理・・・ごみの自らの処理や適正排出等に関連する方策です。

排出者負担の公平性・・・排出量に応じた負担を求める方策です。

(注) 効果・・・方策の平成38年度における想定効果を示します。

・「凡例」・・・『◎』方策を実施する主体

『○』方策に関連する主体

『-』関連なし

② 「事業系ごみハンドブック」の発行

概要	本方策は、「事業系ごみハンドブック」を発行し、事業者に対して適正処理やごみ出しルールを周知するものです。		
関連	該当なし		
分類	適正処理		
効果	適正処理やごみ出しルールを周知するもので、直接的な減量・資源化効果はありません。		
	市民	事業者	市（行政）
		「事業系ごみハンドブック」に即したごみ出しルール等を遵守します。	「事業系ごみハンドブック」を発行します。
	—	○	◎

③ 小型家電及び乾電池回収ボックスの設置

概要	本方策は、庁舎等に小型家電及び乾電池回収ボックスを設置することで、資源ごみの積極的な回収と分別意識の向上を図るものです。		
関連	該当なし		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	ボックスを設置することで、不適物の少ない資源ごみの回収や、ごみ分別意識の向上を図ることができるため、ある程度の資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	小型家電及び乾電池を廃棄する場合は積極的に回収ボックスを利用します。	店舗等への回収ボックスの設置に積極的に協力します。	回収ボックスを設置し、周知・啓発します。
	○	○	◎

(2) 拡充方策

① マイバッグの利用

概要	本方策は、買い物時に買い物袋（マイバッグ）を持参することで、レジ袋等の削減を推進するものです。		
関連	(1) ③ 買い物袋（マイバッグ）持参運動の推進 (3) ① 買い物袋（マイバッグ）持参運動の実施		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	買い物時における買い物袋（マイバッグ）持参によりレジ袋が削減されるため、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	買い物時に買い物袋（マイバッグ）を持参します。	市民が買い物袋（マイバッグ）を利用しやすい環境づくりに努めます。	マイバッグキャンペーンの実施等をおして、本方策を周知・啓発します。 また、レジ袋削減に向けた、消費者団体・事業者・市（行政）との三者協定について検討します。
	◎	◎	○

② 再生資源集団回収活動の推進

概要	本方策は、資源ごみ（段ボール、雑誌、広告紙、新聞、紙パック、その他紙類、古着、缶の8項目）の再生資源集団回収活動を推進し、ごみに関する意識の向上、地域コミュニティの形成及び活性化及びごみ処理コストの軽減を図るものです。		
関連	(3) ⑤ 資源ごみ集団回収活動の助成		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	集団回収の積極的利用による燃やすごみ等に混入している資源ごみの分別回収により、ある程度の資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	集団回収を積極的に利用します。		再生資源集団回収活動の助成や、対象基準緩和を検討します。
	◎	—	◎

③ 「スリム・リサイクル宣言の店」の推進

概要	本方策は、事業所におけるごみの減量化・再資源化を推進するものです。		
関連	(2) ① 「スリム・リサイクル宣言の店」への加入 (3) ⑩ 「スリム・リサイクル宣言の店」の指定		
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）		
効果	事業者の減量化・再資源化を推進するため、ある程度の減量化・資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	「スリム・リサイクル宣言の店」を積極的に利用します。 また、店舗等における店頭回収も積極的に利用し、事業者に協力します。	ごみの減量化・再資源化を推進し、「スリム・リサイクル宣言の店」として取り組みます。また、店舗等で発生する品目の回収（店頭回収）にも積極的に取り組みます。	ごみの減量化・再資源化に取り組む事業所を「スリム・リサイクル宣言の店」として指定するとともに、店頭回収の取組について広く市民に周知します。
	◎	◎	◎

④ 排出事業者責任の徹底

概要	本方策は、事業者が事業活動に伴い生じる廃棄物を事業者自らの責任において適正処理し、本市の処理センターにおいて処理する場合は、本市の定めた排出ルールを遵守するものです。		
関連	(2) ③ 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止		
分類	適正処理		
効果	事業者の適正処理及び排出ルールの遵守により、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
		事業活動に伴い生じる廃棄物は事業者自らの責任において適正処理します。	事業者に本方策を周知します。
	—	◎	○

⑤ ごみ処理に関する情報の提供

概要	本方策は、市（行政）が発行する「広報あしや」等の広報紙で、ごみの減量化・再資源化方法及びごみの処理状況や経費等の情報を提供し、ごみに関する意識向上を図るものです。		
関連	(3) ④ 広報紙等で施策を周知		
分類	該当なし		
効果	市民及び事業者のごみに関する意識向上を目的とした方策のため、直接的な減量・資源化効果はありません。		
	市民	事業者	市（行政）
	市（行政）の発行する広報紙等から、積極的にごみ処理に関する情報を吸収します。	市（行政）の発行する広報紙等から、積極的にごみ処理に関する情報を吸収します。	広報紙等でごみ処理に関する情報をわかりやすく提供します。
	○	○	◎

⑥ 「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」の発行

概要	本方策は、「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」の発行をとおして、12分別やごみ出しルールを周知するものです。		
関連	(3) ⑧ 「芦屋市家庭ごみハンドブック」の発行		
分類	再生利用（リサイクル）、適正処理		
効果	12分別やごみ出しルールを周知することで、ある程度の資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」に即したごみ出しルール等を遵守します。		「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」を発行します。
	○	—	◎

⑦ 食材や日用品の最後まで使い切り

概要	本方策は、食材や日用品の計画的購入や、最後まで使い切りを推進するものです。		
関連	該当なし		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	一般的に燃やすごみのうち、20～30%程度は厨芥類（生ごみ）であるとされているため食品ロス削減による、ある程度の減量効果が期待できます。		
	市民	事業者	市（行政）
	食品ロス等が発生しないような計画的な購入や、最後まで使い切りに努めます。	食品ロス等が発生しないよう、計画的な購入、サービスの提供を推進します。 また、缶詰等の食品ロスが発生した場合は、フードバンクを積極的に活用します。	市民及び事業者の本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

⑧ ごみの展開検査の実施

概要	本方策は、処理センターへ搬入される事業系ごみの展開検査を実施し、搬入禁止物や資源ごみの混入が確認された場合は、収集運搬許可業者や排出事業者に対して指導等を実施するものです。		
関連	(3) ⑩ 事業系ごみの適正処理の検討		
分類	適正処理		
効果	事業者には排出ルールの遵守を促すことで、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
		検査の結果、指導を受けた事業者は現況のごみ排出状況を改めます。	ごみの展開検査を実施し、状況に応じて指導を実施します。
	—	○	◎

(3) 継続方策

① 過剰包装の防止

概要	本方策は、買い物時の二重包装や小分け袋等の過剰包装の防止を推進するものです。		
関連	(1) ④ 過剰包装の拒否		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	買い物時における過剰包装の防止により、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	買い物時の不必要な過剰包装を拒否します。	商品等引渡の際に、過剰包装を抑制するよう努めます。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

② 製品の長期使用

概要	本方策は、製品を大切に長期間使用し、購入、使用、廃棄のサイクルを長くすることを推進するものです。		
関連	(1) ⑥ 製品の長期間使用		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	製品を長期間使用し、購入、使用、廃棄のサイクルを長くすることで、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	製品を長期間使用します。	製品を長期間使用します。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

③ リユース活動の実施

概要	本方策は、フリーマーケットやリサイクルショップの利用や、再使用（リユース）可能な製品の購入等を推進するものです。		
関連	(1) ① グリーンコンシューマーとしての活動 (1) ⑤ リターナブル容器製品の購入 (3) ② フリーマーケットの開催 (3) ⑥ リユースフェスタの開催		
分類	再使用（リユース）		
効果	リサイクルショップの利用やリユース容器製品の購入等による再使用（リユース）の推進により、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	リサイクルショップの利用や再使用（リユース）可能な製品を積極的に購入します。		フリーマーケットの機会の提供や、リユースフェスタにおける周知・啓発を実施します。
	◎	—	○

④ 環境に配慮した製品等の購入

概要	本方策は、環境性に配慮して、積極的に再利用品や再生原材料を使用した製品等の購入を推進するものです。		
関連	(1) ① グリーンコンシューマーとしての活動 (1) ⑪ 再利用や再資源化しやすい製品の購入、リサイクル製品の購入、グリーン購入の推進 (2) ② 事業活動におけるグリーン購入の推進		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	環境性を考慮した製品等の優先購入により、環境への負荷低減効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	製品等を購入する際に、価格、安全、性能に加えて環境性を考慮します。	製品等を購入する際に、価格、安全、性能に加えて環境性を考慮します。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	◎

⑤ 生ごみ堆肥化容器の活用

概要	本方策は、食材の最後まででの使い切りを実施して、なお発生する生ごみを堆肥化することで、生ごみの減量を推進するものです。		
関連	(1) ⑦ 生ごみの排出抑制（生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器）		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	生ごみ堆肥化による、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	生ごみ堆肥化容器を活用し生ごみの排出を抑制します。	生ごみ堆肥化容器を活用し生ごみの排出を抑制します。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	○	○

⑥ 生ごみの水切り

概要	本方策は、食材の最後まででの使い切りを実施して、なお発生する生ごみを水切りすることで、生ごみの減量を推進するものです。		
関連	(1) ⑧ 生ごみの水切りの推進		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	生ごみの水切りにより、生ごみ（平成 38 年度の生ごみ排出量は 4,663t と予測しています。）の排出量の 7%程度（他自治体事例より）を減量することとします。 減量効果 $4,663\text{t}/\text{年} \times 7\% = \underline{326\text{t}}$		
	市民	事業者	市（行政）
	生ごみの水切りを実施します。	生ごみの水切りを実施します。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

⑦ 12 分別の徹底

概要	本方策は、ごみ排出時の 12 分別を徹底し、再資源化を推進するものです。		
関連	(1) ⑨ 紙類、缶、ビンの家庭内での分別の徹底 (3) ⑨ 分別区分に基づく分別の徹底		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	燃やすごみ等に多量に混入している紙資源を分別回収することで、大きな資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	ごみの資源化に努めます。	ごみの資源化に努めます。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

⑧ 環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施

概要	本方策は、事業者が環境性を考慮した製品の設計、販売及びサービスの実施を推進するものです。		
関連	(2) ① 「スリム・リサイクル宣言の店」への加入		
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）		
効果	環境性を考慮した製品の設計、販売及びサービスの実施により、環境への負荷低減効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
		環境性を考慮した製品の設計、販売及びサービスを実施します。	事業者に本方策を啓発します。
	—	◎	○

⑨ 環境学習の実施

概要	本方策は、処理センターの見学会をとおして、ごみ処理の現状及びごみの減量化・再資源化等の情報を提供し、ごみに関する意識向上を図るものです		
関連	(3) ⑦ 施設見学会等の啓発活動の実施		
分類	該当なし		
効果	市民のごみに関する意識向上を目的とした方策のため、直接的な減量・資源化効果はありません。		
	市民	事業者	市（行政）
	施設見学会へ積極的に参加します。		施設見学会を実施します。
	○	—	◎

⑩ ポスター展の開催

概要	本方策は、市（行政）が、市内の小・中学生を対象に「ごみ問題」、「環境問題」をテーマとして、毎年ポスター作品を募集・展示するものです。	
関連	(3) ③ ポスター展の開催	
分類	該当なし	
効果	市民のごみや環境に関する意識向上を目的とした方策のため、直接的な減量・資源化効果はありません。	
	市民	事業者
	市内の小・中学生は積極的にポスター展に参加します。	
	○	—
		市（行政）
		ポスター展を開催します。
		◎

⑪ 持ち去り防止パトロールの実施

概要	本方策は、家庭ごみステーションに排出された資源ごみのうち、主に缶や紙資源の持ち去りを防止するものです。	
関連	該当なし	
分類	該当なし	
効果	家庭ごみステーションに排出された資源ごみの持ち去りの防止を目的とした方策のため、直接的な減量化・再資源化効果はありません。	
	市民	事業者
	持ち去り防止のため、市（行政）に協力（連絡）します。	持ち去り防止のため、市（行政）に協力（連絡）します。
	○	○
		市（行政）
		持ち去りパトロールを実施します。
		◎

⑫ 持ち込みごみ予約制の実施

概要	本方策は、処理センターへごみを持ち込む場合に、1週間前から前日までに持ち込みごみ予約センターに事前に申し込むことを義務付けるものです。	
関連	(3) ⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討	
分類	発生抑制（リデュース）	
効果	実績値より減量効果が確認できているため、ある程度の減量効果があると考えられます。	
	市民	事業者
	ごみを持ち込む場合は予約センターへ事前に申し込みます。	ごみを持ち込む場合は予約センターへ事前に申し込みます。
	○	○
		市（行政）
		持ち込みごみの予約制を実施します。
		◎

⑬ 適正な料金体系の検討

概要	本方策は、処理センターへ直接ごみを持ち込む場合の手数料の適正な料金体系を検討するものです。	
関連	(3) ⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討	
分類	該当なし	
効果	設定する料金体系により変動します。	
	市民	事業者
	ごみを持ち込む場合は料金体系に応じて料金を支払います。	ごみを持ち込む場合は料金体系に応じて料金を支払います。
	○	○
		市（行政）
		ごみ持ち込み時の適正な料金体系を検討します。
		◎

⑭ 有料化の検討

概要	本方策は、生活系ごみを排出する際のごみ袋毎に一定の手数料を徴収する有料化について、排出量の推移や方策の実施状況により、導入を検討するものです。		
関連	(3) ⑬ 近隣の状況に合わせた有料化の検討		
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、排出者負担の公平性		
効果	設定する料金体系により変動します。		
	市民	事業者	市（行政）
	有料化の導入について廃棄物減量等推進審議会等をとおして検討に参加します。		本市の減量化・再資源化状況を踏まえて、有料化の導入について検討します。
	○	—	◎

⑮ 分別区分の見直しの検討

概要	本方策は、現状焼却処理しているプラスチック製容器包装の分別収集を検討するものです。		
関連	(3) ⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	プラスチック製容器包装を分別し、リサイクルすることにより、大きな資源化効果があるとともに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量削減により環境への負荷の低減を図るものです。また、埋立処分場の延命化にもつながります。		
	市民	事業者	市（行政）
	分別区分の見直しについて廃棄物減量等推進審議会等をとおして検討に参加します。	分別区分の見直しについて廃棄物減量等推進審議会等をとおして検討に参加します	今後の焼却施設のあり方を踏まえて、分別区分の見直しを実施します。
	○	○	◎

⑯ 処理センターにおける適正処理の実施

概要	本方策は、処理センターに搬入されるごみの処理する上で、排ガスの基準値等の遵守や、ISO14001 に準拠した環境マネジメントシステムの導入等を実施し、環境への負荷の低減を図るものです。		
関連	(3) ⑭ 環境マネジメントシステムの適用		
分類	該当なし		
効果	処理センターにおける適正処理の実施により、環境への負荷低減効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
			処理センター稼働に伴う環境への負荷を低減します。
	—	—	◎

3 分別区分及び収集・運搬計画

分別区分は、現状の12分別を継続して実施しますが、施設の運営方針に合わせ社会環境の変化に対応したものとします。なお、今後、プラスチック製容器包装の分別収集について検討することとします。

収集・運搬は、現状の体制を維持しますが、「車両」については、分別区分や施設の運営方針に基づき収集方法の見直しや体制の整備を進め、「パイプライン」については、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めていきます。

(1) 計画の目標

分別区分及び収集・運搬については、本市のごみ処理状況や社会環境に即した、適正かつ効率的な体制を整備することを目標とします。

(2) 分別区分

分別区分は、現状の12分別を継続して実施することとします。

プラスチック製容器包装については、現在、熱回収（サーマルリサイクル）を実施していますが、今後は熱回収（サーマルリサイクル）よりも優先される、再生利用（リサイクル）について検討します。

ただし、プラスチック製容器包装の分別収集は、収集・運搬体制の見直しや資源化施設の整備が必要となり、後述する焼却施設の整備計画にも大きく影響することを考慮して慎重に検討することとします。

また、現在、蛍光灯や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物は「その他燃やさないごみ」として、分別・収集していますが、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の施行（平成28年12月予定）を受け、より適正な処理を図るため、分別・収集方法を検討するとともに処理方法についても検討します。

なお、その他の廃棄物についても、今後、社会環境の変化に対応した、分別・収集及び処理方法を検討します。

図表 6-1 分別区分計画

分別区分		対象物
燃やすごみ		生ごみ類, 布類, プラスチック類等
燃やさないごみ	紙資源	
	段ボール	段ボール
	雑誌・チラシ等	雑誌, チラシ, その他紙類
	新聞紙	新聞紙
	紙パック	紙パック
	ペットボトル	ペットボトル
	缶	スチール缶類, アルミ缶類
	ビン	ジュースのビン, 調味料のビン等
その他燃やさないごみ		小型家電, 鉄類, ガラス類, 陶器類等
粗大ごみ (縦・横・高さいずれか一辺)		50cm以上の燃やすごみ, 30cm以上の燃やさないごみ
一時多量ごみ		引っ越し等の一時多量ごみ
植木剪定ごみ		植木剪定の木, 枝, 葉っぱ

(3) 収集・運搬の方法

収集・運搬体制は、市全域を収集対象区域とし、今後も現状の体制を継続して実施します。

車両による収集は、今後、社会環境に即した分別区分や施設の運営方針に沿って総合的に収集・運搬体制を見直す機会においては、収集頻度や収集方法等についても検討することとします。

パイプライン施設は、老朽化による維持管理費や補修費、大規模改修や更新にかかる費用が高額になるため、施設のあり方も含めた様々な課題を整理し、施設の運営方針を定めて計画的に事業を進めていきます。

図表 6-2 収集・運搬の方法

分別区分		収集頻度	JR以北 地域	JR以南 地域	芦屋浜 地域	南芦屋浜 地域		
燃やすごみ		週2回	委託 (ステーション)	直営 (ステーション)	パイプライン収集 直営・委託	パイプライン収集 ・直営・委託		
燃やさない ごみ	紙資源	月1回			委託 (ステーション)	直営 (ステーション)	直営・委託 (ステーション)	直営・委託 (ステーション)
	段ボール	月1回						
	雑誌・チラシ等	月1回						
	新聞紙	月1回						
	紙パック	月1回						
	ペットボトル	月2回						
	缶	月1回						
ビン	月1回							
その他燃やさないごみ	月2回							
粗大ごみ (縦・横・高さいずれか一辺)		申込制	直営(ステーション)		直営(ステーション)	直営(ステーション)		
一時多量ごみ		申込制	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)		
植木剪定ごみ		申込制	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)		

※ 芦屋浜地域及び南芦屋浜の一部地域の「燃やさないごみ」については、収集形態が異なるため、表のように記述しています。

(4) 収集・運搬量

中間目標年度(平成32年度)及び目標年度(平成38年度)における収集・運搬量は、以下のとおりです。

図表 6-3 収集・運搬量

単位:t/年

分別区分\年度		実績値		
		H27	H32	H38
燃やすごみ		17,745	16,541	14,769
燃やさない ごみ	紙資源	1,162	1,179	1,224
	ペットボトル	177	177	178
	缶	134	135	135
	ビン	823	816	817
	その他燃やさないごみ	630	602	585
粗大ごみ		257	257	257
一時多量ごみ		213	211	177

※ 植木剪定ごみは燃やすごみに含みます。

4 中間処理計画（ごみ処理施設整備計画）

本市の焼却施設及び資源化施設は、老朽化に対応するため、施設の延命化、建替え又は広域化に当たっては、二酸化炭素排出量削減等の環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

（1）計画の目標

中間処理については、搬入されたごみを安全かつ適正に処理し、ごみの減容化、再資源化及び安定化を行うことにより、環境負荷の低減を目指します。

また、焼却施設及び資源化施設の老朽化が顕著となっていることを踏まえ、今後の施設整備方針を検討し、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

（2）中間処理の方法

中間処理体制は、今後も現状の体制を継続して実施します。

ただし、今後の分別区分の見直しや、焼却施設及び資源化施設の整備方針の検討結果によっては、適宜見直すこととします。

図表 6-4 中間処理の方法

分別区分		中間処理方法		中間処理施設
		一次処理	二次処理	
燃やすごみ		焼却処理	焼却灰・バグ灰：埋立処分	処理センター
燃やさないごみ	資源	保管	資源物：再資源化	
	ペットボトル	選別・圧縮処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
	缶	選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
	ビン	選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
	その他燃やさないごみ	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
粗大ごみ		破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
一時多量ごみ		焼却処理	焼却灰・バグ灰：埋立処分	
植木剪定ごみ		焼却処理	焼却灰・バグ灰：埋立処分	

(3) 中間処理施設の整備計画

ごみの焼却施設については、平成 8 年に供用開始し、一度延命化対策を行い平成 32 年までの運用計画となっています。効率的で持続可能な運用を目指し、現在、平成 33 年以降の計画を検討しており、(ア) 再度延命化対策を行い建て替える案と、国の指針等に基づき(イ) 近隣市との広域処理を行う案が考えられます。また、資源化施設についても、建替えや広域処理が考えられます。

パイプライン施設については、「3 分別区分及び収集・運搬計画」(83~84 ページ)のなかで方針を定めています。

ア 施設の概要

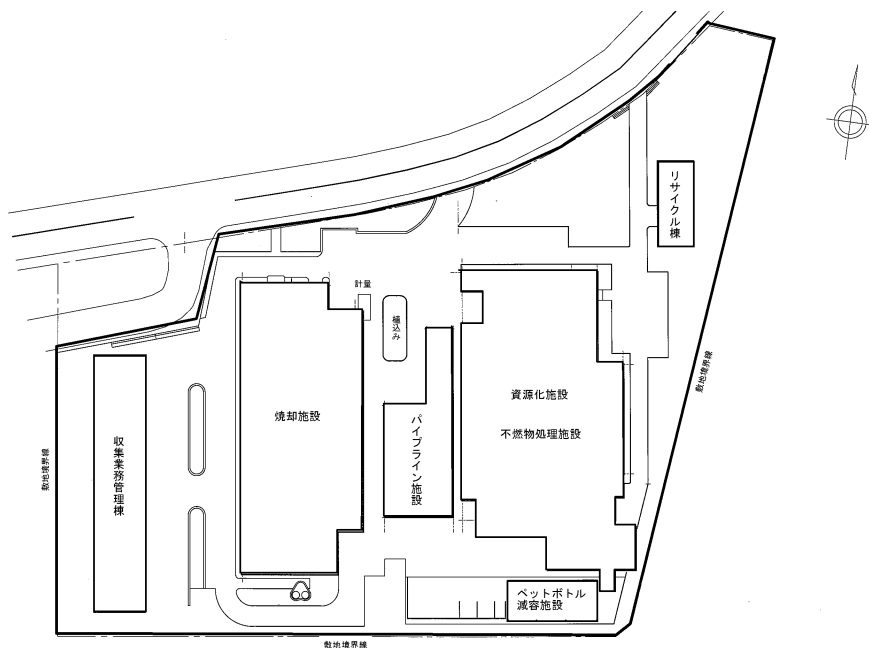
中間処理施設の整備計画の対象となる施設は以下のとおりです。

図表 6-5 施設の概要

ごみ種	施設	供用開始	経過年数 ※H28 時点	備考	
可燃物	焼却施設 (115t/日×2 炉)	平成 8 年 3 月	約 20 年	H32 まで 延命化対策済	
不燃物	資源化 施設	不燃物処理施設	昭和 52 年 7 月等	約 39 年	旧焼却施設 再利用
	ペットボトル 減容施設	平成 12 年 7 月	約 16 年	旧収集車庫棟 再利用	
可燃・ 不燃物	リサイクル棟	昭和 52 年 7 月	約 39 年	旧管理棟 再利用	

図表 6-6 施設配置図

芦屋市浜風町 31 番 1 号 敷地面積：約 23,700 m²



イ 計画案の概要

本市の焼却施設は一度延命化対策を行っており、再度の延命化となるため、建替え及び広域化を視野に入れた実施が必要です。

(ア) 再度延命化対策を行い建て替える案（単独処理）

- ①概要：同敷地内に建て替えると想定すると、現焼却施設の再度延命化対策を行いながら、リサイクル棟の解体→新資源化施設の建設→現資源化施設（旧焼却施設）の解体→新焼却施設の建設を行うこととなります。
- ②建設完成時期（カッコ内は供用開始）：資源化施設は平成 33 年（34 年）頃、
焼却施設は平成 41 年（42 年）頃
- ③利点：処理方式、分別区分、熱利用計画などを市独自で計画できます。
- ④課題：広域処理と比較して、施設建設費及び維持管理費に多額の経費が必要なことや、発電効率が低いことなどがあげられます。

(イ) 近隣市との広域処理を行う案（広域処理・広域化）

- ①概要：ごみ（可燃物及び不燃物）の処理を近隣市と広域処理で行います。広域処理の開始時期によっては、現焼却施設の再延命化対策を行います。
- ②広域処理開始時期：上記(ア)②と概ね同じ時期と考えられますが、詳細は近隣市との検討及び協議で決まります。
- ③利点
 - ・ 単独処理と比較して、施設建設費及び維持管理費において、スケールメリットがあり経費削減が見込めます。
 - ・ 大型の焼却施設になり効率の良い発電（エネルギー回収）ができます。
 - ・ 災害廃棄物仮置き場、建設候補地の選択肢が増えます。
- ④課題
 - ・ 受入れ側の市民の理解、搬入車両増加、環境への負荷
 - ・ 搬出側の運搬経費の増加
 - ・ ごみ処理について、両市での協議が必要になります。

図表 6-7 施設整備計画スケジュール案

施設名		供用開始	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	～														
既存施設	焼却施設		延命化済										再延命化																						
	115t/日×2炉	平成8年3月	33年間稼働																																
	資源化施設		44年間稼働										21年間稼働																						
	不燃物処理施設	昭和52年7月等																																	
	ペットボトル減容施設	平成12年7月																																	
新施設案	(ア) 単独処理の場合		●----->																																
	計画・調査・設計・工事		●----->																																
	焼却施設	平成42年予定	●----->																																
	資源化施設	平成34年予定	●----->																																
	(イ) 広域処理の場合	供用開始予定は、(ア) 単独処理の場合と概ね同じ時期と考えられますが、時期も含めて近隣市との検討及び協議のため、詳細な時期は表示していません。																																	

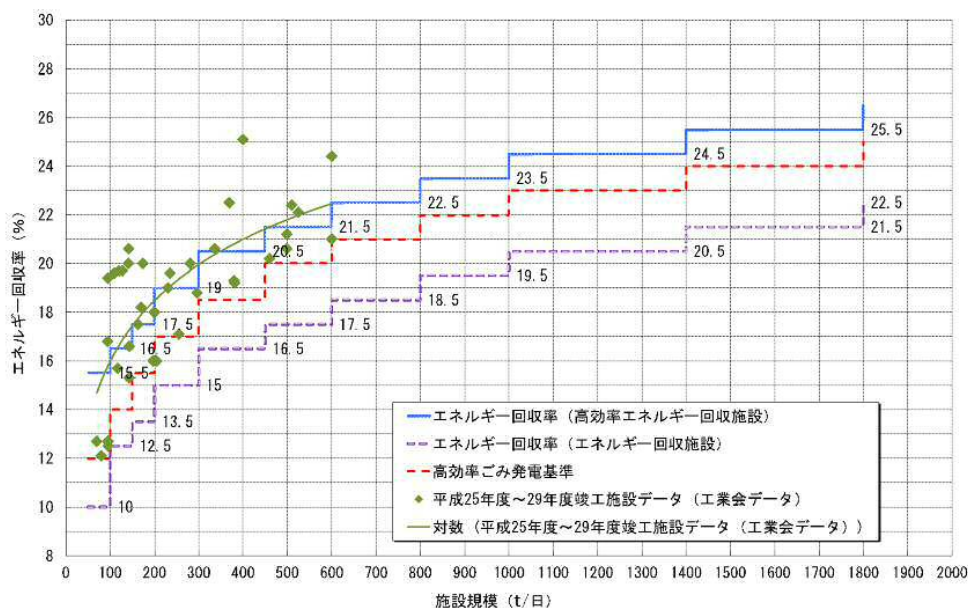
ウ 今後の進め方

前項の「イ 計画案の概要」にある2つの計画案の検討を進めます。

計画案の1つである近隣市との広域処理の検討をさらに進めるに当たっては、不確定要素が多くあるため、施設整備時期に近い西宮市と検討及び協議を行うこととします。なお、資源化施設の整備に当たっては、プラスチック製容器包装の分別も考慮して検討します。それらの結果を基に判断し、施設の運営方針を定め、事業を計画的に進めます。

また、施設の故障時や緊急時等に備えて、近隣自治体とごみ処理の相互支援体制についても検討が必要です。

図表6-8 施設規模毎のエネルギー回収率



出典：「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成28年3月改訂）」
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

(4) 中間処理量

中間目標年度（平成 32 年度）及び目標年度（平成 38 年度）における中間処理量は、以下のとおりです。

図表 6-9 焼却施設処理量

単位:t/年

項目\年度	実績値			目標値		
	H27	H32	H38	H27	H32	H38
搬入	29,347	27,261	24,514			
燃やすごみ	28,168	26,319	23,582			
選別残渣	1,179	942	932			
搬出	5,194	4,825	4,339			
焼却灰・バグ灰	5,194	4,825	4,339			

図表 6-10 資源化施設処理量

単位:t/年

項目\年度	実績値			目標値		
	H27	H32	H38	H27	H32	H38
搬入	3,344	3,326	3,356			
資源ごみ	2,296	2,307	2,354			
紙資源	1,162	1,179	1,224			
ペットボトル	177	177	178			
缶	134	135	135			
ビン	823	816	817			
その他燃やさないごみ	791	762	745			
粗大ごみ	257	257	257			
搬出	3,344	3,326	3,356			
資源化物	2,165	2,385	2,424			
紙資源	1,227	1,242	1,285			
ペットボトル	142	142	143			
缶	133	134	134			
ビン	392	603	603			
金属類	271	264	259			
選別残渣	1,179	942	932			

5 最終処分計画

焼却処理の過程で発生する焼却灰・バグ灰は、今後も大阪湾フェニックスセンターが管理する「神戸沖埋立処分場」において埋立処分します。

(1) 計画の目標

最終処分については、ごみの減量化・再資源化及び中間処理施設における適正処理を実施することで、最終処分量の減量を推進し、最終処分場への負担軽減を目指します。

(2) 最終処分の方法

本市の地目別土地面積は、宅地が約80%を占めていることに加え、六甲山等の山間部も風致地区に指定されていることから、市内に最終処分場を確保することは困難です。

そのため、焼却灰・バグ灰は、今後も大阪湾フェニックスセンターへ委託し、最終処分を行うこととします。

委託にあたっては、ごみの減量化・再資源化を推進し、最終処分量の減量化を図りつつ、大阪湾フェニックスセンターの受入基準を遵守します。

また、焼却灰・バグ灰を運搬する際は、大阪湾フェニックスセンターが指定する阪神高速5号湾岸線を利用し、できる限り受入基地周辺の環境を保全します。

(3) 最終処分量

平成29年度以降の本市の最終処分量は、以下のとおりです。

図表 6-11 最終処分量

年度	埋立年数	埋立量	
		(t/年)	累計(t)
H29	1年目	5,068	5,068
H30	2年目	4,987	10,055
H31	3年目	4,906	14,961
H32	4年目	4,825	19,786
H33	5年目	4,744	24,530
H34	6年目	4,663	29,193
H35	7年目	4,582	33,775
H36	8年目	4,501	38,276
H37	9年目	4,420	42,696
H38	10年目	4,339	47,035

6 その他必要事項

災害廃棄物については、今後、「芦屋市災害廃棄物処理計画」を策定する中で検討します。
また、特別管理一般廃棄物及び併せ産廃の排出方法については、家庭ごみハンドブック等で引き続き周知します。

(1) 災害廃棄物

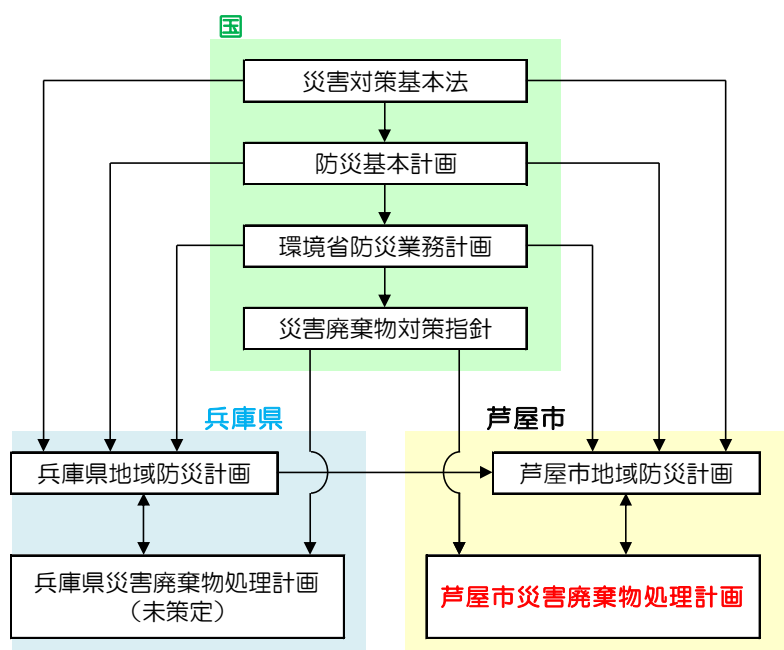
非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含む恐れがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

本市では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民、市（行政）、関係機関が連携し、災害予防、災害応急対策等の総合的・計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図ることを目的として芦屋市地域防災計画を策定しています。

今後は、災害廃棄物対策指針や芦屋市地域防災計画等を踏まえ、芦屋市災害廃棄物処理計画を策定するものとし、当該計画に基づき、災害発生時には、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行うものとしします。

なお、芦屋市災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、仮置場の確保、廃棄物（有害な廃棄物や危険な廃棄物等の処理困難物を含む。）の分別及び処理方法、さらに周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要となる事項を定めるものとし、同計画の見直しの際は、新しい知見や経験、科学的な情報を踏まえたものとしします。

図表 6-12 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画



(2) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する廃棄物をいいます。

本市では、特別管理一般廃棄物の収集及び処理を行っていないため、排出方法については、家庭ごみハンドブック等で周知しています。

なお、焼却施設の焼却処理の過程で発生するバグ灰は、特別管理一般廃棄物に該当しますが、焼却施設において無害化处理しています。

(3) 併せ産廃

本市では、産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず、その他市長が必要と認めたものに限り、処理センターへ搬入することができます。

当該産業廃棄物を処理センター搬入する場合は、本市で定めている遵守事項に従う必要があります。

(4) 適正処理困難物

本市では、消火器、土砂、ブロック、レンガ、石、塗料類、ラッカー、単車、アスベスト含有製品、フロンガス含有製品、中身の入ったスプレー缶等の処理困難物の収集・処理を行っていないため、排出する際は、製造、販売メーカーへ相談するか、処理困難物処理店に依頼する必要があります。

(5) 温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村は自ら排出する温室効果ガスを排出抑制するための施策を推進するとともに、実行計画を策定するものとされています。

環境省は、「『気候変動に関する国際連合枠組条約』に基づく日本国報告書」において、温室効果ガスの排出抑制対策の具体的政策として廃棄物分野をあげており、日本の温室効果ガス総排出量に対する廃棄物分野の占める割合は、平成 26 年度実績で 2.3%となっています。

本市では、次期焼却施設の整備において、ごみ発電や省電力機器の採用による二酸化炭素の排出削減を目指します。

また、プラスチック製容器包装を焼却処分するのではなく、資源としてリサイクルすることで二酸化炭素のより一層の排出削減を目指します。

7 関連計画等

本計画は、国や県の関連計画等を踏まえて策定します。

(1) 国

ア 第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）

国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目的とし、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づき第三次国計画を策定しています。

第三次国計画においては、循環型社会を形成するために、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的な方向性を国民、事業者、行政等の各主体が共有したうえで、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たすとしています。

一般廃棄物については、リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度を総体的に図る指標として、1 人 1 日当たりのごみ排出量を平成 12 年度比で約 25%減（約 890g/人・日）するとしています。

また、国民のごみ減量化や分別収集の努力をあらわす指標として、資源ごみ及び集団回収を除いた、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を、平成 12 年度比で約 25%減（約 500g/人・日）するとしています。

さらに、事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす指標として、事業系ごみ排出量を、平成 12 年度比で約 35%減（約 1,170 万 t）するとしています。

図表 6-13 目標値（第三次国計画）

策定年度	平成25年5月	
基準年度	平成12年度	
目標年度	平成32年度	
目標値	1人1日当たりのごみ排出量	約25%減
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約25%減
	事業系ごみ排出量	約35%減

イ 廃棄物処理法基本方針（平成 28 年 1 月）

国においては、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針として、廃棄物処理基本方針を策定しています。

廃棄物処理法基本方針においては、廃棄物の不適正処理の防止、その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

一般廃棄物については、第三次国計画に掲げられた目標等を踏まえ、平成 32 年度にお

いて、平成 24 年度比で、ごみ排出量を約 12%減、リサイクル率を約 27%に増加、最終処分量を約 14%減するとしており、家庭系ごみ排出量については、平成 32 年度において 500g/人・日とするとしています。

図表 6-14 目標値（廃棄物処理基本方針）

策定年度	平成28年1月	
基準年度	平成24年度	
目標年度	平成32年度	
目標値	ごみ排出量	約12%減
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約500g/人・日
	リサイクル率	約27%
	最終処分量	約14%減

なお、廃棄物処理法基本方針においては、再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理の広域化を推進しています。

(2) 兵庫県

ア 兵庫県廃棄物処理計画（平成 25 年 3 月）

兵庫県においては、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として、兵庫県廃棄物処理計画を策定しています。

兵庫県廃棄物処理計画においては、県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、持続可能な循環型社会の実現に向けた更なる取り組みや、地球温暖化などの地球規模の課題に対して、持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取り組み等を進めるとしています。

一般廃棄物については、1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収を除く。）を平成 32 年度において、平成 22 年度の全国トップレベルである 835g/人・日にするとしています。

また、リサイクル率については、平成 32 年度において、策定当時の廃棄物処理法基本方針の目標値である 25%としています。

最終処分量については、リサイクル率と同様、策定当時の廃棄物処理基本方針を参考に平成 32 年度において、平成 19 年度比 30%減するとしています。

図表 6-15 目標値（廃棄物処理基本方針）

策定年度	平成25年3月	
基準年度	平成19年度	
目標年度	平成32年度	
目標値	ごみ排出量	17%減
	1人1日当たりのごみ排出量 (集団回収除く)	835g/人・日
	リサイクル率	25%
	最終処分量	30%減

なお、兵庫県廃棄物処理計画においては、循環型施策の推進や人口減少社会の到来により、ごみ排出量が中長期的に減少傾向にあることや、ごみ焼却時のエネルギー回収の有効性から、県内市町のごみ処理施設の広域化が重要であるとしています。

語句の説明

1	あ 行	96
2	か 行	97
3	さ 行	99
4	た 行	102
5	な 行	104
6	は 行	104
7	ま 行	106
8	や 行	106
9	ら 行	106
10	英数字	107

あ行

【芦屋市地域防災計画】

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市の市域における災害に係わる処理すべき事務又は業務に関し、市民の積極的な協力と合わせ、市域内の関係機関の協力業務も含めて、総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を資することを目的としたもの。

【芦屋市廃棄物減量等推進審議会】

平成 18 年 6 月に「廃棄物処理法 第 5 条の 7」及び「芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例」に基づいた「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進、分別収集の実施、啓発活動等の一般廃棄物の基本方針に関する事項等を審議するもの。

【委託業者】

市町村から、ごみの収集・運搬又は処理・処分の業務を委託された業者。

ごみ（一般廃棄物）の収集・運搬及び処理・処分は、「廃棄物処理法」により、市町村の責務となっているが、市町村が行うことが困難な場合には、自らの業務を収集・運搬業者又は処理・処分業者に委託することが認められている。

【一時多量ごみ】

引っ越し等の際に一時的に多量に発生するごみ

【一般廃棄物】

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。

「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じる「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」に分類される。

【延命化】

基幹的設備・機器の更新等の整備を、適切な時期に計画的に行うことにより、施設を長持ちさせること。

【大阪湾広域処理場整備促進協議会】

大阪湾圏域において行われる広域処理場の整備に当たり、相互の意思疎通を図り、大阪湾フェニックス事業の円滑な運営を支援することを目的として、昭和 57 年に設立。フェニックス事業圏域内の 2 府 4 県 168 市町村及び 4 港湾管理者の計 178 団体から構成されている。

【大阪湾フェニックス】

昭和 56 年に公布された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏において昭和 57 年 3 月に 2 府 4 県 159 市町村港湾管理者の出資により設立された。地方公共団体等から、委託を受けた一般廃棄物等や産業廃棄物等の埋立てを行っている。

現在、泉大津沖、尼崎沖、神戸沖、大阪沖の埋立処分場を有している。

【温室効果ガス】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し、再放出する気体。

パリ協定では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

か行

【回収業者】

ごみを回収する業者

【買い物袋（マイバッグ）持参運動】

買い物袋を持って行き、レジ袋を使わないようにすること。

レジ袋の有料やレジ袋を使わなかった時にスタンプを押して、スタンプが溜まったら商品券と引き換えるなど、マイバッグ運動を支援する取組を展開する店舗も増えている。また、最近では、ペットボトルを再資源化した買い物袋や奇抜なデザインをしたもの、使い易く工夫をしたものも販売されている。

【ガス冷却】

焼却施設において、焼却炉からの排ガスを冷却する設備のこと。

【環境基本法】

環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項を定めた法律

【環境マネジメントシステム（EMS）】

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。

【行政収集】

行政収集は、市民から出されたごみを行政の責任で収集することを指し、市直営で行う場合と収集業務を委託している業者により行われる場合とがある。

これに対して、自己搬入、許可業者による搬入、集団回収がある。

【許可業者】

廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬・処理を業として行う者のこと。

【国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）】

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指すものであり、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定められている。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

【グリーンコンシューマー】

消費者が「環境に良い」とされる商品を選択することにより、販売店やメーカーに環境負荷の少ない商品を販売、製造することを促し、市場全体を環境に配慮した方向に変えていくことができる消費者のこと。

【経済センサス基礎調査】

事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査

【建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）】

特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている法律

【減容化】

焼却・破砕等の中間処理により、ごみのかさ（容積）を減らすこと。

【減量化】

「発生抑制」や「再使用」等の施策を通じて、排出されるごみを減らすこと。

【広域処理・広域化】

単一の自治体ではなく、複数の自治体でごみの共同処理を行うこと。

【小型家電】

携帯電話、デジタルカメラ等を指す。小型家電には、金や銅など、有用金属が多く含まれる一方で、鉛などの有害な金属も含む。また、希少なレアメタルも含まれている。

【小型家電リサイクル法】

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律

【戸別収集】

排出者が各住居前にごみを出し、収集車が各住居を回り、これを収集する方法のこと。

さ行

【災害廃棄物対策指針】

都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所、ごみ等を含む。）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したもの。

【再資源化】

ごみとして、排出されたものを再び有価物として利用するための工程を指す。「再生利用」と同義。

【最終処分】

廃棄物を埋め立てて、廃棄処分すること。

固体廃棄物や減容処理した灰分などを地表や水底等に積み重ねていくことをいい、最終的なごみの処分法として、古くから行われてきた。

【再使用】

一旦使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。

【再生事業者】

収集された資源化物を再生資源化し、再生資源化物を作る事業者

【再生利用】

ごみから原材料を回収し、再び利用すること。

原材料として再利用するマテリアル・リサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

【細組成分析】

家庭から排出される生活系ごみや事業所などから排出される事業系ごみについて細かく組成割合を調査すること。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同施行令で指定されている 19 種類の廃棄物。一部には排出業種が特定されている。その処理責任は事業者が負い、指導等は都道府県が所管している。

【事業者アンケート】

芦屋市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定に関する事業者アンケートのこと。現在のごみ処理のあり方などに関する事業者の意向を把握し、ごみの施策に反映するため、平成 27 年 10 月から 11 月にかけて市内の事業所を対象に実施したもの。アンケート結果は本市ホームページで公表している。

【資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）】

① 事業者による製品の回収・リサイクル対象の強化、② 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③ 回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とする。

【自己搬入】

排出者が自ら処理施設にごみを運搬すること。

【市民アンケート】

芦屋市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定に関する市民アンケートのこと。現在のごみ処理のあり方などに関する市民の意向を把握し、ごみの施策に反映するため、平成 27 年 10 月から 11 月にかけて市内在住の 20 歳以上の方を対象に実施したもの。アンケート結果は本市ホームページで公表している。

【車両収集】

パッカー車やダンプ車等により、ごみを収集する方法のこと。

【収集・運搬】

ごみを集め、処理・処分施設まで運ぶこと。

【集団回収】

自治会、子ども会、マンション管理組合等が主体となり、各家庭から出る紙資源や缶等の資源ごみを回収し、資源回収業者に引き渡す、市民の自主的なリサイクル活動を指す。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉。

循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されている。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、① 廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、② 使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、③ 廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、④ 廃棄物等の熱を得ることにより利用する「熱回収」、⑤ 廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記している。

【焼却灰・バグ灰（ばいじん処理物）】

どちらも廃棄物を焼却した後に残った灰のことで、焼却炉本体から、排出される焼却残留物を「焼却灰」、集塵装置であるバグフィルターで捕集された飛灰を「バグ灰」と呼称している。バグ灰は、「特別管理一般廃棄物」として、焼却灰と分離して無害化処理を行ってから搬出している。

【将来人口推計】

将来における人口を予測すること。

【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）】

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体の役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律

【処理手数料】

市民や事業者等の排出者に対して、ごみ処理に係る費用の一部として徴収される料金のこと。

【ステーション方式】

複数の家庭が利用するステーションと呼ばれる地域の集積所にごみを出し、収集車が各ステーションを回り、これを収集する方法のこと。

【ストーカ炉】

階段状の火格子である「ストーカ」の上で、ごみを移動させながらストーカ下部より送り込んだ燃焼空気によって焼却する焼却炉のこと。

【スリム・リサイクル宣言の店】

ごみ減量化や再資源化に取り組む店舗・事業者を市が指定したもの。

【選別残渣】

資源ごみのうち、資源化物選別後に残る不要物のこと。

【粗大ごみ】

本市で規定している、縦・横・高さのいずれか一辺が 50 cm以上の燃やすごみ、または 30 cm以上の燃やさないごみを指す。

た行

【段ボールコンポスト】

家庭から出る生ごみをピートモス等の基材とともに段ボール箱に入れ、その中で減量・堆肥化を行うもの。

【地球温暖化】

地球温暖化は、大気中に二酸化炭素やメタン、フロンガスなどの「温室効果ガス」が増加することによって起きる。中でも石炭や石油などの化石燃料を燃やした際に出る二酸化炭素の影響が大きいとされている。

【中間処理】

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ等、再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

【直営】

市町村が自らごみの収集・運搬又は処理・処分を行うこと。

【低炭素社会】

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温暖化ガスを極力排出しない経済社会像のこと。石油などの化石燃料に過度に頼らずに自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

【適正処分】

発生抑制，再使用，再生利用，熱回収の後に行われる最終処分を指す。

【適正処理困難物】

一般廃棄物の処理責任は，原則として市町村にあるが，近年の製品の複雑化を考慮すると，すべてを市町村において，処理することはできない。

そこで，「廃棄物処理法」第6条の3では，全国的に適正な処理が困難となっているものを環境大臣が「適正処理困難物」に指定できることと定めている。また，同法第6条の3第2項においては，市町村長が製造販売者に対して引取り等の協力を要請できるものとしている。

【展開検査】

中間処理施設に搬入されるごみについて，分別が不十分であったり，産業廃棄物などの持ち込めないごみの混入がないか等を検査すること。

【店頭回収】

アルミ缶，スチール缶，ペットボトルなどの回収箱をスーパー，小売市場，商店などの店頭において，消費者が直接店頭の回収箱に持ち込み，分別回収を行う方式のこと。

【特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）】

関係者（製造業者，輸入業者，小売業者，消費者）の果たすべき義務と，リサイクル義務の対象となる機器（テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機，エアコン）を規定し，有用な部品や材料をリサイクルして，廃棄物の減量化，資源の有効利用を推進する法律

【特別管理一般廃棄物】

一般廃棄物のうち，爆発性，毒性，感染性，有害性があり，他の廃棄物と区別して，収集・運搬及び処理・処分しなければならないもの。

PCB含有部品（廃エアコンディショナ等），ばいじん（集塵設備によって集められた灰），感染性廃棄物（家庭用医療機器等）を指す。

【特別管理廃棄物】

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の総称であり，廃棄物処理法において，「爆発

性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」として規定され、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っている。

【都市計画区域】

市街地を含み、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都道府県が「都市計画法」に基づき指定した区域のこと。

な行

【生ごみ堆肥化容器】

一般家庭から排出される生ごみを堆肥化するため、プラスチック等の素材の筒状容器で屋外の土の上に設置して微生物の働きを利用して堆肥を作る容器のこと。

【熱回収】

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。サーマルリサイクルともいう。

ごみの焼却から得られる熱がごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている例がある。

は行

【排ガス】

焼却炉から排出されるガスの総称

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）】

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等を内容とする。

【排出事業者責任】

一般廃棄物はそれが発生した市町村が一般廃棄物処理計画を策定した上で処理することとされているのに対し、産業廃棄物はそれを排出した事業者が自ら処理しなければならないこととされている。

【灰の溶融】

焼却処理の過程で発生する灰を、1,200度以上の高温で溶かし「スラグ」と呼ばれるガラス状の粒にすること。

【パイプライン】（空気輸送）

地中に埋めた管路を通して、ごみを地域から処理施設へ輸送する方法。

【発生抑制（リデュース）】

廃棄物の発生自体を抑制すること。

リユース、リサイクルに優先される。

事業者には、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化などの製品の設計から、販売に至るすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなど、ライフスタイル全般にわたる取組が必要である。

【パブリックコメント】

市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続きをいう。

【1人1日当たりのごみ排出量】

年間のごみ排出量を当該年度の人口と年間日数で除して求めた値のこと。

【費用対効果】

費用便益分析として、施策又は事業等を立案する時に、その施策又は事業等を行うことに要する費用と、行わないことで必要となる費用をその施策又は事業等によって得られる便益と比較して、貨幣価値として算出する手法のこと。

【風致地区】

「都市計画区域」のうち、自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画、また、都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区であって、「地域地区」の一つとして市町村が都市計画に定めた地区のこと。

【フードバンク】

まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。

【不適物】

適正な分別がなされないことにより、中間処理や再資源化工程で異物となるごみを指す。

【不法投棄】

廃棄物をみだりに捨てること。

「廃棄物処理法」では、産業廃棄物は、排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされているが、産業廃棄物が増加しているにもかかわらず、最終処分場の確保が困難なため、無許可業者による不法投棄が増加している。また、大規模

な産業廃棄物の不法投棄以外にも、廃家電、使用済自動車、廃船、日常生活に伴う家庭ごみや粗大ごみの不法投棄も増加している。

罰則規定があり、5年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金となっている。

【フリーマーケット】

不用品や再生が可能なものを、公園や広場に持ち寄って売買又は交換し、再使用を図る活動のこと。

ま行

【三つのガイドライン】

三つのガイドラインとは、平成19年6月に策定された「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を指す。

や行

【有価物】

再生利用ができる資源物や売却できる価値のある資源物等を指す。

【有料化】

廃棄物の排出量の増加に伴い、その処理について、一定の経済的負担をさせることが受益者負担の観点から公平であること、ごみ処理の有料化によってその減量化に一定の効果が見込まれることなどの理由から、市町村が適正な費用負担を求める方法として、一般廃棄物の処理に関し、手数料を徴収するもの。

【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）】

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律

ら行

【リサイクル率】

処理した廃棄物のうち、回収した資源化量の割合のこと。

【リユース（リターナブル）容器】

一升瓶やビール瓶など、繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できる容器のこと。

【PDCA サイクル】

品質管理の分野で提唱されている管理システムの基本的概念を指す。

PLAN（計画の策定）→DO（施策の実行）→CHECK（評価）→ACT（見直し）の順に実施し、次の段階のPLAN（計画）に繋げることで、継続的な改善を行う。

【RDF】

家庭から分別収集した生ごみ、紙ごみ、プラスチックなどの可燃ごみを破碎・乾燥し、接着剤・石炭などを加えて練り上げ圧縮し円筒状のペレットにした固形燃料のこと。

【12 分別収集】

本市で行っている①燃やすごみ、②雑誌、チラシ、その他紙類、③新聞紙、④紙パック、⑤ダンボール、⑥ペットボトル、⑦缶、⑧ビン、⑨その他燃やさないごみ、⑩粗大ごみ、⑪一時多量ごみ、⑫植木剪定ごみの12分別収集のこと。

【3R】

Reduce 発生抑制、

Reuse 再使用、

Recycle 再生利用の頭文字をとったもの。

廃棄物処理やリサイクルの優先順位を示している。

【5R】

3Rに加えて、「Refuse（断る。）」、「Repair（修理する。）」を含めた、ごみの減量化・再資源化の取組を指す。